

○農業土木施工管理基準（令和6年4月1日） 一部改正新旧対照表

改正後		現行	
表紙 農業土木工事施工管理基準		表紙 農業土木工事施工管理基準	
<u>令和6年4月</u>		<u>平成25年4月</u>	
農業土木工事施工管理基準の経緯		農業土木工事施工管理基準の経緯	
昭和50年 5月19日	制定	昭和50年 5月19日	制定
昭和52年10月 3日	第1回改正	昭和52年10月 3日	第1回改正
昭和55年10月 6日	第2回改正	昭和55年10月 6日	第2回改正
昭和60年 7月 1日	第3回改訂	昭和60年 7月 1日	第3回改訂
平成 4年 9月21日	第4回改正	平成 4年 9月21日	第4回改正
平成 8年 7月16日	第5回改正	平成 8年 7月16日	第5回改正
平成12年 5月 1日	第6回改正	平成12年 5月 1日	第6回改正
平成19年 7月 1日	第7回改正	平成19年 7月 1日	第7回改正
平成25年 4月 1日	第8回改正	平成25年 4月 1日	第8回改正
<u>令和 6年 4月 1日</u>	<u>第9回改正</u>		<u>[新設]</u>
農業土木工事施工管理基準		農業土木工事施工管理基準	
目次		目次	
○農業土木工事施工管理基準	1	○農業土木工事施工管理基準	1
別表第1 直接測定による出来形管理	4	別表第1 直接測定による出来形管理	4
1 共通工事	5	1 共通工事	5
2 ほ場整備工事	19	2 ほ場整備工事	19
3 農用地造成工事	21	3 農用地造成工事	21
4 <u>舗装工事・道路改良</u> 工事	25	4 <u>農道</u> 工事	25
5 水路トンネル工事	35	5 水路トンネル工事	35
6 水路工事	<u>39</u>	6 水路工事	<u>37</u>
7 <u>排水路工事・河川</u> 工事	<u>45</u>	7 <u>河川及び排水路</u> 工事	<u>41</u>
8 管水路工事	<u>49</u>	8 管水路工事	<u>45</u>
9 畑かん施設工事	<u>77</u>	9 畑かん施設工事	<u>73</u>
10 橋梁工事	<u>79</u>	10 橋梁工事	<u>75</u>
11 橋梁下部工事	<u>83</u>	11 橋梁下部工事	<u>79</u>
12 法面保護工事	<u>89</u>	12 法面保護工事	<u>85</u>
13 暗渠排水工事	<u>97</u>	13 暗渠排水工事	<u>91</u>
14 フィルダム工事	<u>99</u>	14 フィルダム工事	<u>93</u>
15 頭首工工事	<u>103</u>	15 頭首工工事	<u>97</u>
16 海岸河川工事	<u>105</u>	16 海岸河川工事	<u>97</u>
17 ため池改修工事	<u>111</u>	17 ため池改修工事	<u>101</u>
		<u>18 集落排水工事（管路施設）</u>	<u>106</u>
		<u>19 集落排水工事（汚水処理施設）</u>	<u>128</u>
別表 ア、イ、ウ、エ、オ、カ	<u>115</u>	別表 ア、イ、ウ、エ、オ、カ	<u>164</u>

改正後		現 行	
別表第2	撮影記録による出来形管理	別表第2	撮影記録による出来形管理
1	共通工事	1	共通工事
2	ほ場整備工事	2	ほ場整備工事
3	農用地造成工事	3	農用地造成工事
4	舗装工事・道路改良工事	4	農道工事
5	水路トンネル工事	5	水路トンネル工事
6	水路工事	6	水路工事
7	排水路工事・河川工事	7	河川及び排水路工事
8	管水路工事	8	管水路工事
9	畑かん施設工事	9	畑かん施設工事
10	橋梁工事	10	橋梁工事
11	橋梁下部工事	11	橋梁下部工事
12	法面保護工事	12	法面保護工事
13	暗渠排水工事	13	暗渠排水工事
14	フィルダム工事	14	フィルダム工事
15	頭首工工事	15	頭首工工事
16	海岸河川工事	16	海岸河川工事
17	ため池改修工事	17	ため池改修工事
別表第3	品質管理	別表第3	品質管理
1	コンクリート関係	1	コンクリート関係
2	土質関係	2	土質関係
3	石材関係	3	石材関係
4	アスファルト関係	4	アスファルト関係
5	プレキャストコンクリート製品及び鋼材関係	5	コンクリート二次製品及び鋼材関係
6	その他の二次製品	6	その他の二次製品
別表第4	施工管理記録様式	別表第4	施工管理記録様式
目次		目次	
(出来形管理関係)		(出来形管理関係)	
[削除]		(コンクリート関係)	
[削除]		(土質関係)	
[削除]		(アスファルト関係)	
(品質管理関係)		(品質管理関係)	
統一化様式			
(出来形管理関係)			
		[新設]	

改正後	現 行
<p>○参考資料</p> <p>1 管水路の通水試験 1</p> <p>2 杭の打ち止め管理（参考） 5</p> <p>3 薬液注入工事に係る施工管理等について 7</p> <p>4 トンネル（NATM）観察・計測（案） 10</p> <p>5 [参考資料] ロックボルトの引抜試験 31</p> <p>6 RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）について 33</p> <p>7 突固め方法の種類（A・B・C・D・E）の適用について 55</p> <p>8 レディーミクストコンクリート単位水量測定要領（案） 56</p> <p>9 ダブルナット（アンカーボルト）の施工について 59</p> <p>10 管水路（強化プラスチック複合管）ジョイント間隔管理基準値 60</p>	<p>[新設]</p>
<p style="text-align: center;">農業土木工事施工管理基準</p> <p>第1. 目的 [略]</p> <p>第2. 適用 [略]</p> <p>第3. 施工管理の基本構成 [略]</p> <p>1 工程管理 [略]</p> <p>2 直接測定による出来形管理 [略]</p> <p>3 撮影記録による出来形管理 [略]</p> <p><u>4 3次元データによる出来形管理</u></p> <p><u>3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、「情報化施工技術の活用ガイドライン（農林水産省農村振興局整備部設計課）」により実施するものとし、記載の無い項目については、本基準により実施する。</u></p> <p>5 品質管理 [略]</p> <p>第4. 施工管理の実施</p> <p>1 施工管理責任者 [略]</p> <p>2 施工管理項目</p> <p>施工管理は、別表第1「直接測定による出来形管理」、別表第2「撮影記録による出来形管理」、別表第3「品質管理」により行うものとする。なお、この管理基準又は特記仕様書に明示されていない事項及び不明な事項については、監督職員と協議するものとする。</p> <p>3 施工管理の実施と提出内容</p> <p>施工管理は、契約工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保が図られるよう、工事の進行に<u>並行して、速やかに実施し、測定（試験）等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。</u></p> <p>なお、提出様式は別表第4「施工管理記録様式」を参考に適正な方式を選定するものとする。</p> <p>4 施工管理上の留意点（1）～（5） [略]</p> <p>5 検査（完成・既済部分）時の提出内容 [略]</p> <p>6 その他（1）～（3） [略]</p> <p><u>（4）施工管理に当たっては、「土木工事施工管理基準の手引」（平成19年3月30日付け18農振第2123号農村</u></p>	<p style="text-align: center;">農業土木工事施工管理基準</p> <p>第1. 目的 [略]</p> <p>第2. 適用 [略]</p> <p>第3. 施工管理の基本構成 [略]</p> <p>1 工程管理 [略]</p> <p>2 直接測定による出来形管理 [略]</p> <p>3 撮影記録による出来形管理 [略]</p> <p>[新設]</p> <p>4 品質管理 [略]</p> <p>第4. 施工管理の実施</p> <p>1 施工管理責任者 [略]</p> <p>2 施工管理項目</p> <p>施工管理は、別表第1「直接測定による出来形管理」、別表第2「撮影記録による出来形管理」、別表第3「品質管理」により行うものとする。なお、この管理基準又は特記仕様書に明示されていない事項及び不明な事項については、監督職員と協議するものとする。</p> <p>3 施工管理の実施と提出内容</p> <p>施工管理は、契約工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保が図られるよう、工事の進行に<u>平行して、速やかに実施し、その結果を監督員に提出し、確認を受けるものとする。</u></p> <p>なお、提出様式は別表第4「施工管理記録様式」を参考に適正な方式を選定するものとする。</p> <p>4 施工管理上の留意点（1）～（5） [略]</p> <p>5 検査（完成・既済部分）時の提出内容 [略]</p> <p>6 その他（1）～（3） [略]</p> <p><u>（4）[新設]</u></p>

改正後

振興局整備部長通知を参考に行うものとする。

第5. 用語の定義 [略]

第6. その他

1 集落排水工事

集落排水工事は、原則として以下の基準を準用するものとし、その適用にあたっては監督員の指示によるものとする。

・農業集落排水施設検査・施工管理指標（案）

（農業集落排水事業諸施設基準等作成全国検討委員会 平成12年4月）

別表第1 直接測定による出来形管理

工 種	項 目	管理基準値(mm)	(参 考) 規格値(mm)	測 定 基 準		
1 共 通 工 事	1 掘 削	1 基準高(V)	⊕ 65	⊕ 100	線的なものについては 施工延長おおむね 50m につき1箇所の割合で 測定する。 上記未満は2箇所測定 する。 箇所単位のものについ ては適宜構造図の寸法 標示箇所を測定する。	
		2 幅 (W)	基準幅、小段幅等 ⊕ 300 ⊖ 100	⊖ 150		
		3 法長 (L)	法長 5 m未満⊕ 125 " 5 m以上⊕ 2.5%	⊖ 200 ⊖ 4%		
		4 施工延長		⊖ 200		
	2 盛 土	1 基準高(V)	⊕ 65	⊕ 100		上記と同一。
		2 幅 (W)	天端幅、小段幅等 ⊕ 300 ⊖ 100	⊖ 150		
		3 法長 (L)	法長 5 m未満⊕ 65 " 5 m以上⊕ 1.3%	⊖ 100 ⊖ 2%		
		4 施工延長		⊖ 200		

現 行

第5. 用語の定義 [略]

第6 [新設]

別表第1 直接測定による出来形管理

工 種	項 目	管理基準値(mm)	(参 考) 規格値(mm)	測 定 基 準		
1 共 通 工 事	1 掘 削	1 基準高(V)	⊕ 65 <u>(⊕ 65 ⊖ 130)</u>	⊕ 100 <u>(⊕ 100 ⊖ 200)</u>	線的なものについては 施工延長おおむね 50m につき1箇所の割合で 測定する。 上記未満は2箇所測定 する。 箇所単位のものについ ては適宜構造図の寸法 標示箇所を測定する。	
		2 幅 (W)	基準幅、小段幅等 ⊕ 300 ⊖ 100	⊖ 150		
		3 法長 (L)	法長 5 m未満⊕ 125 " 5 m以上⊕ 2.5%	⊖ 200 ⊖ 4%		
		4 施工延長		⊖ 200		
	2 盛 土	1 基準高(V)	⊕ 65	⊕ 100		上記と同一。
		2 幅 (W)	天端幅、小段幅等 ⊕ 300 ⊖ 100	⊖ 150		
		3 法長 (L)	法長 5 m未満⊕ 65 " 5 m以上⊕ 1.3%	⊖ 100 ⊖ 2%		
		4 施工延長		⊖ 200		

改正後

現行

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、幅、法長で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	左記のもので箇所単位のもの		
同 上	同 上	同 上		余盛を指定した場合は余盛計画高により管理する。

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、幅、法長で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	左記のもので箇所単位のもの		()内の値は河川土工の場合。
同 上	同 上	同 上		余盛を指定した場合は余盛計画高により管理する。

改正後

現行

工種	項目	管理基準値(mm)	(参考)規格値(mm)	測定基準		
1 共通 工事	3石積み コンクリート ブロック積み 石張工 コンクリート ブロック張り 〔河川護岸 は除く〕	1 基準高(V)	⊕ 40 ⊖ 25	⊕ 65 ⊖ 40	線的なものについては 施工延長おおむね 20m につき 1箇所割合で 測定する。 上記未満は 2箇所測定 する。 厚さ(T ₁ 、T ₂)の測定 は各々、法長 2m未満は 1箇所(おおむね ^L /2)、 2m以上は 2箇所(おお むね ^L /3、 ² /3L)測定す ることを原則とする。 箇所単位のものについ ては適宜構造図の寸法 標示箇所を測定する。	
		2 厚さ(T ₁)	石面より裏込コンク リート背面まで ⊕ 30	⊖ 50		
		(T ₂)	石面より裏込材料背 面まで ⊖ 65	⊖ 100		
		3 法長(L)	法長 2m未満⊕ 25	⊖ 40		
		〃 2m以上⊕ 50	⊖ 75			
	4 施工延長		⊖0.1%、 ただし延長 10m未満 ⊖ 50	10m以上 50m未満 ⊖ 100		50m以上 200m未満 ⊖ 200
	5 凹凸	法長の 1% (コンクリートブロ ック積みのみ)				
	4基礎杭打工 木杭 <u>プレキャスト コンクリート 杭</u> 鋼管杭 場所打杭 深礎杭	1 基準高(V)	⊕ 50 ⊖ 30 場所打杭 ⊕ 30 深礎杭 ⊕ 30	⊕ 75 ⊖ 45 場所打ち杭⊕ 45 深礎杭 ⊕ 45		重要構造物は全数、それ 以外は施工本数 20本 当たり 1本測定し、20 本未満は 2本測定する。 支持杭については打止 まり沈下量を全数測定 する。
		2 偏心 (e)	別表ア参照 深礎杭 100	別表ア参照 深礎杭 150		

工種	項目	管理基準値(mm)	(四考)規格値(mm)	測定基準		
1 共通 工事	3石積工 コンクリート ブロック積工 石張工 コンクリート ブロック張工 〔河川護岸 は除く〕	1 基準高(V)	⊕ 40 ⊖ 25	⊕ 65 ⊖ 40	線的なものについては 施工延長おおむね 20m につき 1箇所割合で 測定する。 上記未満は 2箇所測定 する。 厚さ(T ₁ 、T ₂)の測定 は各々、法長 2m未満は 1箇所(おおむね ^L /2)、 2m以上は 2箇所(おお むね ^L /3、 ² /3L)測定す ることを原則とする。 箇所単位のものについ ては適宜構造図の寸法 標示箇所を測定する。	
		2 厚さ(T ₁)	石面より裏込コンク リート背面まで ⊕ 30	⊖ 50		
		(T ₂)	石面より裏込材料背 面まで ⊖ 65	⊖ 100		
		3 法長(L)	法長 2m未満⊕ 25	⊖ 40		
		〃 2m以上⊕ 50	⊖ 75			
	4 施工延長		⊖0.1%、 ただし延長 10m未満 ⊖ 50	10m以上 50m未満 ⊖ 100		50m以上 200m未満 ⊖ 200
	5 凹凸	法長の 1% (コンクリートブロ ック積みのみ)				
	4基礎杭 打工 木杭 <u>既製コンクリ ート杭</u> 鋼管杭 場所打杭 深礎杭	1 基準高(V)	⊕ 50 ⊖ 30 場所打杭 ⊕ 30 深礎杭 ⊕ 30	⊕ 75 ⊖ 45 場所打ち杭⊕ 45 深礎杭 ⊕ 45		重要構造物は全数、それ 以外は施工本数 20本 当たり 1本測定し、20 本未満は 2本測定する。 支持杭については打止 まり沈下量を全数測定 する。
		2 偏心 (e)	別表ア参照 深礎杭 100	別表ア参照 深礎杭 150		

改正後

現行

管理方式			測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、厚さ、法長で20点以上のもの	左記のもの で20点未満のもの	左記のもの で箇所単位のもの及び 施工延長		<p>基礎コンクリートは1-8コンクリート基礎を適用する。</p> <p>法長の1%とは、山と谷の差の絶対値をいう。</p>
—	基準高、偏心。 なお、別に支持力を示したものについては、杭打ち成績表(様式4)による。	—		<p>場所打杭とは、オールケーシング工法、リバース工法、アースドリル工法とする。</p>

管理方式			測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、厚さ、法長で20点以上のもの	左記のもの で20点未満のもの	左記のもの で箇所単位のもの及び 施工延長		<p>基礎コンクリートは1-9コンクリート基礎を適用する。</p> <p>法長の1%とは、山と谷の差の絶対値をいう。</p>
—	基準高、偏心。 なお、別に支持力を示したものについては、杭打ち成績表(様式4)による。	—		<p>場所打杭とは、オールケーシング工法、リバース工法、アースドリル工法とする。</p>

改正後

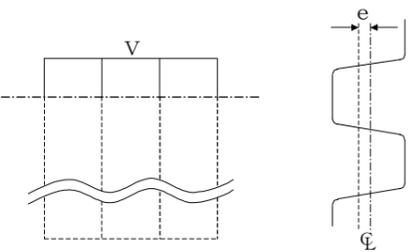
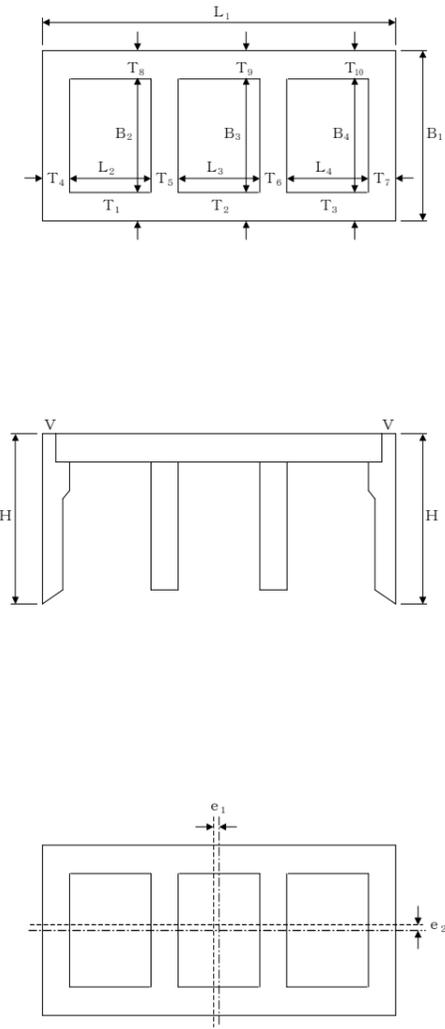
工 種	項 目	管理基準値(mm)	(参 考) 規格値(mm)	測 定 基 準	
1 共 通 工 事	5 矢板 打工 (矢板護岸を 含む)	1 基準高(V)	± 30	± 45	線的なものについては 施工延長おおむね 20mにつき1箇所の 割合で測定する。 上記未満は2箇所測 定する。
		2 中心線の ズレ (e)	± 65	± 100	
		3 施工延長		⊖ 0.1%、 ただし延長 200m未満 ⊖ 200	
6 オープンケ ーソン	6 オープンケ ーソン	1 基準高(V)	± 65	± 100	構造図の寸法標示箇 所を測定する。 幅、厚さ、長さについ ては1ロット毎に測 定する。
		2 <u>幅 (B)</u>	<u>± 30</u>	<u>⊖ 50</u>	
		3 <u>厚さ (T)</u>	<u>± 13</u>	<u>⊖ 20</u>	
		4 高さ (H)	± 65	⊖ 100	
		5 長さ (L)	± 30	⊖ 50	
		6 偏位 (e)	200	300	

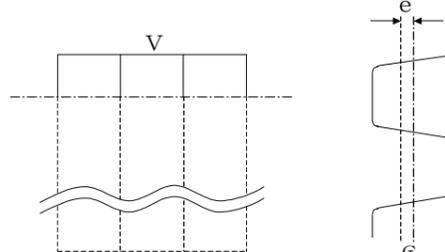
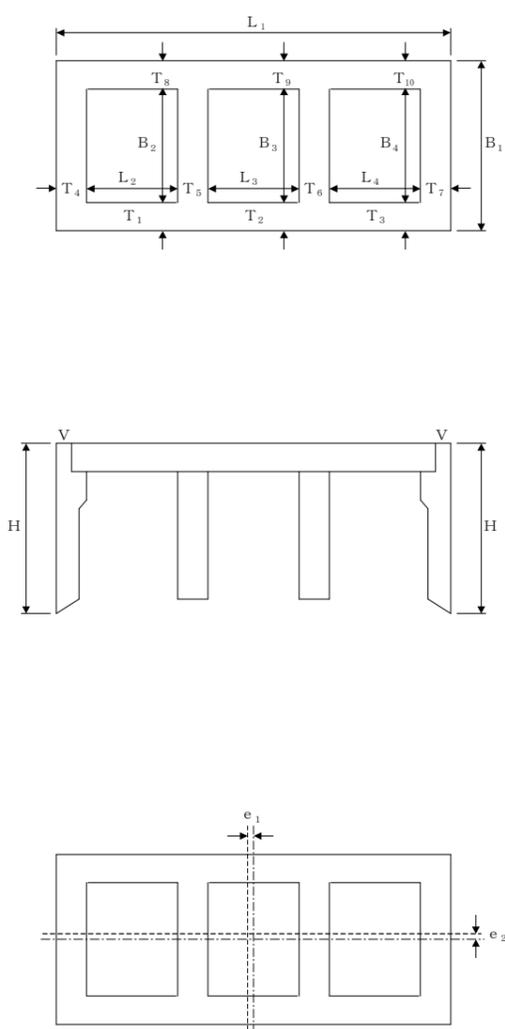
現 行

工 種	項 目	管理基準値(mm)	(四 考) 規格値(mm)	測 定 基 準	
1 共 通 工 事	5 矢板 打工 (矢板護岸を 含む)	1 基準高(V)	± 30	± 45	線的なものについては 施工延長おおむね 20m につき1箇所の割合で 測定する。 上記未満は2箇所測定 する。
		2 中心線の ズレ (e)	± 65	± 100	
		3 施工延長		⊖ 0.1%、 ただし延長 200m未満 ⊖ 200	
6 オープンケ ーソン	6 オープンケ ーソン	1 基準高(V)	± 65	± 100	構造図の寸法標示箇所 を測定する。 壁厚、幅、長さについ ては1ロット毎に測定す る。
		2 <u>厚さ (T)</u>	<u>± 13</u>	<u>⊖ 20</u>	
		3 <u>幅 (B)</u>	<u>± 30</u>	<u>⊖ 50</u>	
		4 高さ (H)	± 65	⊖ 100	
		5 長さ (L)	± 30	⊖ 50	
		6 偏位 (e)	200	300	

改正後

現行

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、中心線のズレで20点以上のももの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	左記のもので箇所単位のもの		中心線のズレは中心線より右を⊕左を⊖とする。指定仮設は基準高等が明記されたもの。
—	構造図に朱記、併記することが困難なもの	基準高、幅、厚さ、高さ、長さ、偏位		

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、中心線のズレで20点以上のももの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	左記のもので箇所単位のもの		中心線のズレは中心線より右を⊕左を⊖とする。指定仮設は基準高等が明記されたもの。
—	構造図に朱記、併記することが困難なもの	基準高、厚さ、幅、高さ、長さ、偏位		

改正後

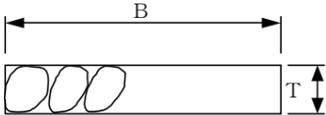
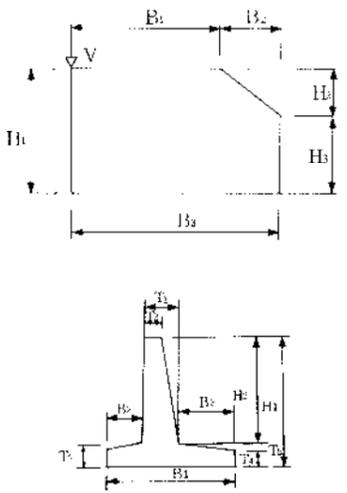
工種	項目	管理基準値(mm)	(参考)規格値(mm)	測定基準	
1 共通 工事	7 栗石基礎 砕石基礎 砂基礎 均しコンクリート	1 幅(B)	栗石基礎、砕石基礎 ⊖ 130	線的なものについては 施工延長おおむね50m につき1箇所の割合で 測定する。 上記未満は2箇所測定 する。 箇所単位のものについ ては適宜構造図の寸法 標示箇所を測定する。	
			砂基礎、均しコンクリ ート ⊖ 65		⊖ 200
		2 厚さ (T)	栗石基礎、砕石基礎、 砂基礎 ⊖ 30 均しコンクリート ⊖ 13	⊖ 100	⊖ 50 ⊖ 20
	3 施工延長			⊖ 0.2%、 ただし延長 50m未満 ⊖ 100	
	8 コンクリ ート付帯構造 物 コンクリ ート基礎 コンクリ ート側溝 コンクリ ート管渠 横断構造物 コンクリ ート擁壁 その他上 記に準ずる もの	1 基準高 (V)	⊕ 30	⊕ 45	線的な構造物につい ては施工延長おおむね 20 mにつき1箇所の割合 で測定する。 上記未満は2箇所測定 する。 箇所単位のものについ ては適宜構造図の寸法 標示箇所を測定する。
		2 幅(B)	⊕ 20	⊖ 30	
		3 厚さ (T)	部材厚 30 cm未満 ⊕ 15 ⊖ 13 〃 30 cm以上 ⊕ 20 ⊖ 15	⊖ 20 ⊖ 25	
		4 高さ (H)	2 m未満 ⊕ 20 2 m以上 ⊕ 30	⊖ 30 ⊖ 45	
		5 施工延 長(又は長 さ)		⊖ 0.1%、 ただし延長 2m未満 ⊖ 30 10m 〃 ⊖ 50 50m 〃 ⊖ 100 200m 〃 ⊖ 200	

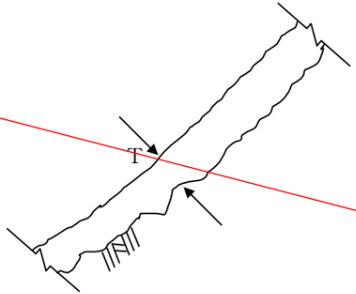
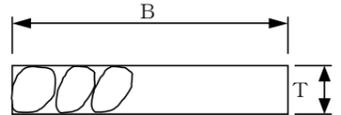
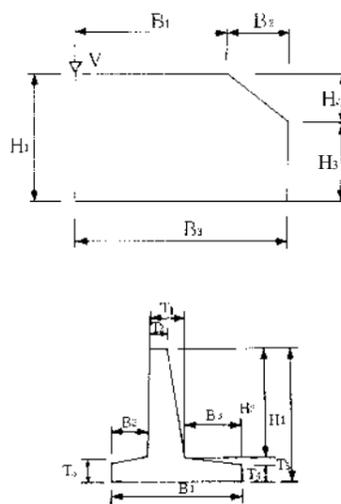
現 行

工種	項目	管理基準値(mm)	(参考)規格値(mm)	測定基準	
1 共通 工事	7 コンクリ ート吹付工 モルタル吹 付工 ⇒12 法面保護 工事へ移動	1 吹付厚さ (T)	設計厚 5 cm未満 ⊕ 7	線的なものについては 施工面積おおむね100㎡ につき1箇所の割合でコ ア採取又は削孔などして 測定する。 上記未満は2箇所測定す る。	
			⊖ 10		
		〃 5 cm以上 ⊕ 15	⊖ 20 (ただし、吹付面 に凹凸がある場合 の最小吹付厚は、 設計厚の 50%以上 とし、平均厚は設 計厚以上。)		
	8 栗石基礎 砕石基礎 砂基礎 均しコンク リート	1 厚さ (T)	⊖ 30 (⊖ 13)	⊖ 50 (⊖ 20)	線的なものについては施 工延長おおむね50mに つき1箇所の割合で測定 する。 上記未満は2箇所測定す る。 箇所単位のものについ ては適宜構造図の寸法標 示箇所を測定する。
		2 幅 (B)	⊖ 130 (⊖ 65)	⊖ 200 (⊖ 100)	
		3 施工延長		⊖ 0.2%、 ただし延長 50m未満 ⊖ 100	
	9 コンクリ ート付帯構造 物 コンクリ ート基礎 コンクリ ート側溝 コンクリ ート管渠 横断構造物 コンクリ ート擁壁 その他上 記に準ずる もの	1 基準高(V)	⊕ 30	⊕ 45	線的な構造物につい ては施工延長おおむね 20m につき1箇所の割合で 測定する。 上記未満は2箇所測定す る。 箇所単位のものについ ては適宜構造図の寸法標 示箇所を測定する。
		2 厚さ (T)	部材厚 30 cm未満 ⊕ 15 ⊖ 13 〃 30 cm以上 ⊕ 20 ⊖ 15	⊖ 20 ⊖ 25	
		3 幅 (B)	⊕ 20	⊖ 30	
		4 高さ (H)	2 m未満 ⊕ 20 2 m以上 ⊕ 30	⊖ 30 ⊖ 45	
5 施工延 長(又は長 さ)			⊖ 0.1%、 ただし延長 2m未満 ⊖ 30 10m 〃 ⊖ 50 50m 〃 ⊖ 100 200m 〃 ⊖ 200		

改正後

現行

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
—	重要構造物の基礎のみ及び施工延長	左記のもので箇所単位のもの		管水路の基礎は「8 管水路工事 1 管体基礎(砂基礎等)」による。
基準高、幅、厚さ、高さで 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの又は構造図に朱記、併記することが困難なもの及び施工延長	箇所単位の構造物について、基準高、幅、厚さ、高さ		

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
厚さで 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの	—		施工端部、岩等の突出部の特殊な場合は適用しない。
—	重要構造物の基礎のみ及び施工延長	左記のもので箇所単位のもの		<u>1 厚さ (T) の () は、均しコンクリートの場合であり、2 幅 (B) の () は砂基礎及び均しコンクリートの場合。</u> 管水路の基礎は「8 管水路工事 1 管水路基礎(砂基礎等)」による。
基準高、厚さ、幅、高さで 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの又は構造図に朱記、併記することが困難なもの及び施工延長	箇所単位の構造物について、基準高、厚さ、幅、高さ		

改正後

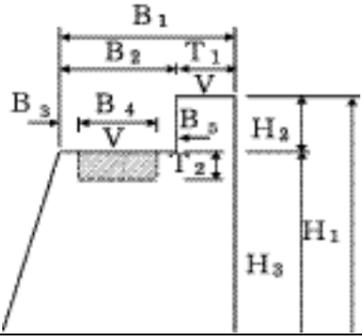
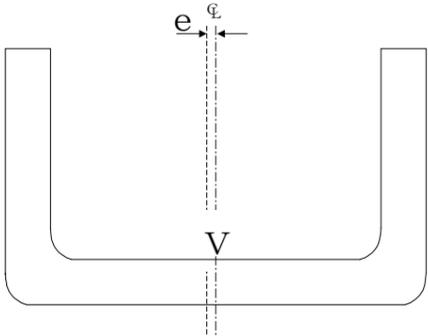
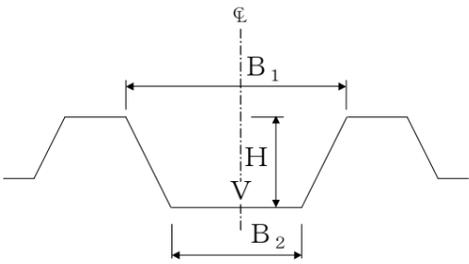
現行

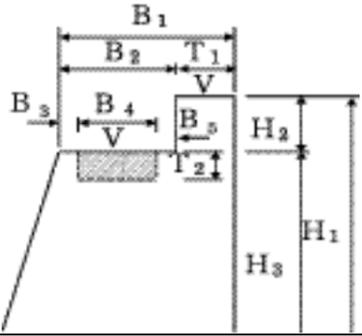
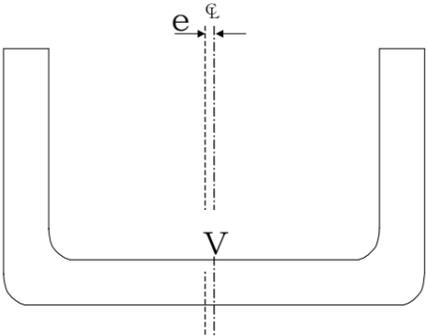
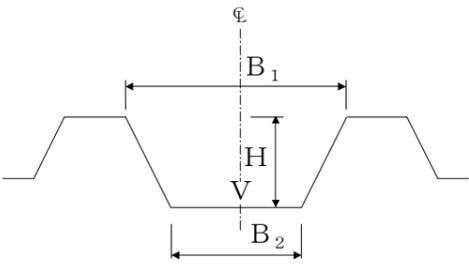
工種	項目	管理基準値(mm)	(参考)規格値(mm)	測定基準	
1 共通 工事	9 精度を要するもの 分水工計量部 ゲート戸当部 橋台沓部	1 基準高(V)	± 15	± 20	構造図の寸法標示箇所を測定する。
		2 幅(B)	± 7	± 10	
		3 厚さ(T)	± 13	± 20	
		4 高さ(H)	± 7	± 10	
		5 長さ(L)	± 7	± 10	
	10 U字溝 U字フリューム ベンチフリューム	1 基準高(V)	± 25	± 40	施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。
		2 中心線のズレ(e)	± 30	± 50	
		3 施工延長		⊖ 0.1%、 ただし延長 200m未満 ⊖ 200	
	11 土水路	1 基準高(V)	指定したとき ± 65	± 100	上記と同一。
		2 幅(B)	⊕ 100 ⊖ 50	⊖ 75	
		3 高さ(H)	指定したとき ⊕ 100 ⊖ 50	⊖ 75	
4 施工延長			⊖ 0.2%、 ただし延長 200m未満 ⊖ 400		

工種	項目	管理基準値(mm)	(参考)規格値(mm)	測定基準	
1 共通 工事	10 精度を要するもの 分水工計量部 ゲート戸当部 橋台沓部	1 基準高(V)	± 15	± 20	構造図の寸法標示箇所を測定する。
		2 厚さ(T)	± 13	± 20	
		3 幅(B)	± 7	± 10	
		4 高さ(H)	± 7	± 10	
		5 長さ(L)	± 7	± 10	
	11 U字溝 U字フリューム ベンチフリューム	1 基準高(V)	± 25	± 40	施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。
		2 中心線のズレ(e)	± 30	± 50	
		3 施工延長		⊖ 0.1%、 ただし延長 200m未満 ⊖ 200	
	12 土水路	1 基準高(V)	指定したとき ± 65	± 100	上記と同一。
		2 幅(B)	⊕ 100 ⊖ 50	⊖ 75	
		3 高さ(H)	指定したとき ⊕ 100 ⊖ 50	⊖ 75	
4 施工延長			⊖ 0.2%、 ただし延長 200m未満 ⊖ 400		

改正後

現行

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
—	構造図に朱記、併記することが困難なもの	基準高、幅、 <u>厚さ</u> 、高さ、長さ		
基準高、中心線のズレで 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの及び施工延長	—		
基準高、幅、高さで 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの及び施工延長	—		

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
—	構造図に朱記、併記することが困難なもの	基準高、 <u>厚さ</u> 、幅、高さ、長さ		
基準高、中心線のズレで 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの及び施工延長	—		
基準高、幅、高さで 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの及び施工延長	—		

改正後

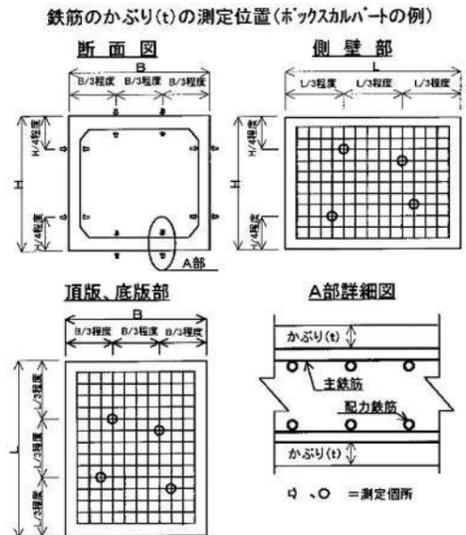
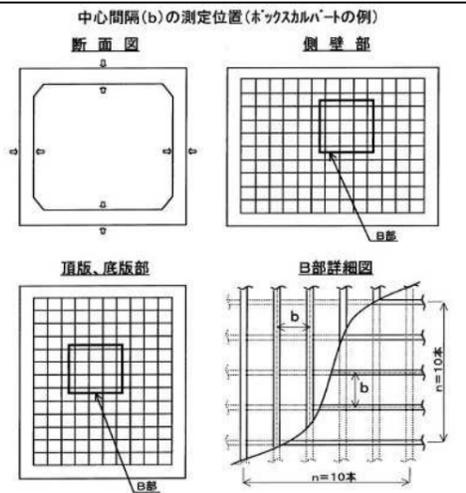
工種	項目	管理基準値(mm)	(参考)規格値(mm)	測定基準
1 共通工事	12 鉄筋組立			測定箇所標準図による。 1スパン(1打設ブロック)ごとに測定する。
	1 かぶり(t)		⊕ φ かつ最小かぶり以上 φ : 鉄筋径	
	2 中心間隔(b)		⊕ φ φ : 鉄筋径	
	3 本数、径	設計値以上	設計値以上	
	4 鉄筋の種類	設計値以上	設計値以上	
5 継手長	設計値以上	設計値以上		

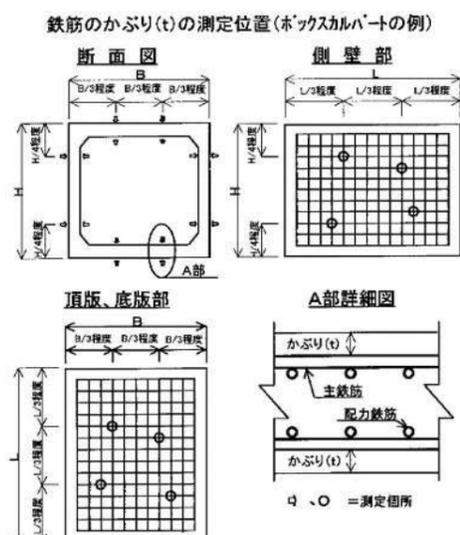
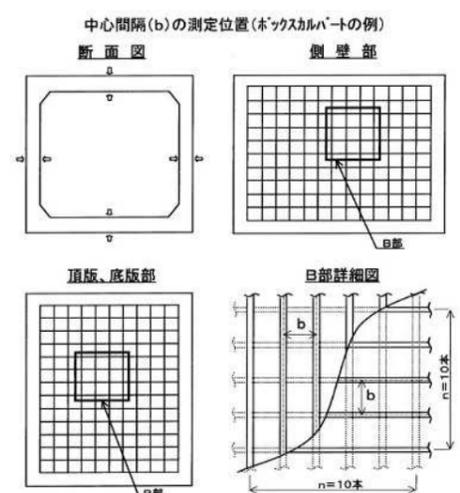
現行

工種	項目	管理基準値(mm)	(参考)規格値(mm)	測定基準
1 共通工事	13 鉄筋組立			測定箇所標準図による 1スパン(1打設ブロック)ごとに測定する。
	1 かぶり(t)		⊕ φ かつ最小かぶり以上 φ : 鉄筋径	
	2 中心間隔(b)		⊕ φ φ : 鉄筋径	
	3 本数、径	設計値以上	設計値以上	

改正後

現行

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-6)	構造図に朱記、併記するもの		
—	○	—	<p>鉄筋のかぶり(t)の測定位置(ボックスカルバートの例)</p>  <p>断面図 側壁部 頂版、底版部 A部詳細図</p> <p>かぶり(t) 主鉄筋 配力鉄筋 かぶり(t) □、○ = 測定箇所</p>	1面当たり4箇所程度測定する。同一鉄筋上での測定は行わない
			<p>中心間隔(b)の測定位置(ボックスカルバートの例)</p>  <p>断面図 側壁部 頂版、底版部 B部詳細図</p> <p>□、○ = 測定箇所</p>	1面当たり鉄筋10本程度の間隔を測定する。測定箇所は、スパン毎に同じ位置とならないように測定する。

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-7)	構造図に朱記、併記するもの		
—	○	—	<p>鉄筋のかぶり(t)の測定位置(ボックスカルバートの例)</p>  <p>断面図 側壁部 頂版、底版部 A部詳細図</p> <p>かぶり(t) 主鉄筋 配力鉄筋 かぶり(t) □、○ = 測定箇所</p>	1面当たり4箇所程度測定する。同一鉄筋上での測定は行わない
			<p>中心間隔(b)の測定位置(ボックスカルバートの例)</p>  <p>断面図 側壁部 頂版、底版部 B部詳細図</p> <p>□、○ = 測定箇所</p>	1面当たり鉄筋10本程度の間隔を測定する。測定箇所は、スパン毎に同じ位置とならないように測定する。

改正後

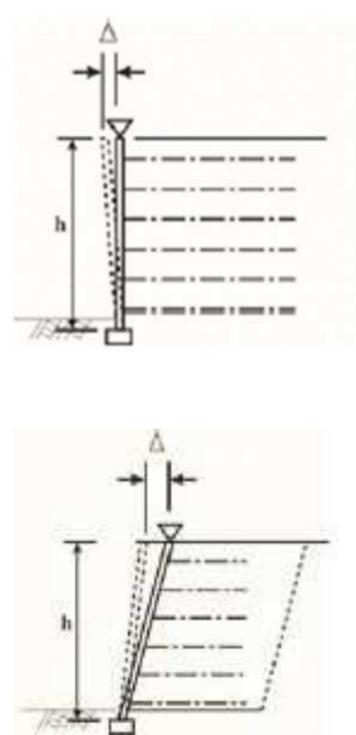
工種	項目	管理基準値(mm)	(参考)規格値(mm)	測定基準
1 共通 工事	14 補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	1 基準高▽	⊕ 50	<u>施工延長 40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</u> <u>1 施工箇所毎</u>
	2 高さ h	<u>h < 3m</u> ⊖ 50 <u>h ≥ 3m</u> ⊖ 100		
	3 鉛直度△	±0.03 h かつ ±300 以内		
	4 控え長さ	<u>設計値以上</u>		
	5 延長 L	<u>⊖ 200</u>		

現行

工種	項目	管理基準値(mm)	(参考)規格値(mm)	測定基準
1 共通 工事	14 補強土壁工	1 基準高(V)	⊕ 30	<u>測定箇所標準図による。</u>
	2 高さ(H)	<u>H < 3m</u> ⊖ 30 <u>H ≥ 3m</u> ⊖ 65	⊖ 50 ⊖ 100	
	3 鉛直度	<u>±0.02 h かつ ±200 以内</u>	±0.03 h かつ ±300 以内	
	4 延長	<u>⊖ 130</u>	<u>⊖ 200</u>	
	5 控長 ジオロック工法 ワイヤウォール工法 テールアルメ多数アンカー ジオテキスタイル	<u>0 ~ ⊖ 65</u> <u>⊖ 3 ~ ⊕ 17</u> <u>設計値以上</u>	<u>0 ~ ⊖ 100</u> <u>⊖ 5 ~ ⊕ 25</u> <u>設計値以上</u>	

改正後

現行

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
				<p>本項目は、<u>土木施工管理基準（平成 31 年 4 月）熊本県土木部を準用。</u></p>

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-7)	構造図に朱記、併記するもの		
=	○	=		

改正後

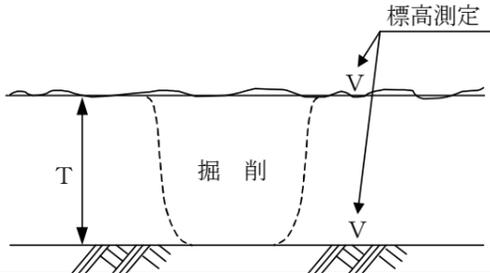
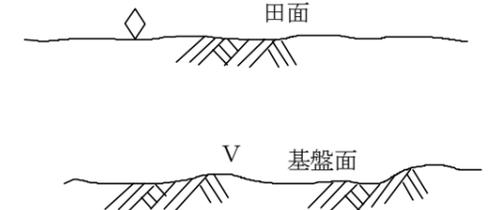
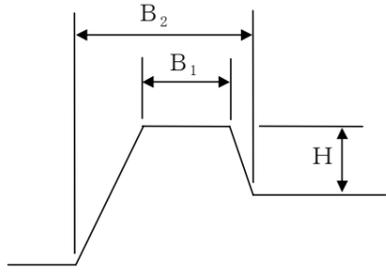
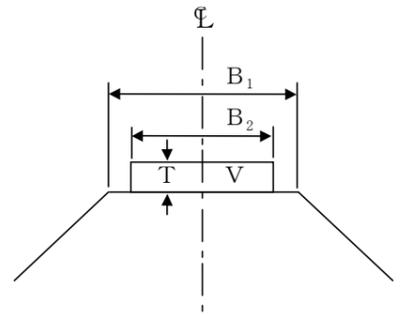
工種	項目	管理基準値(mm)	(参考)規格値(mm)	測定基準	
ほ場整備工事	1 表土扱い	1 厚さ(T)	⊕ 20% ⊖ 15%	⊖ 20%	10a 当たり <u>3</u> 点以上。 (標高差測定又はつぼ掘りによる)
	2 客土	1 搬入土厚	設計値以上	設計値以上	
	3 基盤整地 田面整地	1 基準高(V)	指定したとき ⊕ 100	⊕ 150	10a 当たり <u>3</u> 点以上。 (標高測定する)
		2 均平度(◇)	⊕ 35	⊕ 50	
	4 基盤整地 畑面整地	1 均平度(◇)	⊕ 35	⊕ 50	
	5 面積 (区画面積)	1 面積	全数 ⊖ 1.0%	⊖ 1.5%	
	6 畦畔復旧	1 <u>幅(B)</u>	⊕100 ⊖ 35	⊖ 50	施工延長おおむね 200m につき 1 箇所の割合で測定する。 施工延長を示さない場合は、1 耕区につき 1 箇所の割合で測定する。
2 <u>高さ(H)</u>		⊕100 ⊖ 35	⊖ 50		
7 道路工 (砂利道)	1 <u>幅(B)</u>	⊕ 150 ⊖ 100	⊖ 150	幹線道路は、施工延長 50m につき 1 箇所の割合で測定する。 支線道路は、施工延長おおむね 200m につき 1 箇所の割合で測定する。	
		⊕ 30	⊖ 45		
	3 施工延長		⊖ 0.2%、 ただし延長 200 m 未満 ⊖ 400		

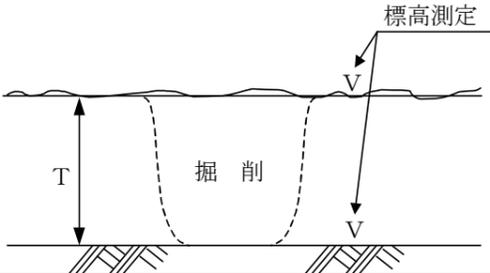
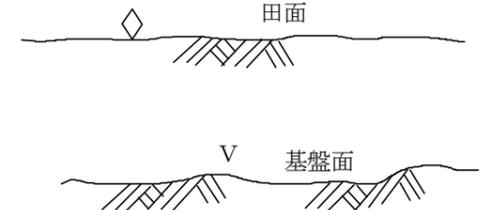
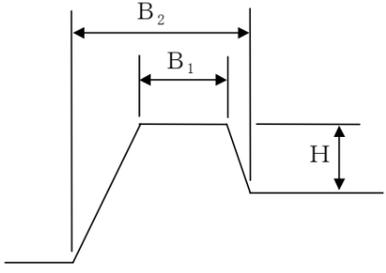
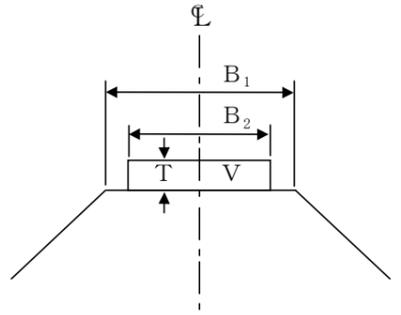
現行

工種	項目	管理基準値(mm)	(参考)規格値(mm)	測定基準	
ほ場整備工事	1 表土扱い	1 厚さ(T)	⊕ 20% ⊖ 15%	⊖ 20%	10a 当たり <u>5</u> 点以上。 (標高差測定又はつぼ掘りによる)
	2 客土	1 搬入土厚	設計値以上	設計値以上	
	3 基盤整地 田面整地	1 基準高(V)	指定したとき ⊕ 100	⊕ 150	10a 当たり <u>5</u> 点以上。 (標高測定する)
		2 均平度(◇)	⊕ 35	⊕ 50	
	4 基盤整地 畑面整地	1 均平度(◇)	⊕ 35	⊕ 50	
	5 面積 (区画面積)	1 面積	全数 ⊖ 1.0 %	⊖ 1.5 %	
	6 畦畔工	1 <u>高さ(H)</u>	⊕100 ⊖ 35	⊖ 50	施工延長おおむね 200m につき 1 箇所の割合で測定する。 施工延長を示さない場合は、1 耕区につき 1 箇所の割合で測定する。
2 <u>幅(B)</u>		⊕100 ⊖ 35	⊖ 50		
7 道路工 (砂利道)	1 <u>基準高(V)</u>	指定したとき ⊕ 100	⊕ 150	幹線道路は、施工延長 50m につき 1 箇所の割合で測定する。 支線道路は、施工延長おおむね 200m につき 1 箇所の割合で測定する。	
		⊕ 30	⊖ 45		
	3 <u>幅(B)</u>	⊕ 150 ⊖ 100	⊖ 150		
	4 施工延長		⊖ 0.2%、 ただし延長 200 m 未満 ⊖ 400		

改正後

現行

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
厚さで 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの	—		
基準高、均平度で 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの	—		1 基準高は、基盤面の高さとする。 2 均平度は表土埋戻し後に測定する。
幅、高さで 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの	—		
幅、厚さで 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの及び施工延長	—		舗装を行うときは、「4 <u>舗装工事</u> ・ <u>道路改良工事</u> 」を適用する。

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
厚さで 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの	—		
基準高、均平度で 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの	—		1 基準高は、基盤面の高さとする。 2 均平度は表土埋戻し後に測定する。
高さ、幅で 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの	—		
基準高、厚さ、幅で 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの及び施工延長	—		舗装を行うときは、「4 <u>農道工事</u> 」を適用する。

改正後

工 種	項 目	管理基準値(mm)	(参 考) 規格値(mm)	測 定 基 準	
農 用 地 造 成 工 事	1 耕起深耕	1 耕起深 (T)	果樹 ⊖ 50 野菜 ⊖ 10	⊖ 75 ⊖ 15	おおむね ha 当たり 10 箇所測定するほか、つぼ 掘り 2箇所/ha。
		2 テラス (階段畑)	1 幅(B ₁)	指定したとき ⊕300 ⊖100	
	2 耕起幅 (B ₂)		指定したとき ⊕ 100	⊖ 150	
	3 側溝幅 (B ₃)		⊕ 100 ⊖ 50	⊖ 75	
	4 側溝高さ (H)		指定したとき ⊕ 100 ⊖ 50	⊖ 75	
	5 法勾配(S)		指定したとき ⊕ 2分 ⊖ 1分		
	3 道路工 (耕作道)	1 幅(B)	⊕ 150 ⊖ 100	⊖ 150	施工延長おおむね 100 m 当たり 1 箇所測定す る。
		2 厚さ(T)	⊕ 30	⊖ 45	
		3 側溝幅(b)	⊕ 100 ⊖ 50	⊖ 75	
		4 側溝高さ (H)	指定したとき ⊕ 100 ⊖ 50	⊖ 75	
	4 土壌改良	1 pH測定	指定したとき ⊕ 0.35	⊕ 0.5	おおむね 50a 当たり 1 箇所(深さ 15 cm)改良材 散布後 2 週間以上経過 して測定する。(試験方 法…ガラス電極法…46 農地C第 311 号参照)

現 行

工 種	項 目	管理基準値(mm)	(四 考) 規格値(mm)	測 定 基 準	
農 用 地 造 成 工 事	1 耕起深耕	1 耕起深 (T)	果樹 ⊖ 50 野菜 ⊖ 10	⊖ 75 ⊖ 15	おおむね ha 当たり 10 箇所測定するほか、つぼ 掘り 2箇所/ha。
		2 テラ ス (階 段 畑)	1 法勾配(S)	指定したとき ⊕ 2分 ⊖ 1分	
	2 幅 (B ₁)		指定したとき ⊕300 ⊖100	⊖ 150	
	3 耕起幅 (B ₂)		指定したとき ⊕ 100	⊖ 150	
	4 側溝幅 (B ₃)		⊕ 100 ⊖ 50	⊖ 75	
	5 側溝高さ (H)		指定したとき ⊕ 100 ⊖ 50	⊖ 75	
	3 道 路 工 (耕 作 道)	1 幅 (B)	⊕ 150 ⊖ 100	⊖ 150	施工延長おおむね 100 m 当たり 1 箇所測定す る。
		2 厚さ (T)	⊕ 30	⊖ 45	
		3 側溝幅(b)	⊕ 100 ⊖ 50	⊖ 75	
		4 側溝高さ (H)	指定したとき ⊕ 100 ⊖ 50	⊖ 75	
	4 土 壌 改 良	1 pH測定	指定したとき ⊕ 0.35	⊕ 0.5	おおむね 50a 当たり 1 箇所(深さ 15 cm)改良材 散布後 2 週間以上経過 して測定する。(試験方 法…ガラス電極法…46 農地C第 311 号参照)

改正後

現行

理方式			測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
耕起深で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		
幅、耕起幅、側溝幅、側溝高さ、法勾配で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		
幅、厚さ、側溝幅、側溝高さで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		
pH測定で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		地表から15cmの土壌を柱状に採取し、良く混合する。

管理方式			測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
耕起深で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		
法勾配、幅、耕起幅、側溝幅、側溝高さで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		
幅、厚さ、側溝幅、側溝高さで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		
pH測定で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		地表から15cmの土壌を柱状に採取し、良く混合する。

改正後

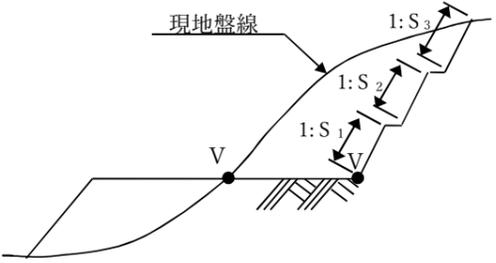
現 行

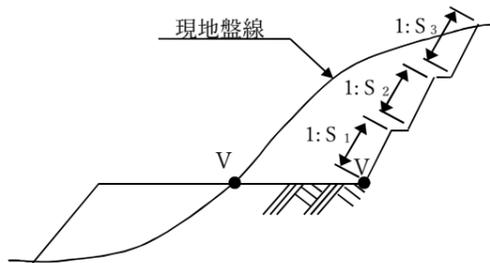
工 種	項 目	管理基準値(mm)	(参 考) 規格値(mm)	測 定 基 準
3 農 用 地 造 成 工 事	5 改良山成			
	1 基準高(V)	指定したとき ± 200	± 300	基準高については切土部を 40mメッシュ地点で測定する。 法勾配については 40mメッシュ線と切土法尻との交点で測定する。 (測定間隔はおおむね 40m)
2 法勾配(S)	指定したとき ± 1 分			

工 種	項 目	管理基準値(mm)	(参 考) 規格値(mm)	測 定 基 準
3 農 用 地 造 成 工 事	5 改良山成			
	1 基準高(V)	指定したとき ± 200	± 300	基準高については切土部を 40mメッシュ地点で測定する。 法勾配については 40mメッシュ線と切土法尻との交点で測定する。 (測定間隔はおおむね 40m)
2 法勾配(S)	指定したとき ± 1 分			

改正後

現行

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、法勾配で 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの	—		切土部のみ対象とする。

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、法勾配で 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの	—		切土部のみ対象とする。

改正後

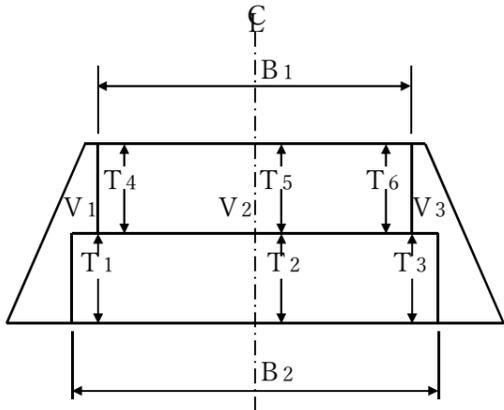
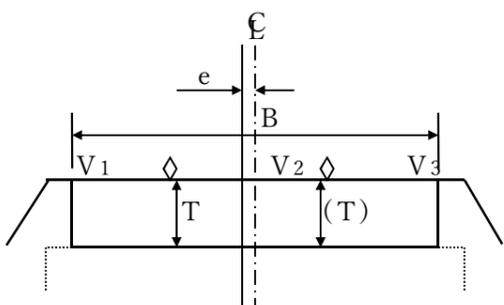
現行

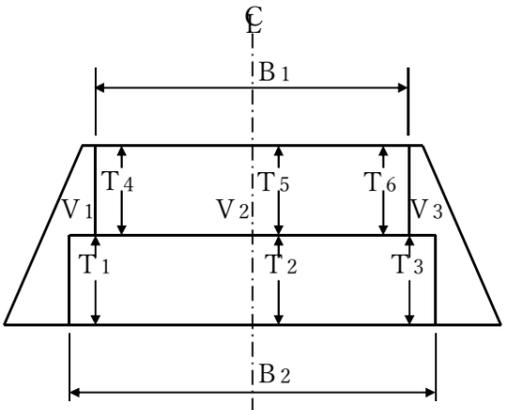
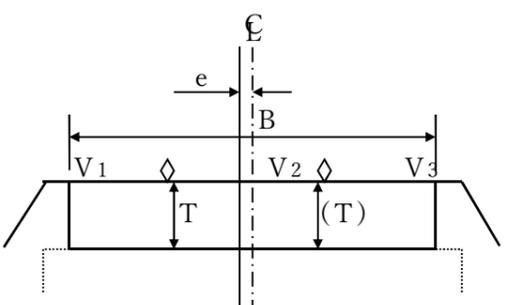
工種	項目	管理基準値(mm)	(参考)規格値(mm)	測定基準	
4 舗装 工事・ 道路 改良 工事	1 路盤工	1 基準高(V)	上層路盤 ± 20 下層路盤 ± 30 路床置換 ± 30	± 30 ± 50 ± 50	施工延長おおむね 50mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。
		2 幅 (B)	± 50 ± 35	± 50	
		3 厚さ(T)	上層路盤 ± 20 下層路盤 ± 30	± 30 ± 50	
		4 中心線のズレ (e)	± 65	± 100	
		5 施工延長		± 0.2%、 ただし延長 150m未満 ± 100	
	2 コンクリート舗装工 アスファルト舗装工	1 基準高(V)	表層 ± 20	± 30	基準高、幅、中心線のズレについては施工延長おおむね 50mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。 厚さはおおむね 500㎡に1個の割合でコアを取りコア又はコアホールにより測定する。
		2 幅 (B)	± 30 ± 20	± 30	
		3 厚さ(T)	コンクリート舗装 ± 10 ± 6.5 アスファルト舗装 各層 ± 10 ± 6.5 全層 ± 15 ± 10	± 10 ± 10 ± 15	
		4 中心線のズレ (e)	± 35	± 50	
		5 施工延長		± 0.1%、 ただし延長 150m未満 ± 150	
6 平坦性(F)			As 舗装 3mプロフィール メータ標準偏差 σ = 2.4 mm以内 直読式標準偏差 σ = 1.75 mm以内 Co 舗装 標準偏差 σ = 2.0 mm以内		

工種	項目	管理基準値(mm)	(四考)規格値(mm)	測定基準	
4 農道 工事	1 路盤工	1 基準高(V)	上層路盤 ± 20 下層路盤 ± 30 路床置換 ± 30	± 30 ± 50 ± 50	施工延長おおむね 50mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。
		2 厚さ(T)	下層路盤 ± 30 上層路盤 ± 20	下層 ± 50 上層 ± 30	
		3 幅 (B)	± 50 ± 35	± 50	
		4 中心線のズレ (e)	± 65	± 100	
		5 施工延長		± 0.2%、 ただし延長 150m未満 ± 100	
	2 コンクリート舗装工 アスファルト舗装工	1 厚さ(T)	コンクリート舗装 ± 10 ± 6.5 アスファルト舗装 各層 ± 10 ± 6.5 全層 ± 15 ± 10	± 10 ± 10 ± 15	幅、中心線のズレについては施工延長おおむね 50mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。 厚さはおおむね 500㎡に1個の割合でコアを取りコア又はコアホールにより測定する。
		2 幅 (B)	± 30 ± 20	± 30	
		3 中心線のズレ (e)	± 35	± 50	
		4 施工延長		± 0.1%、 ただし延長 150m未満 ± 150	
		5 平坦性(F)		As 舗装 3mプロフィール メータ標準偏差 σ = 2.4 mm以内 直読式標準偏差 σ = 1.75 mm以内 Co 舗装 標準偏差 σ = 2.0 mm以内	
6 表層基準高 (V)		± 20	± 30		

改正後

現行

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、幅、 厚さ、中心線のズレで 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの及び施工延長のもの	—		
基準高、幅、 厚さ、中心線のズレで 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの及び施工延長のもの	—	 <p>Tと(T)は、ちどりにコア採取 ◇は、コア採取位置</p>	
平坦性は舗装試験法便覧による				

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、 厚さ、幅、中心線のズレで 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの及び施工延長のもの	—		
厚さ、幅、中心線のズレで 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの及び施工延長のもの	—	 <p>Tと(T)は、ちどりに コア採取</p>	
平坦性は舗装試験法便覧による				

改正後

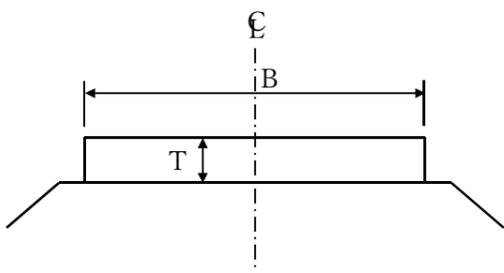
現行

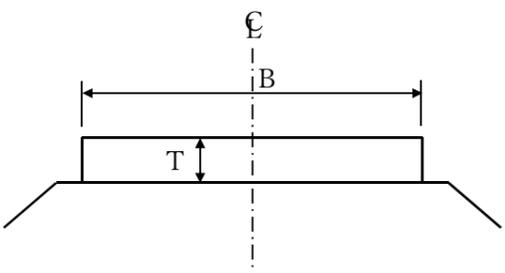
工種	項目	管理基準値(mm)	(参考)規格値(mm)	測定基準
4 舗装工事・道路改良工事	3 砂利舗装工			
	1 幅 (B)	⊕ 100 ⊖ 65	⊖ 100	施工延長おおむね 50mにつき 1箇所割合で測定する。
	2 厚さ (T)	⊕ 30	⊖ 45	
3 施工延長		⊖ 0.2%、ただし延長50m未満 ⊖ 100		

工種	項目	管理基準値(mm)	(参考)規格値(mm)	測定基準
4 農道工事	3 砂利舗装工			
	1 幅 (B)	⊕ 100 ⊖ 65	⊖ 100	施工延長おおむね 50mにつき 1箇所割合で測定する。
	2 厚さ (T)	⊕ 30	⊖ 45	
3 施工延長		⊖ 0.2%、ただし延長50m未満 ⊖ 100		

改正後

現行

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
幅、厚さで 20 点以上 のもの	左記のもの で 20 点未 満のもの及 び施工延長	—		

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
幅、厚さで 20 点以上 のもの	左記のもの で 20 点未 満のもの及 び施工延長	—		

改正後

現行

工種	項目	管理基準値(mm)	(参考)規格値(mm)	測定基準	
4 舗装工事・道路改良工事	4 道路トンネル 支保工	1 幅 (b)		⊖ 70	幅、間隔は全基数について測定する。 支保工幅の測定時期は原則として建込み直後及び覆工直前の2回とする。
		2 間隔(ℓ)	⊕ 50	⊕ 75	
	コンクリート覆工	3 基準高(V)	⊕ 30	⊕ 50	1.基準高、幅、巻厚、高さについては1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 2.巻厚 (イ)コンクリート打設前の巻立空間を1スパンの中間と終点において図に示す①～⑩の各点で測定する。 (ロ)コンクリート打設後の覆工コンクリートについて1スパンの端面(施工継目)において図に示す①～⑩の各点で測定する。 (ハ)削孔による巻厚の測定は図の①において50mにつき1箇所、②③⑨において100mにつき1箇所の割合で行う。 ただし、トンネル延長が100m未満のものについては2箇所以上の削孔を行い巻厚測定を行う。 3.中心線のズレ 直線部は50mにつき1箇所、曲線部は1スパンにつき1箇所の割合で測定する。
		4 幅 (B)	⊕ 45	⊖ 70	
		5 巻厚(T)	⊖ 30	⊖ 50	
		6 高さ (H)	⊕ 45	⊖ 70	
		7 中心線のズレ (e)	直線部 ⊕ 65 曲線部 ⊕ 100	直線部 ⊕ 100 曲線部 ⊕ 150	
		8 施工延長		⊖ 0.1%、 ただし延長 150 m 未満 ⊖ 150	

工種	項目	管理基準値(mm)	(参考)規格値(mm)	測定基準	
4 農道工事	4 道路トンネル 支保工	1 間隔(ℓ)	⊕ 50	⊕ 75	間隔、幅は全基数について測定する。 支保工幅の測定時期は原則として建込み直後及び覆工前の2回とする。
		2 幅 (b)		⊖ 70	
	コンクリート覆工	3 基準高(V)	⊕ 30	⊕ 50	1.基準高、幅、高さについては1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 2.巻厚 (イ)コンクリート打設前の巻立空間を1スパンの中間と終点において図に示す①～⑩の各点で測定する。 (ロ)コンクリート打設後の覆工コンクリートについて1スパンの端面(施工継目)において図に示す①～⑩の各点で測定する。 (ハ)削孔による巻厚の測定は図の①において50mにつき1箇所、②③⑨において100mにつき1箇所の割合で行う。 ただし、トンネル延長が100m未満のものについては2箇所以上の削孔を行い巻厚測定を行う。 3.中心線のズレ 直線部は50mにつき1箇所、曲線部は1スパンにつき1箇所の割合で測定する。
		4 巻厚(T)	⊖ 30	⊖ 50	
		5 幅 (B)	⊕ 45	⊖ 70	
		6 高さ (H)	⊕ 45	⊖ 70	
		7 中心線のズレ (e)	直線部 ⊕ 65 曲線部 ⊕ 100	直線部 ⊕ 100 曲線部 ⊕ 150	
		8 施工延長		⊖ 0.1%、 ただし延長 150 m 未満 ⊖ 150	

改正後

現行

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
幅、間隔で 20 点以上 のもの	左記のもの で 20 点未 満のもの	—		破碎帯等の特殊な地山における支保工管理については別途定めるものとする。
基準高、巻厚、幅、高さ、中心線のズレで 20 点以上 のもの	左記のもの で 20 点未 満のもの及び 施工延長	—		

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
間隔、幅で 20 点以上 のもの	左記のもの で 20 点未 満のもの	—		破碎帯等の特殊な地山における支保工管理については別途定めるものとする。
基準高、巻厚、幅、高さ、中心線のズレで 20 点以上 のもの	左記のもの で 20 点未 満のもの及び 施工延長	—		

改正後

現 行

工 種	項 目	管理基準値(mm)	(参 考) 規格値(mm)	測 定 基 準	
4 舗 装 工 事 ・ 道 路 改 良 工 事	5 道路トンネル (NATM)	支保工 1 幅(b)	$\ominus 70$	幅、間隔は全基数について測定する。 支保工幅の測定時期は原則として建込み直後及び覆工直前の2回とする。	
		2 間隔(l)	± 50		± 75
	3 吹付コンクリート厚(T)		施工吹付厚 ≧設計吹付厚	施工延長 50m毎に図に示す(1)～(7)及び断面変化点の検測孔を測定する。 ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付厚の1/3以上を確保するものとする。	
	ロックボルト	4 位置間隔(L)			施工延長 50m毎に断面全本数を測定する。 (深さについては、残尺で管理する)
		5 角度(θ)			
		6 深さ(l)			
		7 孔径(ϕ)			
	コンクリート覆工	8 基準高(V)	± 30	± 50	1.基準高、幅、高さは施工延長 50mにつき1箇所測定する。 2.巻厚 (イ)コンクリート打設前の巻立空間を、1打設長の終点において図に示す各点で測定、中間部はコンクリート打設口で測定する。
		9 幅(B)	$\ominus 30$	$\ominus 50$	
		10 巻厚(T)	$\ominus 0$	$\ominus 0$	

工 種	項 目	管理基準値(mm)	(参 考) 規格値(mm)	測 定 基 準	
4 農 道 工 事	5 道路トンネル (NATM)	支保工 1 間隔(l)	± 50	± 75	間隔、幅は全基数について測定する。 支保工幅の測定時期は原則として建込み直後及び覆工前の2回とする。
		2 幅 (b)		$\ominus 70$	
	3 吹付コンクリート厚 (T)		施工吹付厚 ≧設計吹付厚	施工延長 50m毎に図に示す(1)～(7)及び断面変化点の検測孔を測定する。 ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付厚の1/3以上を確保するものとする。	
	ロックボルト	4 位置間隔(L)			施工延長50m毎に断面全本数を測定する。 (深さについては、残尺で管理する)
		5 角度(θ)			
		6 深さ(l)			
		7 孔径(ϕ)			
	コンクリート覆工	8 基準高(V)	± 30	± 50	1.基準高、幅、高さは施工延長50mにつき1箇所測定する。 2.巻厚 (イ)コンクリート打設前の巻立空間を、1打設長の終点において図に示す各点で測定、中間部はコンクリート打設口で測定する。
		9 幅 (B)	$\ominus 30$	$\ominus 50$	
		10 高さ(H)	$\ominus 30$	$\ominus 50$	

改正後

現行

管理方式			測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
幅、間隔で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		破砕帯等の特殊な地山における支保工管理については別途定めるものとする。
吹付厚で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		
—	—	—		
—	基準高、幅、 <u>巻厚</u> 、 <u>高さ</u> 、 <u>施工延長</u>	—		

管理方式			測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
<u>間隔</u> 、 <u>幅</u> で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		破砕帯等の特殊な地山における支保工管理については別途定めるものとする。
吹付厚で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		
—	—	—		
—	基準高、幅、 <u>高さ</u> 、 <u>巻厚</u> 、 <u>施工延長</u>	—		

改正後

工種	項目	管理基準値(mm)	(参考)規格値(mm)	測定基準
4 舗装工事・道路改良工事	5 道路トンネル (NATM) コンクリート覆工	11 高さ(H)	⊖ 30	⊖ 50
		12 中心線のズレ(e)	直線部 ⊕ 65 曲線部 ⊕ 100	直線部 ⊕ 100 曲線部 ⊕ 150
		13 施工延長		⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊖150
				<p>(ロ)コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において図に示す各点で巻厚測定を行う。</p> <p>(ハ)検測孔による巻厚の測定は図の(1)は50mに1箇所、(2)~(3)は100mに1箇所の割合で行う。なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2箇所以上の検測孔により測定する。</p> <p>(ニ)ただし、以下の場合には適用除外とする。</p> <p>①良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。なお、変形が収束しているものに限る。</p> <p>②異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認され、かつ別途構造的に覆工の安全が確保されている場合。</p> <p>③鋼製支保工、ロックボルトの突出。</p>

現行

工種	項目	管理基準値(mm)	(四考)規格値(mm)	測定基準
4 農道工事	5 道路トンネル (NATM) コンクリート覆工	11 巻厚(T)	⊖ 0	⊖ 0
		12 中心線のズレ(e)	直線部 ⊕ 65 曲線部 ⊕ 100	直線部 ⊕ 100 曲線部 ⊕ 150
		13 施工延長		⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊖150
				<p>(ロ)コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において図に示す各点で巻厚測定を行う。</p> <p>(ハ)検測孔による巻厚の測定は図の(1)は50mに1箇所、(2)~(3)は100mに1箇所の割合で行う。なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2箇所以上の検測孔により測定する。</p> <p>(ニ)ただし、以下の場合には適用除外とする。</p> <p>④良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。なお、変形が収束しているものに限る。</p> <p>⑤異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認され、かつ別途構造的に覆工の安全が確保されている場合。</p> <p>⑥鋼製支保工、ロックボルトの突出。</p>

改正後

現行

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		

改正後

現行

工 種	項 目	管理基準値(mm)	(参考)規格値(mm)	測 定 基 準
5 水路トンネル工事	1 水路トンネル 支保工	1 <u>幅(b)</u> <u>(Bタイプ)</u>	<u>± 0</u>	幅、間隔は全基数について測定する。 支保工幅の測定時期は原則として建込み直後及び覆工直前の2回とする。
		幅(b) <u>(C、Dタイプ)</u>	<u>± 40</u>	
	2 <u>間 隔</u> <u>(ℓ)</u>	<u>± 50</u>	<u>± 75</u>	

工 種	項 目	管理基準値(mm)	(参考)規格値(mm)	測 定 基 準	
5 水路トンネル工事	1 水路トンネル 支保工	1 <u>間 隔</u> <u>(ℓ)</u>	<u>± 50</u>	<u>± 75</u>	間隔、幅は全基数について測定する。 支保工幅の測定時期は原則として建込み直後及び覆工前の2回とする。
		2 <u>幅(b)</u> <u>(Bタイプ)</u>		<u>± 0</u>	
		<u>(C、Dタイプ)</u>		<u>± 40</u>	
	コンクリート覆工	3 <u>基準高</u> <u>(V)</u>	<u>± 30</u>	<u>± 50</u>	1.基準高、幅、高さについては1スパンにつき1箇所割合で測定する。 2.巻厚 (イ)コンクリート打設前の巻立空間を1スパンの終点において図に示す①～⑩の各点で測定する。 (ロ)コンクリート打設後の覆工コンクリートについて1スパンの端面(施工継目)において図に示す①～⑩の各点で測定する。 (ハ)削孔による巻厚の測定は図の①において50mにつき1箇所、②③④において100mにつき1箇所割合で行う。 ただし、トンネル延長が100m未満のものについては2箇所以上の削孔を行い巻厚測定を行う。 3.中心線のズレ 直線部は50mにつき1箇所、曲線部は1スパンにつき1箇所割合で測定する。
		4 <u>幅(B)</u>	<u>± 25</u>	<u>± 40</u>	
		5 <u>巻厚(T)</u>	<u>± 0</u>	<u>± 0</u>	
		6 <u>高さ(H)</u>	<u>± 25</u>	<u>± 40</u>	
		7 <u>中心線のズレ(e)</u>	直線部 <u>± 65</u> 曲線部 <u>± 100</u>	直線部 <u>± 100</u> 曲線部 <u>± 150</u>	
8 <u>施工延長</u>			<u>± 0.1%、ただし延長150m未満 ± 150</u>		

改正後

現行

管理方式			測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
幅、間隔で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		<p>破碎帯等の特殊な地山における支保工管理については別途定めるものとする。 吹付ロックボルト工法の吹付及びロックボルトは、道路トンネル(NATM)を参考とする。</p>

管理方式			測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
間隔、幅で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		<p>破碎帯等の特殊な地山における支保工管理については別途定めるものとする。 吹付ロックボルト工法の吹付及びロックボルトは、道路トンネル(NATM)を参考とする。</p>
基準高、巻厚、幅、高さ、中心線のズレで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—		

改正後

現行

工 種	項 目	管理基準値(mm)	(参考)規格値(mm)	測定基準
5 水路トンネル工事	1 水路トンネル コンクリート覆工	3 基準高(V)	± 30	± 50
		4 幅(B)	± 25	⊖ 40
		5 巻厚(T)	⊖ 0	⊖ 0
		6 高さ(H)	± 25	⊖ 40
<p>1.基準高、幅、巻厚、高さについては1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 2.巻厚 (イ)コンクリート打設前の巻立空間を1スパンの終点において図に示す①～⑩の各点で測定する。 (ロ)コンクリート打設後の覆工コンクリートについて1スパンの端面(施工継目)において図に示す①～⑩の各点で測定する。 (ハ)削孔による巻厚の測定は図の①において50mにつき1箇所、②③④において100mにつき1箇所の割合で行う。 ただし、トンネル延長が100m未満のものについては2箇所以上の削孔を行い巻厚測定を行う。 3.中心線のズレ 直線部は50mにつき1箇所、曲線部は1スパンにつき1箇所の割合で測定する。</p>				

工 種	項 目	管理基準値(mm)	(参考)規格値(mm)	測定基準
5 水路トンネル工事	1 水路トンネル 支保工	1 間隔(l)	± 50	± 75
		2 幅(b) (Bタイプ)		⊖ 0
		(C、Dタイプ)		⊖ 40
	コンクリート覆工	3 基準高(V)	± 30	± 50
		4 幅(B)	± 25	⊖ 40
		5 巻厚(T)	⊖ 0	⊖ 0
		6 高さ(H)	± 25	⊖ 40
		7 中心線のズレ(e)	直線部 ± 65 曲線部 ± 100	直線部 ± 100 曲線部 ± 150
		8 施工延長		⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 150
<p>間隔、幅は全基数について測定する。 支保工幅の測定時期は原則として建込み直後及び覆工前の2回とする。 1.基準高、幅、高さについては1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 2.巻厚 (イ)コンクリート打設前の巻立空間を1スパンの終点において図に示す①～⑩の各点で測定する。 (ロ)コンクリート打設後の覆工コンクリートについて1スパンの端面(施工継目)において図に示す①～⑩の各点で測定する。 (ハ)削孔による巻厚の測定は図の①において50mにつき1箇所、②③④において100mにつき1箇所の割合で行う。 ただし、トンネル延長が100m未満のものについては2箇所以上の削孔を行い巻厚測定を行う。 3.中心線のズレ 直線部は50mにつき1箇所、曲線部は1スパンにつき1箇所の割合で測定する</p>				

改正後

現行

管理方式			測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの(様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの(様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、幅、巻厚、高さ、中心線のズレで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—		

管理方式			測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの(様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの(様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
間隔幅で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		破砕帯等の特殊な地山における支保工管理については別途定めるものとする。吹付ロックボルト工法の吹付及びロックボルトは、道路トンネル(NATM)を参考とする。
基準高、巻厚、幅、高さ、中心線のズレで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—		

改正後

工 種	項 目	管理基準値(mm)	(参 考) 規格値(mm)	測 定 基 準	
6 水 路 工 事	1 現場打開水路	1 基準高(V)	± 20	± 30	基準高、幅、厚さ、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 なお、中心線のズレ(曲線部)については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。
		2 幅(B)	± 25 ± 15	± 25	
		3 厚さ(T)	± 20 ± 13	± 25	
		4 高さ(H)	± 15	± 25	
		5 中心線のズレ(e)	直線部 ± 35 曲線部 ± 65	直線部 ± 50 曲線部 ± 100	
		6 スパン長(L)	直線部 ± 13 曲線部 ± 20	直線部 ± 20 曲線部 ± 30	
		7 施工延長		0.1%、 ただし延長 150m未満 ± 150	
	2 現場打サイホン	1 基準高(V)	± 30	± 50	上記と同一。
		2 幅(B)	± 20 ± 13	± 20	
		3 厚さ(T)	± 20 ± 13	± 20	
		4 高さ(H)	± 13	± 20	
		5 中心線のズレ(e)	直線部 ± 35 曲線部 ± 65	直線部 ± 50 曲線部 ± 100	
		6 スパン長(L)	直線部 ± 13 曲線部 ± 20	直線部 ± 20 曲線部 ± 30	
		7 施工延長(L)		0.1%、 ただし延長 150m未満 ± 150	

現 行

工 種	項 目	管理基準値(mm)	(参 考) 規格値(mm)	測 定 基 準	
6 水 路 工 事	1 現場打開水路	1 基準高(V)	± 20	± 30	基準高、厚さ、幅、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 なお、中心線のズレ(曲線部)については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。
		2 厚さ(T)	± 20 ± 13	± 20	
		3 幅(B)	± 25 ± 15	± 25	
		4 高さ(H)	± 15	± 25	
		5 中心線のズレ(e)	直線部 ± 35 曲線部 ± 65	直線部 ± 50 曲線部 ± 100	
		6 施工延長		± 0.1%、 ただし延長 150m未満 ± 150	
		7 スパン長(L)	直線部 ± 13 曲線部 ± 20	直線部 ± 20 曲線部 ± 30	
	2 現場打サイホン	1 基準高(V)	± 30	± 50	上記と同一。
		2 厚さ(T)	± 20 ± 13	± 20	
		3 幅(B)	± 20 ± 13	± 20	
		4 高さ(H)	± 13	± 20	
		5 中心線のズレ(e)	直線部 ± 35 曲線部 ± 65	直線部 ± 50 曲線部 ± 100	
		6 施工延長		± 0.1%、 ただし延長 150m未満 ± 150	
		7 スパン長(L)	直線部 ± 13 曲線部 ± 20	直線部 ± 20 曲線部 ± 30	

改正後

現行

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—		スパン長の標準を9mとした場合。
基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—		スパン長の標準を9mとした場合。

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、厚さ、幅、高さ、中心線のズレで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—		スパン長の標準を9mとした場合。
基準高、厚さ、幅、高さ、中心線のズレで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—		スパン長の標準を9mとした場合。

改正後

現行

工種	項目	管理基準値(mm)	(参考)規格値(mm)	測定基準
6 水路 工事	3 現場打暗渠			
	1 基準高(V)	± 20	± 30	基準高、幅、厚さ、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 なお、中心線のズレ(曲線部)については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。
	2 幅(B)	± 20 ± 13	± 20	
	3 厚さ(T)	± 20 ± 13	± 20	
	4 高さ(H)	± 13	± 20	
	5 中心線のズレ(e)	直線部 ± 35 曲線部 ± 65	直線部 ± 50 曲線部 ± 100	
	6 スパン長(L)	直線部 ± 13 曲線部 ± 20	直線部 ± 20 曲線部 ± 30	
7 施工延長		± 0.1%、 ただし延長 150m未満 ± 150		

工種	項目	管理基準値(mm)	(参考)規格値(mm)	測定基準	
6 水路 工事	3 現場打暗渠				
	1 基準高(V)	± 20	± 30	基準高、厚さ、幅、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 なお、中心線のズレ(曲線部)については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。	
	2 厚さ(T)	± 20 ± 13	± 20		
	3 幅(B)	± 20 ± 13	± 20		
	4 高さ(H)	± 13	± 20		
	5 中心線のズレ(e)	直線部 ± 35 曲線部 ± 65	直線部 ± 50 曲線部 ± 100		
	6 施工延長		± 0.1%、 ただし延長 150m未満 ± 150		
	7 スパン長(L)	直線部 ± 13 曲線部 ± 20	直線部 ± 20 曲線部 ± 30		
	4 鉄筋コンクリート大型 フリーム	1 基準高(V)	± 20	± 30	基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね10mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。 幅、厚さについては施行延長50mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する
	鉄筋コンクリートL型 水路	2 幅(B)	± 25 ± 15	± 25	
3 厚さ(T)		± 20 ± 15	± 20		
4 中心線のズレ(e)		直線部 ± 35 曲線部 ± 65	直線部 ± 50 曲線部 ± 100		
5 施行延長			± 0.1%、 ただし延長 150m未満 ± 150		
5 ボックスカルバート水路	1 基準高(V)	± 20	± 30	基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね10mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する	
	2 中心線のズレ(e)	直線部 ± 35 曲線部 ± 65	直線部 ± 50 曲線部 ± 100		
	3 施行延長		± 0.1%、 ただし延長 150m未満 ± 150		

改正後

現行

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、幅、 厚さ、高さ、 中心線のズレで 20 点 以上のもの	左記のもの で 20 点未 満のもの及び 施工延長	—	<p>The diagram shows a rectangular pipe cross-section with a dashed vertical centerline labeled 'C' and a dashed horizontal bottom line labeled 'V'. The width of the pipe is 'B', and the total height is 'H'. The thickness of the top and bottom walls is 'T3' and 'T4' respectively. The thickness of the side walls is 'T1' and 'T2'. The distance from the centerline to the inner edge of the side wall is 'e'.</p>	スパン長の標 準を 9 m とし た場合。

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、厚 さ、幅、高 さ、中心線 のズレで 20 点以上 のもの	左記のもの で 20 点未 満のもの及び 施工延長	—	<p>The diagram shows a rectangular pipe cross-section with a dashed vertical centerline labeled 'C' and a dashed horizontal bottom line labeled 'V'. The width of the pipe is 'B', and the total height is 'H'. The thickness of the top and bottom walls is 'T3' and 'T4' respectively. The thickness of the side walls is 'T1' and 'T2'. The distance from the centerline to the inner edge of the side wall is 'e'.</p>	スパン長の標 準を 9 m とし た場合。
基準高、厚 さ、幅、中心 線のズレで 20 点以上 のもの	左記のもの で 20 点未 満のもの及び 施工延長	—	<p>The diagram shows an L-shaped pipe cross-section with a dashed vertical centerline labeled 'C' and a dashed horizontal bottom line labeled 'V'. The width of the pipe is 'B', and the thickness of the side wall is 'T'. The distance from the centerline to the inner edge of the side wall is 'e'.</p> <p>幅 (B)、厚さ (T) は L 形水路のみ測定する。</p>	幅、厚さは L 形水路のみ測 定する。
			<p>The diagram shows a rectangular pipe cross-section with a dashed vertical centerline labeled 'C' and a dashed horizontal bottom line labeled 'V'. The distance from the centerline to the inner edge of the side wall is 'e'.</p>	

改正後

現 行

工 種	項 目	管理基準値(mm)	(参 考) 規格値(mm)	測 定 基 準	
6 水 路 工 事	4 鉄筋コンクリート大型 フリーム	1 基準高(V)	± 20	± 30	基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50mにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね 10mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。 幅、厚さについては施工延長 50mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する
		2 幅(B)	⊕ 25 ⊖ 15	⊖ 25	
		3 厚さ(T)	⊕ 20 ⊖ 15	⊖ 20	
		4 中心線のズレ(e)	直線部 ⊕ 35 曲線部 ⊕ 65	直線部 ⊕ 50 曲線部 ⊕ 100	
		5 施工延長		⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満⊖ 150	
	5 ボックスカルバート水路	1 基準高(V)	± 20	± 30	
		2 中心線のズレ(e)	直線部 ⊕ 35 曲線部 ⊕ 65	直線部 ⊕ 50 曲線部 ⊕ 100	
		3 施工延長		⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満⊖ 150	

工 種	項 目	管理基準値(mm)	(参 考) 規格値(mm)	測 定 基 準	
6 水 路 工 事	3 現場打暗渠	1 基準高(V)	± 20	± 30	基準高、厚さ、幅、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50mにつき1箇所の割合で測定する。 なお、中心線のズレ(曲線部)については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。
		2 厚さ(T)	⊕ 20 ⊖ 13	⊖ 20	
		3 幅(B)	⊕ 20 ⊖ 13	⊖ 20	
		4 高さ(H)	± 13	⊖ 20	
		5 中心線のズレ(e)	直線部 ⊕ 35 曲線部 ⊕ 65	直線部 ⊕ 50 曲線部 ⊕ 100	
		6 施工延長		⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満⊖ 150	
		7 スパン長(L)	直線部 ⊕ 13 曲線部 ⊕ 20	直線部 ⊕ 20 曲線部 ⊕ 30	
	4 鉄筋コンクリート大型 フリーム	1 基準高(V)	± 20	± 30	
		2 幅(B)	⊕ 25 ⊖ 15	⊖ 25	
		3 厚さ(T)	⊕ 20 ⊖ 15	⊖ 20	
		4 中心線のズレ(e)	直線部 ⊕ 35 曲線部 ⊕ 65	直線部 ⊕ 50 曲線部 ⊕ 100	
		5 施工延長		⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満⊖ 150	
	5 ボックスカルバート水路	1 基準高(V)	± 20	± 30	
		2 中心線のズレ(e)	直線部 ⊕ 35 曲線部 ⊕ 65	直線部 ⊕ 50 曲線部 ⊕ 100	
		3 施工延長		⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満⊖ 150	

改正後

現行

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、幅、 <u>厚さ</u> 、中心線のズレで 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの及び施工延長	—		幅、厚さは L 形水路のみ測定する。
基準高、中心線のズレで 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの及び施工延長	—		幅 (B)、厚さ (T) は L 形水路のみ測定する。

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、厚さ、幅、高さ、中心線のズレで 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの及び施工延長	—		スパン長の標準を 9 m とした場合。
基準高、 <u>厚さ</u> 、幅、中心線のズレで 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの及び施工延長	—		幅、厚さは L 形水路のみ測定する。
				幅 (B)、厚さ (T) は L 形水路のみ測定する。

改正後

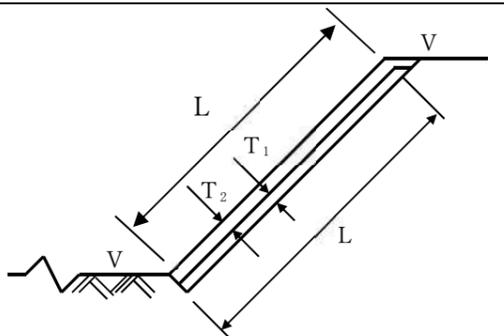
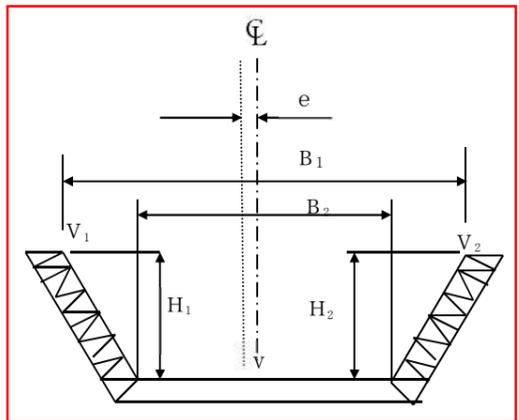
現 行

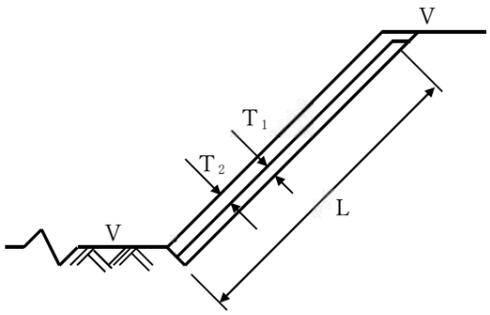
工 種	項 目	管理基準値(mm)	(参 考) 規格値(mm)	測 定 基 準	
7 排 水 路 工 事 ・ 河 川 工 事	1 コンクリート法覆工 アスファルト法覆工	1 基準高(V)	± 30	± 45	施工延長おおむね 50m につき 1 箇所の割合で 測定する。 上記未満は 2 箇所測定 する。
		2 厚 さ(T)	厚さ 10 cm未満 ± 15 〃 10 cm以上 ± 20	⊖ 20 ⊖ 30	
		3 法 長(L)	法長 2 m未満 ± 30 〃 2 m以上 ± 65	⊖ 50 ⊖ 100	
		4 施工延長		⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 150	
	2 <u>コンクリートブロック 積み水路</u> <u>鉄筋コンクリート柵渠</u>	1 <u>基準高(V)</u>	<u>± 30</u>	<u>± 50</u>	<u>基準高、中心線のズレ (直線部)については施工 延長おおむね 50mに つき 1 箇所の割合で測 定する。</u> <u>中心線のズレ(曲線部) についてはおおむね 10 mにつき 1 箇所の割合 で測定する。</u> <u>上記未満は 2 箇所測定 する。</u> <u>幅、高さについては施工 延長 50mにつき 1 箇所 の割合で測定する。</u> <u>上記未満は 2 箇所測定 する。</u>
		2 <u>幅(B)</u>	<u>± 25</u>	<u>⊖ 40</u>	
		3 <u>高さ(H)</u>	<u>± 25</u>	<u>⊖ 40</u>	
		4 <u>中心線の ズレ(e)</u>	<u>直線部 ± 35</u> <u>曲線部 ± 65</u>	<u>直線部 ± 50</u> <u>曲線部 ± 100</u>	
		5 <u>施工延長</u>		<u>⊖ 0.1%、 ただし延長 150m未満 ⊖ 150</u>	

工 種	項 目	管理基準値(mm)	(参 考) 規格値(mm)	測 定 基 準	
7 河 川 及 び 排 水 路 工 事	1 コンクリート法覆工 アスファルト法覆工	1 基準高(V)	± 30	± 45	施工延長おおむね 50m につき 1 箇所の割合で 測定する。 上記未満は 2 箇所測定 する。
		2 厚 さ(T)	厚さ 10 cm未満 ± 15 〃 10 cm以上 ± 20	⊖ 20 ⊖ 30	
	3 法 長(L)	法長 2 m未満 ± 30 〃 2 m以上 ± 65	⊖ 50 ⊖ 100		
	4 施工延長		⊖ 0.1%、 ただし延長 150 m 未 満 ⊖ 150		

改正後

現行

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、厚さ、法長で 20 点以上のももの	左記のもので 20 点未満のもの及び施工延長	—		
基準高、幅、高さ、中心線のズレで 20 点以上のももの	左記のもので 20 点未満のもの及び施工延長	—		幅、高さは柵渠には適用しない。

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、厚さ、法長で 20 点以上のももの	左記のもので 20 点未満のもの及び施工延長	—		

改正後

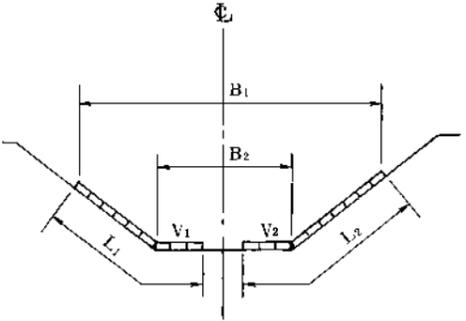
工 種	項 目	管理基準値(mm)	(参 考) 規格値(mm)	測 定 基 準	
7 排水 路工 事・河 川工 事	3 ライニング 水路 連節ブロッ ク コンクリー トマット	1 基準高(V)	± 50	± 75	施工延長おおむね 50m につき 1箇所 の割合で 測定する。 上記未満は 2箇所測定 する。
		2 幅(B)	± 50	± 75	
		3 法長(L)	法長 2 m未満 ± 30 〃 2 m以上 ± 65	± 50 ± 100	
		4 施工延長		± 0.1%、 ただし延長 150 m未満 ± 150	

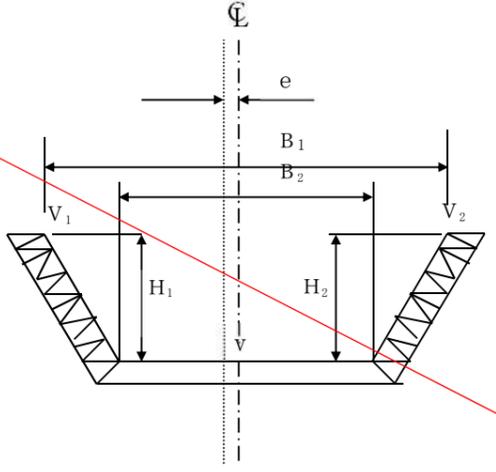
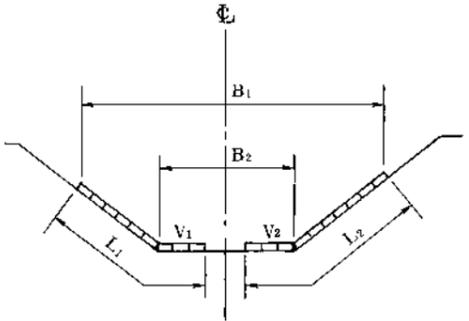
現 行

工 種	項 目	管理基準値(mm)	(参 考) 規格値(mm)	測 定 基 準	
7 河 川 排 水 路 工 事	2 コンクリート ブロック積み 水路 鉄筋コンクリ ート柵渠	1 基準高(V)	± 30	± 50	基準高、中心線のズレ (直線部)については 施工延長おおむね 50 mにつき 1箇所 の割合 で測定する。 中心線のズレ(曲線 部)についてはおおむ ね 10mにつき 1箇所 の割合で測定する。 上記未満は 2箇所測 定する。 幅、高さについては施 工延長 50mにつき 1 箇所 の割合で測定す る。 上記未満は 2箇所測 定する。
		2 中心線の ズレ (e)	直線部 ± 35 曲線部 ± 65	直線部 ± 50 曲線部 ± 100	
		3 幅 (B)	± 25	± 40	
		4 高 さ(H)	± 25	± 40	
		5 施工延長		± 0.1%、 ただし延長 150m未満 ± 150	
	3 ライニング水 路 連節ブロック コンクリート マット	1 基準高(V)	± 50	± 75	
		2 幅 (B)	± 50	± 75	
		3 法 長(L)	法長 2 m未満 ± 30 〃 2 m以上 ± 65	± 50 ± 100	
		4 施工延長		± 0.1%、 ただし延長 150m未満 ± 150	

改正後

現行

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、幅、法長で 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの及び施工延長	—		布設時の値である。

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、中心線のズレ、幅、高さで 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの及び施工延長	—		幅、高さは柵渠には適用しない。
基準高、幅、法長で 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの及び施工延長	—		布設時の値である。

改正後

現行

工種	項目	管理基準値(mm)	(参考)規格値(mm)	測定基準
8 管 水 路 工 事	1 管体基礎工 (砂基礎等)			
	1 幅(B)	⊖ 65	⊖ 100	施工延長おおむね 50mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。
2 高さ(H)	⊕ 20	⊕ 30		
2 管水路 (遠心力鉄筋 コンクリート管) RC管	1 基準高(V)	⊕ 20 ただし 被圧地下水のある場合⊕ 30	⊕ 30 ⊕ 50	基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50mにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね 10mに1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。 ジョイント間隔については1本毎に測定する。
	2 中心線のズレ(e)	⊕ 65	⊕ 100	
	3 <u>ジョイント間隔(z)</u>	<u>別表イ 参照</u>	<u>別表イ 参照</u>	
	4 <u>施工延長</u>		<u>⊖ 0.1%、 ただし延長 200m未満 ⊖ 200</u>	

工種	項目	管理基準値(mm)	(参考)規格値(mm)	測定基準
8 管 水 路 工 事	1 管水路基礎工 (砂基礎等)			
	1 幅(B)	⊖ 65	⊖ 100	施行延長おおむね 50mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。
2 高さ(H)	⊕ 20	⊕ 30		
2 管水路 (遠心力鉄筋 コンクリート管) RC管	1 基準高(V)	⊕ 20 ただし 被圧地下水のある場合⊕ 30	⊕ 30 ⊕ 50	基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50mにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね 10mに1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。 ジョイント間隔については1本毎に測定する。
	2 中心線のズレ(e)	⊕ 65	⊕ 100	
	3 <u>施工延長</u>		<u>⊖ 0.1%、 ただし延長 200m未満 ⊖ 200</u>	
	4 <u>ジョイント間隔(z)</u>	<u>別表イ 参照</u>	<u>別表イ 参照</u>	

改正後

現行

管理方式			測定箇所標準図	適要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2、 <u>3-4</u>)	結果一覧表によるもの (様式 3-1、 <u>3-4</u>)	構造図に朱記、併記するもの		
幅、高さで 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの	—	<p style="text-align: center;">$H = V_2 - V_1$</p>	基礎材が異なる場合は種類毎に測定する。高さ(H)の管理は、 V_2, V_1 で算出するものとする。
基準高、中心線のズレ、ジョイント間隔で 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの及び施工延長	—	<p style="text-align: center;">基準高 (V) は、V_1、V_2のいずれか一方を測定し管理する。</p>	Vの測定は管底(V_1)を原則とし、測定時期は埋戻完了とする。ただし、 ϕ 1,350 mm 以下又は管底での測定作業が困難な場合は、管頂まで埋戻後の管頂 (V_2)でもよい。 e の測定は管頂まで埋戻時の管頂を原則とする。 なお、「埋戻完了」とは、特に指示がない場合は舗装(表層、上層路盤、下層路盤)を除いた埋戻完了時点とする。

管理方式			測定箇所標準図	適要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
幅、高さで 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの	—	<p style="text-align: center;">$H = V_2 - V_1$</p>	基礎材が異なる場合は種類毎に測定する高さ(H)の管理は、 V_2, V_1 で算出するものとする。
基準高、中心線のズレ、ジョイント間隔で 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの及び施工延長	—	<p style="text-align: center;">基準高 (V) は、V_1、V_2のいずれか一方を測定し管理する。</p>	Vの測定は管底(V_1)を原則とし、測定時期は埋戻完了とする。ただし、 ϕ 1,350 mm 以下又は管底での測定作業が困難な場合は、管頂まで埋戻後の管頂 (V_2)でもよい。 e の測定は管頂まで埋戻時の管頂を原則とする。 なお、「埋戻完了」とは、特に指示がない場合は舗装(表層、上層路盤、下層路盤)を除いた埋戻完了時点とする。

改正後

現行

工種	項目	管理基準値(mm)	(参考)規格値(mm)	測定基準
8 管 水 路 工 事	3 管水路 (ダクタイル 鋳鉄管) K形 <u>T形</u> <u>U形</u> (強化プラスチ ック複合管) B形、T形 C形	1 基準高 (V)	⊕ 20 ただし 被圧地下水のある場合 ⊕ 30	⊕ 30 ⊕ 50
		2 中心線の ズレ (e)	⊕ 65	⊕ 100
		3 <u>ジョイント</u> <u>間隔 (z)</u>	<u>別表ウ及び別表エ参照</u>	<u>別表ウ及び別表エ</u> <u>参照</u>
		4 <u>施工延長</u>		<u>⊖0.1%、</u> <u>ただし延長</u> <u>200 m 未満 ⊖</u> <u>200</u>
<p>基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50mにつき 1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね 10mに 1箇所の割合で測定する。 上記未満は 2箇所測定する。 ジョイント間隔については 1本毎に測定する。</p>				

工種	項目	管理基準値(mm)	(参考)規格値(mm)	測定基準
8 管 水 路 工 事	3 管水路 (ダクタイル 鋳鉄管) K形 <u>U形</u> <u>T形</u> (強化プラスチ ック複合管) B形、T形 C形 <u>D形</u>	1 基準高 (V)	⊕ 20 ただし 被圧地下水のある場合 ⊕ 30	⊕ 30 ⊕ 50
		2 中心線の ズレ (e)	⊕ 65	⊕ 100
		3 <u>施工延長</u>		<u>⊖ 0.1%、</u> <u>ただし延長</u> <u>200 m 未満 ⊖</u> <u>200</u>
		4 <u>ジョイント</u> <u>間隔 (z)</u>	<u>別表ウ及び別表エ参照</u>	<u>別表ウ及び別表エ</u> <u>参照</u>
<p>基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50mにつき 1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね 10mに 1箇所の割合で測定する。 上記未満は 2箇所測定する。 ジョイント間隔については 1本毎に測定する。</p>				

改正後

現行

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2、3-4)	結果一覧表によるもの (様式3-1、3-4)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、中心線のズレ、ジョイント間隔で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—	<p>ジョイント間隔 測定位置 (Z)</p> <p>e</p> <p>V_2</p> <p>V_1</p> <p>C</p> <p>基準高 (V) は、V_1、V_2のいずれか一方を測定し管理する。</p>	<p>Vの測定は管底 (V_1)を原則とし、測定時期は埋戻完了とする。</p> <p>ただし、$\phi 1,350$ mm以下又は管底での測定作業が困難な場合は、管頂まで埋戻し後の管頂 (V_2)でもよい。</p> <p>eの測定は管頂まで埋戻し時の管頂を原則とする。</p> <p>なお、「埋戻完了」とは、特に指示がない場合は舗装(表層、上層路盤、下層路盤)を除いた埋戻完了時点とする。</p>

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2、3-4、3-6)	結果一覧表によるもの (様式3-1、3-4、3-6)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、中心線のズレ、ジョイント間隔で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—	<p>ジョイント間隔 測定位置 (Z)</p> <p>e</p> <p>V_2</p> <p>V_1</p> <p>G</p> <p>基準高 (V) は、V_1、V_2のいずれか一方を測定し管理する。</p>	<p>Vの測定は管底 (V_1)を原則とし、測定時期は埋戻完了とする。</p> <p>ただし、$\phi 1,350$ mm以下又は管底での測定作業が困難な場合は、管頂まで埋戻し後の管頂 (V_2)でもよい。</p> <p>eの測定は管頂まで埋戻し時の管頂を原則とする。</p> <p>なお、「埋戻完了」とは、特に指示がない場合は舗装(表層、上層路盤、下層路盤)を除いた埋戻完了時点とする。</p>

改正後

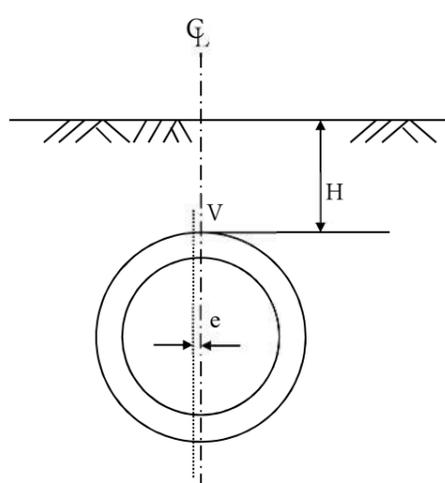
工 種	項 目	管理基準値(mm)	(参 考) 規格値(mm)	測 定 基 準	
8 管 水 路 工 事	4 管水路 (硬質塩化ビ ニル管)	10 基準高(V)	± 30	± 50	設計図書に示された基準 高、あるいは埋設深、中心 線のズレ(直線部)につい ては施工延長おおむね50 mにつき1箇所の割合で 測定する。 中心線のズレ(曲線部)に ついてはおおむね10mに つき1箇所の割合で測定 する。 上記未満は2箇所測定す る。
	20 埋設深(H)	+ 65 - 35	- 50		
	30 中心線 のズレ(e)	± 80	± 120		
	40 施工延長		- 0.1% ただし延長 200m未満 -200		
5 管水路 (鋼管)	管種等の適用範囲は原則として下記による。 管 種 J I S G 3443-1 (水輸送用塗覆装鋼管-第1部:直管) W S P A-101-2009 (農業用プラスチック被覆鋼管) 寸 法 80A~3500A 塗覆装方法 管外面 <u>長寿命形プラスチック被覆</u> とする。 管内面 エポキシ樹脂塗装とする。 <u>なお、塗覆装方法の詳細は、別表カのとおり とする。</u> 接 合 法 突き合わせ溶接継手とする。 工 法 通常の開削による布設工法とする。 管路の範囲 導水管、送水管及び配水管とし、配水池、ポンプなどの端部施 設との接続部までとする。				

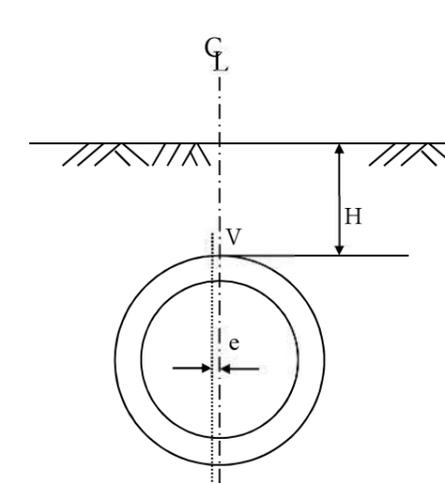
現 行

工 種	項 目	管理基準値(mm)	(参 考) 規格値(mm)	測 定 基 準	
8 管 水 路 工 事	4 管水路 (硬質塩化ビ ニル管)	10 基準高(V)	± 30	± 50	設計図書に示された 基準高、あるいは埋設 深、中心線のズレ(直 線部)については施工 延長おおむね50mに つき1箇所の割合で 測定する。 中心線のズレ(曲線 部)についてはおおむ ね10mにつき1箇所 の割合で測定する。 上記未満は2箇所測 定する。
	20 埋 設 深 (H)	+ 65 - 35	- 50		
	30 中心線 のズレ (e)	± 80	± 120		
	40 施工延長		- 0.1%、 ただし延長 200m未満 - 200		
5 管水路 (鋼管)	管種等の適用範囲は原則として下記による。 管 種 J I S G 3443-1 (水輸送用塗覆装鋼管-第1部:直管) W S P A-101-2009 (農業用プラスチック被覆鋼管) 寸 法 80A~3500A 塗覆装方法 管外面 <u>プラスチック被覆</u> 管内面 エポキシ樹脂塗装とする。 接 合 法 突き合わせ溶接継手とする。 工 法 通常の開削による布設工法とする。 管路の範囲 導水管、送水管及び配水管とし、配水池、ポンプなどの端 部施設との接続部までとする。				

改正後

現行

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2、3-4)	結果一覧表によるもの (様式3-1、3-4)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、埋設深、中心線のズレで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—		
				通常の開削による布設工法とは、矢板土留・建込簡易土留を含むものとする。

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2、3-4、3-6)	結果一覧表によるもの (様式3-1、3-4、3-6)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、埋設深、中心線のズレで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—		
				通常の開削による布設工法とは、矢板土留・建込簡易土留を含むものとする。

改正後

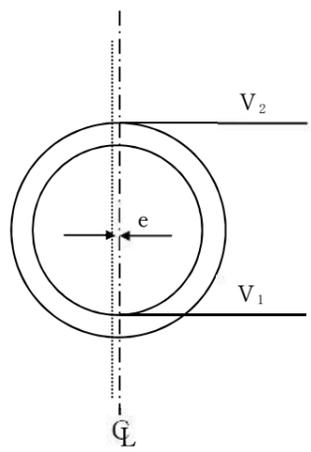
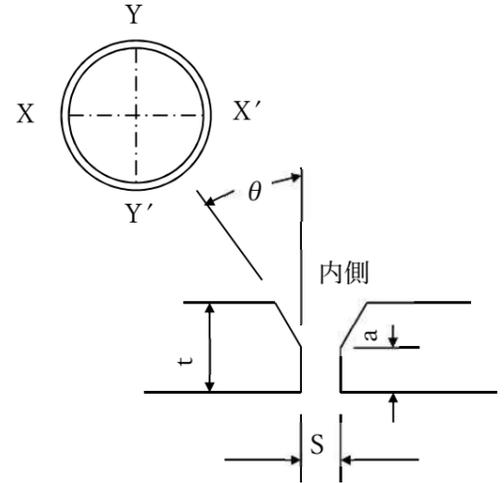
現行

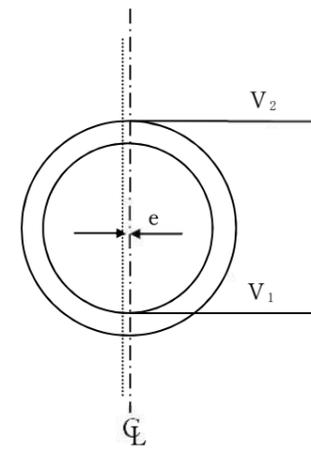
工 種	項 目	管理基準値(mm)	(参 考) 規格値(mm)	測 定 基 準	
8 管 水 路 工 事	6 管 布 設	1 基準高(V) ただし、 被圧地下水のある場合	⊕ 20 ⊕ 30	⊕ 30 ⊕ 50	基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50mにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね 10mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。
		2 中心線のズレ (e)	⊕ 30	⊕ 45	
		3 施工延長		⊖ 0.1%、 ただし延長 200m未満 ⊖ 200	
<u>7 V型開先 (両面溶接)</u>	1 <u>ルート ギャップ (s)</u>	<u>0~3</u>		<u>溶接箇所 10 箇所につき1箇所の割合で測定する。</u>	
		2 <u>ベベル角 度(θ)</u>	<u>30~35°</u>		<u>現場切り合わせの場合のみ全溶接箇所を測定する。</u>
		3 <u>ルート フェイス (a)</u>	<u>≦2.4</u>		

工 種	項 目	管理基準値(mm)	(参 考) 規格値(mm)	測 定 基 準	
8 管 水 路 工 事	6 管 布 設	1 基準高(V) ただし、 被圧地下水のある場合	⊕ 20 ⊕ 30	⊕ 30 ⊕ 50	基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50mにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね 10mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。
		2 中心線のズレ (e)	⊕ 30	⊕ 45	
		3 施工延長		⊖ 0.1%、 ただし延長 200m未満 ⊖ 200	

改正後

現行

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-2)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、中心線のズレで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—		<p>Vの測定は管底(V₁)を原則とし、測定時期は埋戻完了とする。</p> <p>ただし、φ1,350mm以下又は管底での測定作業が困難な場合は、管頂まで埋戻し後の管頂(V₂)でもよい。</p> <p>eの測定は管頂まで埋戻時の管頂を原則とする。</p> <p>なお、「埋戻完了」とは、特に指示がない場合は舗装(表層、上層路盤、下層路盤)を除いた埋戻完了時点とする。</p>
ルートギャップで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及びベベル角度、ルートフェイス	—		<p>左記によらない場合は特記仕様書によるものとする。</p>

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、中心線のズレで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—		<p>Vの測定は管底(V₁)を原則とし、測定時期は埋戻完了とする。</p> <p>ただし、φ1,350mm以下又は管底での測定作業が困難な場合は、管頂まで埋戻し後の管頂(V₂)でもよい。</p> <p>eの測定は管頂まで埋戻時の管頂を原則とする。</p> <p>なお、「埋戻完了」とは、特に指示がない場合は舗装(表層、上層路盤、下層路盤)を除いた埋戻完了時点とする。</p>

改正後

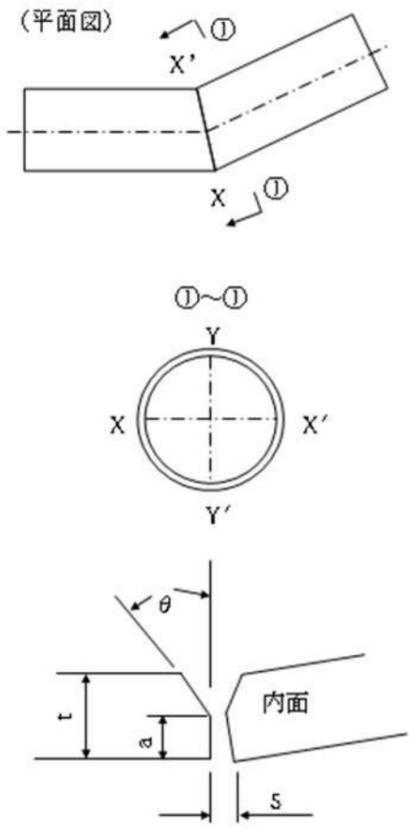
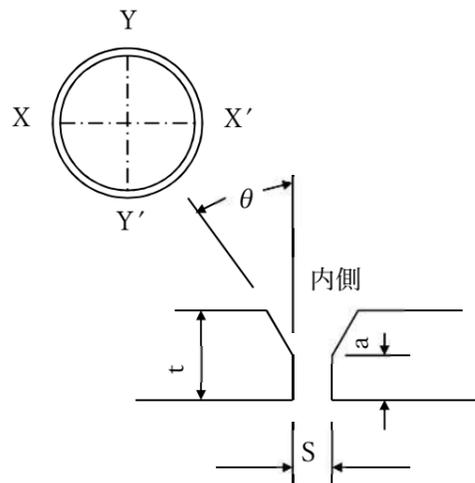
現 行

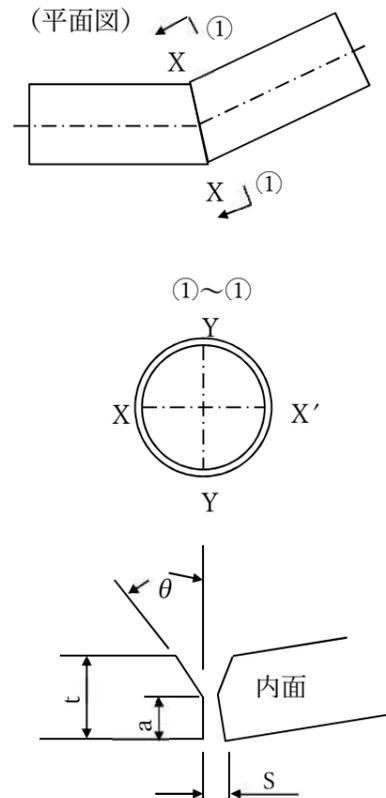
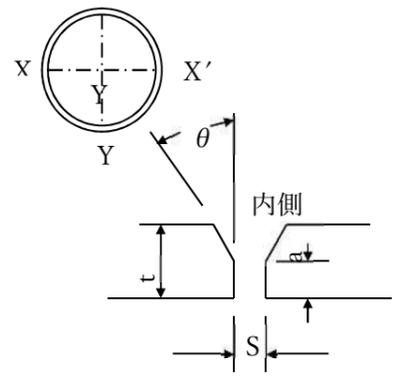
工 種	項 目	管理基準値(mm)	(参 考) 規格値(mm)	測 定 基 準	
8 管 水 路 工 事	8 V型開先 テーパ付き 直管 (両面溶接)	1 ルート ギャップ (s)	0~3	テーパ付き直管同士の 溶接箇所全数を測定す る。	
		2 ベベル角度 (θ)	Y、 Y' : 30~35° X' : 35~15° X : 30~50°		
		3 ルート フェイス (a)	≦2.4		
	<u>9 V型開先 (片面溶接)</u>	<u>1 ルート ギャップ (s)</u>	<u>1~4</u>		<u>溶接箇所 10 箇所につき 1 箇所の割合で測定す る。</u>
		<u>2 ベベル角 度(θ)</u>	<u>30~35°</u>		<u>現場切り合わせの場合 のみ全溶接箇所を測定 する。</u>
		<u>3 ルート フェイス (a)</u>	<u>≦2.4</u>		

工 種	項 目	管理基準値(mm)	(参 考) 規格値(mm)	測 定 基 準	
8 管 水 路 工 事	<u>7 V型開先 (両面溶接)</u>	<u>1 ルート ギャップ (s)</u>	<u>0~3</u>	<u>溶接箇所 10 箇所につき 1 箇所の割合で測定す る。</u>	
		<u>2 ベベル角 度 (θ)</u>	<u>30~35°</u>		
		<u>3 ルート フェイス (a)</u>	<u>≦2.4</u>		
	8 V型開先 テーパ付き 直管 (両面溶接)	1 ルート ギャップ (s)	0~3		テーパ付き直管同士の 溶接箇所全数を測定す る。
		2 ベベル角 度 (θ)	Y、 Y' : 30~35° X' : 35~15° X : 30~50°		
		3 ルート フェイス (a)	≦2.4		

改正後

現行

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-2)	点検表によるもの (様式 3-3)		
ルートギャップで 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの及びベベル角度、ルートフェイス	—		左記によらない場合は特記仕様書によるものとする。
ルートギャップで 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの及びベベル角度、ルートフェイス	—		左記によらない場合は特記仕様書によるものとする。

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-2)	点検表によるもの (様式 3-3)		
ルートギャップで 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの及びベベル角度、ルートフェイス	—		左記によらない場合は特記仕様書によるものとする。
ルートギャップで 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの及びベベル角度、ルートフェイス	—		左記によらない場合は特記仕様書によるものとする。

改正後

現行

工 種	項 目	管理基準値(mm)	(参 考) 規格値(mm)	測 定 基 準
8 管 水 路 工 事	10 V型開先 (片面裏当溶接)	1 ルート ギャップ (s)	4以上	溶接箇所 10 箇所につき 1 箇所の割合で測定す る。
		2 ベベル角 度(θ)	22.5~27.5°	現場切り合わせの場合 のみ全溶接箇所を測定 する。
		3 ルート フェイス (a)	≦2.4	
	11 X型開先 (両面溶接)	1 ルート ギャップ (s)	0~3	溶接箇所 10 箇所につき 1 箇所の割合で測定す る。
		ベベル角 度 (θ_1) (θ_2)	30~35° 40~45°	現場切り合わせの場合 のみ全溶接箇所を測定 する。
		3 ルート フェイス (a)	2以下	

工 種	項 目	管理基準値(mm)	(四 考) 規格値(mm)	測 定 基 準
8 管 水 路 工 事	9 V型開先 (片面溶接)	1 ルート ギャップ (s)	1~4	溶接箇所 10 箇所につき 1 箇所の割合で測定す る。
		2 ベベル角 度 (θ)	30~35°	現場切り合わせの場合 のみ全溶接箇所を測定 する。
		3 ルート フェイス (a)	≦2.4	
	10 V型開先 (片面裏当溶接)	1 ルート ギャップ (s)	4以上	溶接箇所 10 箇所につき 1 箇所の割合で測定す る。
		2 ベベル角 度 (θ)	22.5~27.5°	現場切り合わせの場合 のみ全溶接箇所を測定 する。
		3 ルート フェイス (a)	≦2.4	
11 X型開先 (両面溶接)	1 ルート ギャップ (s)	0~3	溶接箇所 10 箇所につき 1 箇所の割合で測定す る。	
	ベベル角 度 (θ_1) (θ_2)	30~35° 40~45°	現場切り合わせの場合 のみ全溶接箇所を測定 する。	
	3 ルート フェイス (a)	2以下		

改正後

現行

管理方式			測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-2)	点検表によるもの (様式3-3)		
ルートギャップで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及びベベル角度、ルートフェイス	—		左記によらない場合は特記仕様書によるものとする。
ルートギャップで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及びベベル角度、ルートフェイス	—		左記によらない場合は特記仕様書によるものとする。

管理方式			測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-2)	点検表によるもの (様式3-3)		
ルートギャップで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及びベベル角度、ルートフェイス	—		左記によらない場合は特別仕様書によるものとする。
ルートギャップで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及びベベル角度、ルートフェイス	—		左記によらない場合は特別仕様書によるものとする。
ルートギャップで20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及びベベル角度、ルートフェイス	—		左記によらない場合は特別仕様書によるものとする。

改正後

現行

工種	項目	管理基準値(mm)	(参考)規格値(mm)	測定基準
8 管 水 路 工 事	12 X型開先 テーパ付 き直管 (両面溶接)	1 ルート ギャップ (s)	0~3	テーパ付き直管同士の 溶接箇所全数を測定す る。
		2 ベベル 角度 (θ_1) (θ_1) (θ_1) (θ_2) (θ_2) (θ_2)	Y、 Y' : 30~35° X' : 35~15° X : 30~50° Y、 Y' : 40~45° X' : 40~60° X : 45~25°	
		3 ルート フェイス (a)	2 以下	
13 周継手溶接	目違い(e)	1 両面溶 接	t : 板厚 (S63) t ≤ 6 e ≤ 1.5 6 < t ≤ 20 e ≤ 0.25t 20 < t ≤ 38 e ≤ 5.0	溶接箇所 10 箇所につき 1 箇所の割合で測定す る。
		2 片面溶 接	t ≤ 6 e ≤ 1.5 6 < t ≤ 16 e ≤ 0.25t 16 < t ≤ 38 e ≤ 4.0	

工種	項目	管理基準値(mm)	(参考)規格値(mm)	測定基準
8 管 水 路 工 事	12 X型開先 テーパ付 き直管 (両面溶接)	1 ルート ギャップ (s)	0~3	テーパ付き直管同士の 溶接箇所全数を測定す る。
		2 ベベル 角度 (θ_1) (θ_1) (θ_1) (θ_2) (θ_2) (θ_2)	Y、 Y' : 30~35° X' : 35~15° X : 30~50° Y、 Y' : 40~45° X' : 40~60° X : 45~25°	
		3 ルート フェイス (a)	2 以下	
13 周継手溶接	目違い(e)	1 両面溶 接	t : 板厚 (S63) t ≤ 6 e ≤ 1.5 6 < t ≤ 20 e ≤ 0.25t 20 < t ≤ 38 e ≤ 5.0	溶接箇所 10 箇所につき 1 箇所の割合で測定す る。
		2 片面溶 接	t ≤ 6 e ≤ 1.5 6 < t ≤ 16 e ≤ 0.25t 16 < t ≤ 38 e ≤ 4.0	

改正後

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの(様式 3-2)	点検表によるもの(様式 3-3)		
ルートギャップで 20 点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及びベベル角度、ルートフェイス	—	<p>(平面図)</p> <p>$A = 2/3(t - a)$ $B = 1/3(t - a)$</p>	左記によらない場合は特記仕様書によるものとする。
目違い、余盛高で 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの	—		

現 行

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの(様式 3-2)	点検表によるもの(様式 3-3)		
ルートギャップで 20 点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及びベベル角度、ルートフェイス	—	<p>(平面図)</p> <p>$A = 2/3(t - a)$ $B = 1/3(t - a)$</p>	左記によらない場合は特別仕様書によるものとする。
目違い、余盛高で 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの	—		

改正後

工 種	項 目	管理基準値(mm)	(参 考) 規格値(mm)	測 定 基 準
8 管 水 路 工 事	13周継手溶接	3 余盛高(h)	t : 板厚 t ≤ 12.7 h ≤ 3.2 t > 12.7 h ≤ 4.8	溶接箇所 10 箇所につき 1 箇所の割合で測定す る。
		4 アンダ カット(h)	h ≥ 0.5 は不合格。0.3 < h ≤ 0.5 は、1 個の長さ 30 mm (内側にあつては 50 mm) を越えるもの、 又は合計長さが管の円 周長さの 15% を越え るものは不合格。 h ≤ 0.3 は合格。	1 箇所毎に全円周を目 視により点検し、懸念の ある部分はゲージによ り点検する。
		5 ビード外 観	ビード表面に極端な不 揃い部分があつてはな らない。	1 箇所毎に全円周を目 視により点検する。
		6 その他	溶接部及びその付近に は、割れ、アークストラ イクの跡、有害と認め られる程度のオーバラ ップ、ピット、ジグ跡な どの欠陥があつてはな らない。	

現 行

工 種	項 目	管理基準値(mm)	(参 考) 規格値(mm)	測 定 基 準
8 管 水 路 工 事	13周継手溶接	3 余盛高(h)	t : 板厚 t ≤ 12.7 h ≤ 3.2 t > 12.7 h ≤ 4.8	溶接箇所 10 箇所につき 1 箇所の割合で測定す る。
		4 アンダ カット(h)	h ≥ 0.5 は不合格。0.3 < h ≤ 0.5 は、1 個の長さ 30 mm (内側にあつては 50 mm) を越えるもの、 又は合計長さが管の円 周長さの 15% を越え るものは不合格。 h ≤ 0.3 は合格。	1 箇所毎に全円周を目 視により点検し、懸念の ある部分はゲージによ り点検する。
		5 ビード 外観	ビード表面に極端な不 揃い部分があつてはな らない。	1 箇所毎に全円周を目 視により点検する。
		6 その他	溶接部及びその付近に は、割れ、アークストラ イクの跡、有害と認め られる程度のオーバラ ップ、ピット、ジグ跡な どの欠陥があつてはな らない。	

改正後

現行

管理方式			測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-2)	点検表によるもの (様式 3-3)		
—	—	○		

管理方式			測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-2)	点検表によるもの (様式 3-3)		
—	—	○		

改正後

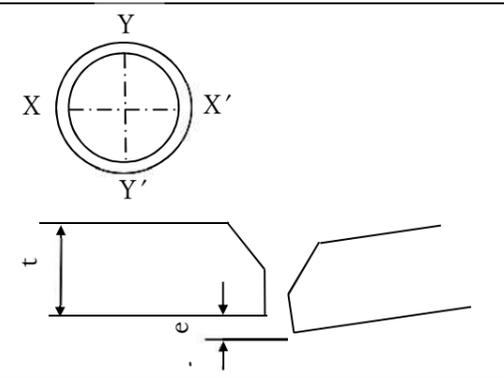
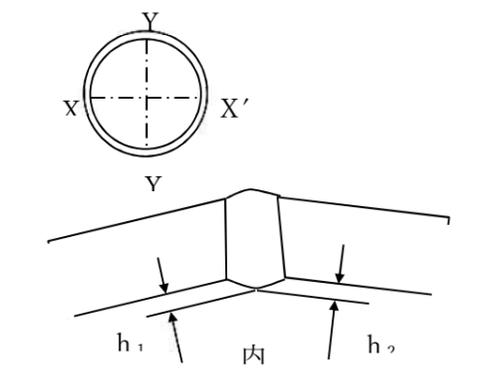
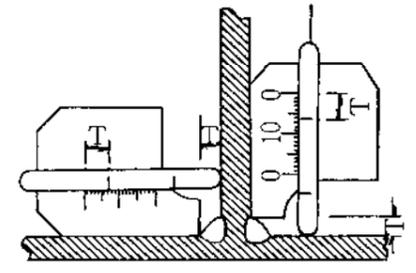
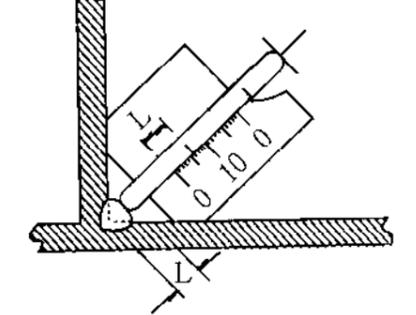
現 行

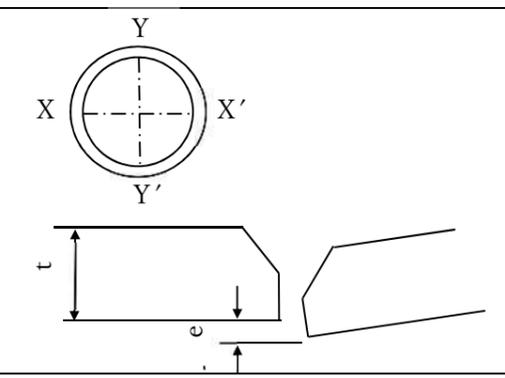
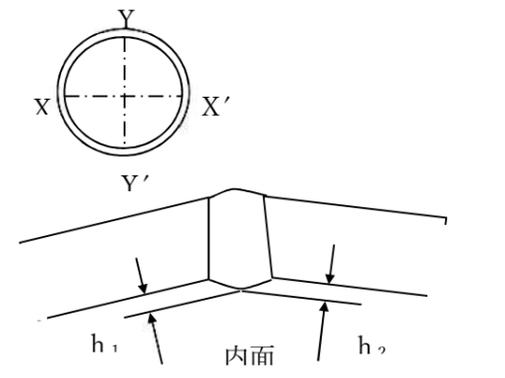
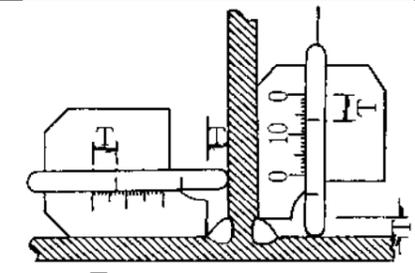
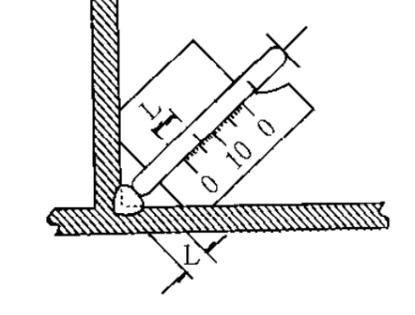
工 種	項 目	管理基準値(mm)	(参 考) 規格値(mm)	測 定 基 準
8 管 水 路 工 事	14 周継手溶接テーパ付き直管	1 目 違 い (e) 両面溶接	t : 板厚 t ≤ 6 e ≤ 1.5 6 < t ≤ 20 e ≤ 0.25t 20 < t ≤ 38 e ≤ 5.0	テーパ付き直管同士の溶接箇所全数を測定する。
		2 余盛高(h)	t : 板厚 t ≤ 12.7 h ≤ 3.2 t > 12.7 h ≤ 4.8 ただし h=(h ₁ +h ₂)/2	
15 すみ肉溶接	1 脚長(T)	指定脚長を下回ってはならない。 ただし、1 溶接線の長さの 5 % 以下で -1.0 mm までは認める。		溶接線全長にわたって目視により点検し、懸念のある部分はゲージにより点検する。
	2 のど厚(L)	指定のど厚を下回ってはならない。 ただし、1 溶接線の長さの 5 % 以下で -0.5 mm までは認める。		

工 種	項 目	管理基準値(mm)	(参 考) 規格値(mm)	測 定 基 準
8 管 水 路 工 事	14 周継手溶接テーパ付き直管	目 違 い (e) 1 両面溶接	t : 板厚 t ≤ 6 e ≤ 1.5 6 < t ≤ 20 e ≤ 0.25t 20 < t ≤ 38 e ≤ 5.0	テーパ付き直管同士の溶接箇所全数を測定する。
		2 余盛高(h)	t : 板厚 t ≤ 12.7 h ≤ 3.2 t > 12.7 h ≤ 4.8 ただし h=(h ₁ +h ₂)/2	
15 すみ肉溶接	1 脚長(T)	指定脚長を下回ってはならない。 ただし、1 溶接線の長さの 5 % 以下で -1.0 mm までは認める。		溶接線全長にわたって目視により点検し、懸念のある部分はゲージにより点検する。
	2 のど厚(L)	指定のど厚を下回ってはならない。 ただし、1 溶接線の長さの 5 % 以下で -0.5 mm までは認める。		

改正後

現行

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-2)	点検表によるもの (様式 3-3)		
目違い、余盛高で 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの	—	 	
—	—	○	 	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-2)	点検表によるもの (様式 3-3)		
目違い、余盛高で 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの	—	 	
—	—	○	 	

改正後

工 種	項 目	管理基準値(mm)	(参 考) 規格値(mm)	測 定 基 準
8 管 水 路 工 事	15 すみ肉溶接	3 アンダ カット(h)	0.5<h<1.0 の時アン ダカットの長さが板厚 よりも大きいものがあ ってはならない。 h≧1.0のアンダカット はあってはならない。	溶接線全長にわたって 目視により点検し、懸念 のある部分はゲージに より点検する。
	4 ピット	ピットの直径が1mm以 下では溶接長さ1mに つき3個までを許容す る。 しかし直径が1mmを超 えるものはあってはな らない。		
	5 ビード外 観	ビード表面に極端な不 揃い部分があってはな らない。	溶接線全長にわたって 目視により点検する。	
	6 その他	溶接部及びその付近に は、割れ、アークストラ イクの跡、有害と認め られる程度のオーバラ ップ、ジグ跡などの欠 陥があってはならない。		
16 放射線透過 試験	1 別表オ参 照	別表オの判定基準参照		周継手溶接の場合、全溶 接線長の5%を撮影す るものとする。 すみ肉溶接の場合は特 記仕様書による。
17 素地調整	1 外 観	水分、錆、油等があっ てはならない。		現場塗装全面を点検す る。

現 行

工 種	項 目	管理基準値(mm)	(参 考) 規格値(mm)	測 定 基 準
8 管 水 路 工 事	15 すみ肉溶接	3 アンダ カット(h)	0.5<h<1.0 の時アン ダカットの長さが板厚 よりも大きいものがあ ってはならない。 h≧1.0のアンダカット はあってはならない。	溶接線全長にわたって 目視により点検し、懸念 のある部分はゲージに より点検する。
	4 ピット	ピットの直径が1mm以 下では溶接長さ1mに つき3個までを許容す る。 しかし直径が1mmを超 えるものはあってはな らない。		
	5 ビード 外観	ビード表面に極端な不 揃い部分があってはな らない。	溶接線全長にわたって 目視により点検する。	
	6 その他	溶接部及びその付近に は、割れ、アークストラ イクの跡、有害と認め られる程度のオーバラ ップ、ジグ跡などの欠 陥があってはならない。		
16 放射線透過 試験	1 別表オ参 照	別表オの判定基準参照		周継手溶接の場合、全溶 接線長の5%を撮影す るものとする。 すみ肉溶接の場合は特 別仕様書による。
17 素地調整	1 外 観	水分、錆、油等があっ てはならない。		現場塗装全面を点検す る。

改正後

現行

管理方式			測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-2)	点検表によるもの (様式3-3)		
—	—	○		
—	—	○		全溶接線長とは、溶接箇所全ての溶接線長の総計をいう。
—	—	○		

管理方式			測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-2)	点検表によるもの (様式3-3)		
—	—	○		
—	—	○		全溶接線長とは、溶接箇所全ての溶接線長の総計をいう。
—	—	○		

改正後

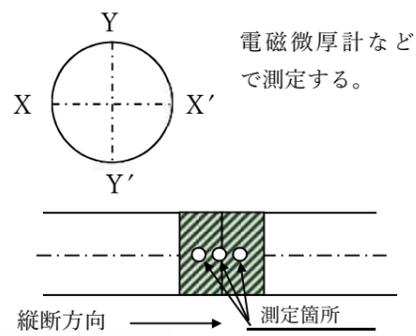
現行

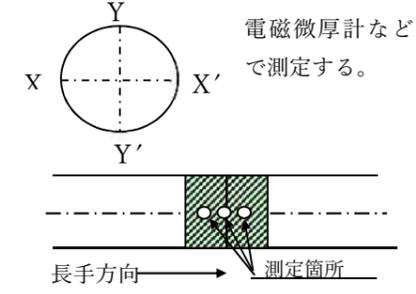
工種	項目	管理基準値(mm)	(参考)規格値(mm)	測定基準
8 管 水 路 工 事	18 エポキシ樹脂塗装	1 外 観	塗装表面に異物の混入、塗りむら、塗りもれなどがあるてはならない。	現場塗装全面を点検する。
		2 膜 厚	最低膜厚は別表カ又は特記仕様書に規定する膜厚を下回ってはならない。	
		3 ピンホール	火花の発生するような欠陥があるてはならない。	
		4 付着性	付着不良の欠陥があるてはならない。	

工種	項目	管理基準値(mm)	(参考)規格値(mm)	測定基準
8 管 水 路 工 事	18 エポキシ樹脂塗装	1 外 観	塗装表面に異物の混入、塗りむら、塗りもれなどがあるてはならない。	現場塗装全面を点検する。
		2 膜 厚	最低膜厚は特別仕様書に規定する膜厚を下回ってはならない。	
		3 ピンホール	火花の発生するような欠陥があるてはならない。	
		4 付着性	付着不良の欠陥があるてはならない。	

改正後

現行

管 理 方 式			測定箇所標準位置図及び測定要領	摘 要				
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-2)	点検表によるもの (様式 3-3)						
—	—	○		JIS G 3443-4に準じる。				
膜厚で 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの	—						
—	—	○	ホリデーディテクターを用いてピンホール検査を行う。 標準試験電圧 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>塗膜の厚さ(mm)</td> <td>試験電圧(DC V)</td> </tr> <tr> <td>0.5 以上</td> <td>2,000~2,500</td> </tr> </table>	塗膜の厚さ(mm)	試験電圧(DC V)	0.5 以上	2,000~2,500	
塗膜の厚さ(mm)	試験電圧(DC V)							
0.5 以上	2,000~2,500							
—	—	○	柄のついた鋼製両刃のへら(全長約 200 mm 程度)を用いてはつき、付着の良否を点検する。					

管 理 方 式			測定箇所標準位置図及び測定要領	摘 要				
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-2)	点検表によるもの (様式 3-3)						
—	—	○		JIS G 3443-4に準じる。				
膜厚で 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの	—						
—	—	○	ホリデーディテクターを用いてピンホール検査を行う。 標準試験電圧 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>塗膜の厚さ(mm)</td> <td>試験電圧(DC V)</td> </tr> <tr> <td>0.5 以上</td> <td>2,000~2,500</td> </tr> </table>	塗膜の厚さ(mm)	試験電圧(DC V)	0.5 以上	2,000~2,500	
塗膜の厚さ(mm)	試験電圧(DC V)							
0.5 以上	2,000~2,500							
—	—	○	柄のついた鋼製両刃のへら(全長約 200 mm 程度)を用いてはつき、付着の良否を点検する。					
—	—	—						
—	—	—						
—	—	—						

改正後

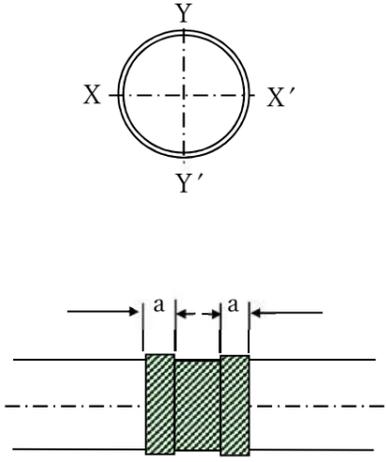
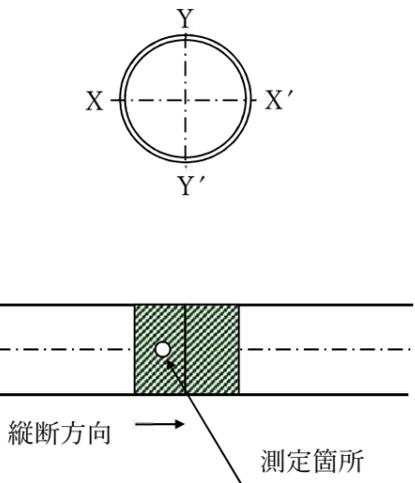
現 行

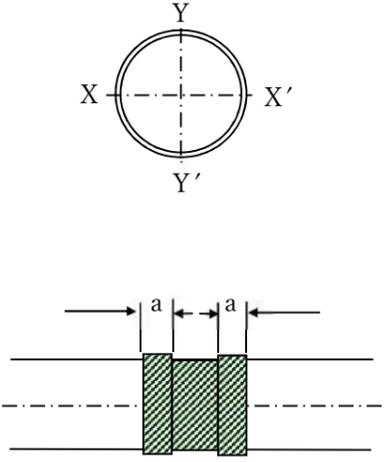
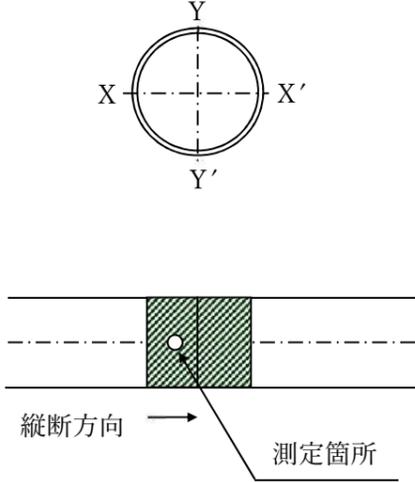
工 種	項 目	管理基準値(mm)	(参 考) 規格値(mm)	測 定 基 準
8 管 水 路 工 事	19 ジョイント コート	1 焼 損	あってはならない。	ジョイントコート全数 を点検する。
		2 両端のめ くれ	有害な欠陥となる大き なめくれがあってはな らない。	
		3 ふくれ	ジョイントコートの両 端から 50mm 以内にふ くれがあってはならな い。	
		4 工場被覆 部との重 ね代(a)	片側 50 mm 以上	
		5 ピンホー ル	火花の発生するよう な欠陥があってはなら ない。	ジョイントコート全数 全面を点検する
		6 膜 厚	<u>別表カのとおり</u> 1.5 mm 以上 ただし、加熱収縮後の 厚さとする。	ジョイントコート施工 箇所 10 箇所につき 1 箇 所測定するものとし、1 箇所につき 4 点測定す る。

工 種	項 目	管理基準値(mm)	(参 考) 規格値(mm)	測 定 基 準
8 管 水 路 工 事	19 ジョイント コート	1 焼 損	あってはならない。	ジョイントコート全数 を点検する。
		2 両端のめ くれ	有害な欠陥となる大き なめくれがあってはな らない。	
		3 ふくれ	ジョイントコートの両 端から 50mm 以内にふ くれがあってはならな い。	
		4 工場被覆 部との重 ね代 (a)	片側 50 mm 以上	
		5 ピンホー ル	火花の発生するよう な欠陥があってはなら ない。	ジョイントコート全数 全面を点検する
		6 膜 厚	1.5 mm 以上 ただし、加熱収縮後	ジョイントコート施工 箇所 10 箇所につき 1 箇 所測定するものとし、1 箇所につき 4 点測定す る。

改正後

現 行

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-2)	構造図に朱記、併記するもの		
-	-	○		
-	-	○	<p>ホリデーディテクターを用いてピンホール検査を行う。試験電圧は 10,000~12,000V を標準とする。</p>	
膜厚で 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの	-		

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの(様式3-2)	構造図に朱記、併記するもの		
-	-	○		
-	-	○	<p>ホリデーディテクターを用いてピンホール検査を行う。試験電圧は 10,000~12,000V を標準とする。</p>	
膜厚で 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの	-		

改正後

現行

工 種	項 目	管理基準値(mm)	(参 考) 規格値(mm)	測 定 基 準	
8 管 水 路 工 事	20 管水路 (埋設とう性管)	管種等の適用範囲は原則として下記による。			
	管種				
	ダクタイル 鋳鉄管	J I S G5526(ダクタイル鋳鉄管) J D P A G1027(農業用水用ダクタイル鋳鉄管)			
	鋼 管	J I S G3443-1(水輸送用塗覆装鋼管-第1部:直管) W S P A-101(農業用プラスチック被覆鋼管)			
	強化プラス チック管	J I S A5350(強化プラスチック複合管) F R P M <u>K111-2016</u> (強化プラスチック複合管内圧管 ファイメントワイド [®] イソグ [®] 成形法)			
21 たわみ率	締 固 め 程 度	1 なし	⊕ 3%	⊕ 5%	施工延長おおむね 50m につき1箇所割合で 測定する。 上記未満は2箇所測定 する。 測定は定尺管の中央部 とする。 測定時期は管据付時(接 合完了後)、管頂埋戻時 及び埋戻完了時とする。 なお、「埋戻完了」とは、 特に指示がない場合は 舗装(表層、上層路盤、 下層路盤)を除いた埋戻 完了時点とする。
		2 I	⊕ 3%	⊕ 5%	
		3 I 礫質土	⊕ 4%	⊕ 5%	
		4 II	⊕ 4%	⊕ 5%	

工 種	項 目	管理基準値(mm)	(参 考) 規格値(mm)	測 定 基 準	
8 管 水 路 工 事	20 管水路 (埋設とう性管)	管種等の適用範囲は原則として下記による。			
	管種				
	ダクタイル 鋳鉄管	J I S G5526(ダクタイル鋳鉄管) J D P A G1027(農業用水用ダクタイル鋳鉄管)			
	鋼 管	J I S G3443-1(水輸送用塗覆装鋼管-第1部:直管) W S P A-101(農業用プラスチック被覆鋼管)			
	強化プラス チック管	J I S A5350(強化プラスチック複合管) F R P M <u>K1111</u> (強化プラスチック複合管内圧管 <u>ファイメントワイド[®] イソグ[®] 成形法</u>) <u>F R P M K2111(強化プラスチック複合管内圧管 遠心力成形法)</u>			
21 たわみ率	締 固 め 程 度	1 なし	⊕ 3%	⊕ 5%	施工延長おおむね 50m につき1箇所割合で 測定する。 上記未満は2箇所測定 する。 測定は定尺管の中央部 とする。 測定時期は管据付時(接 合完了後)、管頂埋戻時 及び埋戻完了時とする。 なお、「埋戻完了」とは、 特に指示がない場合は 舗装(表層、上層路盤、 下層路盤)を除いた埋戻 完了時点とする。
		2 I	⊕ 3%	⊕ 5%	
		3 I 礫質土	⊕ 4%	⊕ 5%	
		4 II	⊕ 4%	⊕ 5%	

改正後

現行

管理方式			測定箇所標準図	摘要								
管理図表によるもの (様式 3-5)	結果一覧表によるもの (様式 3-5)	構造図に朱記、併記するもの										
			<p>管据付時の測定の際、以下の手順で天・地・左・右の各測定基準点を固定し、以後同一点でたわみ量を測定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 測定しようとする管の管中央位置を管底及び左右管側にペイントでマーキングする。 その位置に水準器を下図のように水平におく。その後、水準器の中央点を管にマーキングする。 ②でマーキングした点に測定棒を立て、測定棒に水準器を添わせて測定棒を垂直にし、その状態で測定棒をスライドさせ測定棒と管の接点をマーキングする(管天測点となる)。 ①でマーキングした位置(左右管側)に下図のように水準器を使って水平点をマーキングする。 <p>○ 測定器具例 (インナーゲージ)</p> <p>パイプ① アルミパイプ外径φ35mm厚み3mm パイプ② アルミパイプ外径φ28mm厚み3mm</p> <p>スケール取付け部 1mm単位スケール</p>									
各測定時期で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—	<p>管径 900mm 以上に適用する。矢板施工の場合は管据付時、矢板引抜き時及び埋戻完了時に測定する。</p> <p>締固め程度は次のとおりである。</p> <table border="1"> <tr> <th>締固めの程度</th> <th>仕上り程度</th> </tr> <tr> <td>締固めなし</td> <td>締まった状態を指し示すゆる膨れ状態ではない。</td> </tr> <tr> <td>締固め I</td> <td>締固め度の85%以上</td> </tr> <tr> <td>締固め II</td> <td>締固め度の90%以上</td> </tr> </table> <p>たわみ率の計算 $\Delta X / 2R \times 100(\%)$ $\Delta X = \{ 2R - (Dh + t) \}$ 又は $\{ 2R - (Dv + t) \}$ 2R : 管厚中心直径 t : 管厚</p>	締固めの程度	仕上り程度	締固めなし	締まった状態を指し示すゆる膨れ状態ではない。	締固め I	締固め度の85%以上	締固め II	締固め度の90%以上	
締固めの程度	仕上り程度											
締固めなし	締まった状態を指し示すゆる膨れ状態ではない。											
締固め I	締固め度の85%以上											
締固め II	締固め度の90%以上											

管理方式			測定箇所標準図	摘要								
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2、3-5)	結果一覧表によるもの (様式 3-1、3-5)	構造図に朱記、併記するもの										
			<p>管据付時の測定の際、以下の手順で天・地・左・右の各測定基準点を固定し、以後同一点でたわみ量を測定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 測定しようとする管の管中央位置を管底及び左右管側にペイントでマーキングする。 その位置に水準器を下図のように水平におく。その後、水準器の中央点を管にマーキングする。 ②でマーキングした点に測定棒を立て、測定棒に水準器を添わせて測定棒を垂直にし、その状態で測定棒をスライドさせ測定棒と管の接点をマーキングする(管天測点となる)。 ①でマーキングした位置(左右管側)に下図のように水準器を使って水平点をマーキングする。 <p>○ 測定器具例 (インナーゲージ)</p> <p>パイプ① アルミパイプ外径φ35mm厚み3mm パイプ② アルミパイプ外径φ28mm厚み3mm</p> <p>スケール取付け部 1mm単位スケール</p>									
各測定時期で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—	<p>管径 900mm 以上に適用する。矢板施工の場合は管据付時、矢板引抜き時及び埋戻完了時に測定する。</p> <p>締固め程度は次のとおりである。</p> <table border="1"> <tr> <th>締固めの程度</th> <th>仕上り程度</th> </tr> <tr> <td>締固めなし</td> <td>締まった状態を指し示すゆる膨れ状態ではない。</td> </tr> <tr> <td>締固め I</td> <td>締固め度の85%以上</td> </tr> <tr> <td>締固め II</td> <td>締固め度の90%以上</td> </tr> </table> <p>たわみ率の計算 $\Delta X / 2R \times 100(\%)$ $\Delta X = \{ 2R - (Dh + t) \}$ 又は $\{ 2R - (Dv + t) \}$ 2R : 管厚中心直径 t : 管厚</p>	締固めの程度	仕上り程度	締固めなし	締まった状態を指し示すゆる膨れ状態ではない。	締固め I	締固め度の85%以上	締固め II	締固め度の90%以上	
締固めの程度	仕上り程度											
締固めなし	締まった状態を指し示すゆる膨れ状態ではない。											
締固め I	締固め度の85%以上											
締固め II	締固め度の90%以上											

改正後

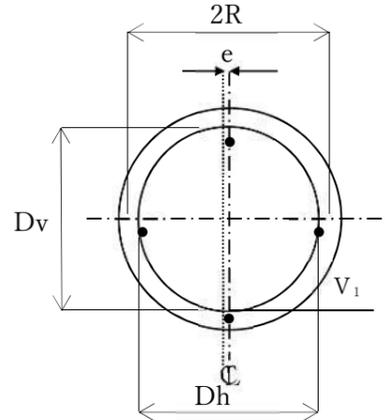
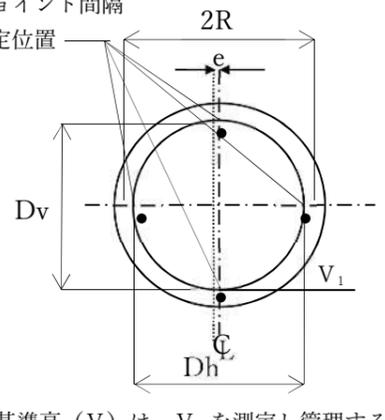
工種	項目	管理基準値(mm)	(参考)規格値(mm)	測定基準	
8 管水路工事	22 シールド工事(一次覆工)コンクリートセグメント	1 基準高(V) ± 30	± 50	基準高、中心線のズレ(直線部)、たわみ率については施工延長おおむね 50mにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね 10mに1箇所の割合で測定する。 上記未满是2箇所測定する。	
		2 直線部 ± 65 中心線のズレ(e) 曲線部 ± 100	直線部 ± 100 曲線部 ± 150		
		3 施工延長	$\ominus 0.1\%$ 、 ただし延長 150m未満 $\ominus 150$		
		4 鋼製セグメント たわみ率	$\pm 3\%$		$\pm 5\%$
23 シールド工事(二次覆工)既製管覆工推進工事		1 基準高(V) <u>既成管挿入工 ± 20</u> <u>推進工事 ± 30</u>	<u>± 30</u> <u>± 50</u>	基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50mにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね 10mに1箇所の割合で測定する。 上記未满是2箇所測定する。 ジョイント間隔については1本毎に測定する。	
		2 中心線のズレ(e)	± 65		± 100
		3 <u>ジョイント間隔(Z)</u>	<u>別表イ、ウ及び別表エ参照</u>		<u>別表イ、ウ及び別表エ参照</u>
		4 <u>施工延長</u>	<u>$\ominus 0.1\%$、 ただし延長 200m未満 $\ominus 200$</u>		
		5 鋼製セグメント たわみ率	$\pm 3\%$		$\pm 5\%$

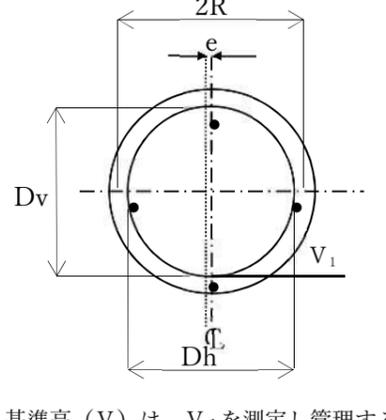
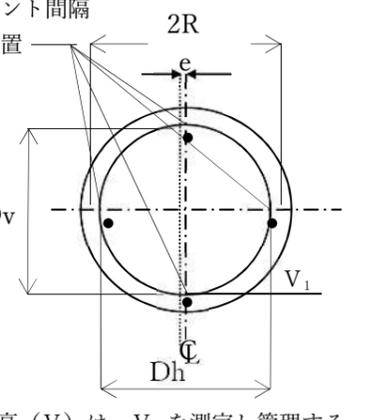
現行

工種	項目	管理基準値(mm)	(参考)規格値(mm)	測定基準	
8 管水路工事	22 シールド工事(一次覆工)コンクリートセグメント	1 基準高(V) ± 30	± 50	基準高、中心線のズレ(直線部)、たわみ率については施工延長おおむね 50mにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね 10mに1箇所の割合で測定する。 上記未满是2箇所測定する。	
		2 直線部 ± 65 中心線のズレ(e) 曲線部 ± 100	直線部 ± 100 曲線部 ± 150		
		3 鋼製セグメント 施工延長	$\ominus 0.1\%$ 、 ただし延長 150m未満 $\ominus 150$		
		4 鋼製セグメント たわみ率	$\pm 3\%$		$\pm 5\%$
23 シールド工事(二次覆工)既製管覆工推進工事		1 基準高(V) <u>± 20 (± 30)</u>	<u>± 30 (± 50)</u>	基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50mにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね 10mに1箇所の割合で測定する。 上記未满是2箇所測定する。 ジョイント間隔については1本毎に測定する。	
		2 中心線のズレ(e)	± 65		± 100
		3 <u>施工延長</u>	<u>$\ominus 0.1\%$、 ただし延長 200m未満 $\ominus 200$</u>		
		4 <u>ジョイント間隔(Z)</u>	<u>別表イ、ウ及び別表エ参照</u>		<u>別表イ、ウ及び別表エ参照</u>
		5 鋼製セグメント たわみ率	$\pm 3\%$		$\pm 5\%$

改正後

現行

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2、3-4、3-6)	結果一覧表によるもの (様式3-1、3-4、3-6)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、中心線のズレ、たわみ率で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—	 <p>基準高 (V) は、V_1 を測定し管理する。 たわみ率の計算 $\Delta X / 2R \times 100(\%)$ $\Delta X = [2R - (Dh + t)]$ 又は $[2R - (Dv + t)]$ 2R : 管厚中心直径 t : 管厚</p>	Vの測定は管底(V_1)を原則とし、測定時期は完了時とする。
基準高、中心線のズレ、たわみ率で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—	<p>ジョイント間隔 測定位置</p>  <p>基準高 (V) は、V_1 を測定し管理する。 たわみ率の計算 $\Delta X / 2R \times 100(\%)$ $\Delta X = [2R - (Dh + t)]$ 又は $[2R - (Dv + t)]$ 2R : 管厚中心直径 t : 管厚</p>	Vの測定は管底(V_1)を原則とし、測定時期は完了時とする。

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2、3-4、3-6)	結果一覧表によるもの (様式3-1、3-4、3-6)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、中心線のズレ、たわみ率で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—	 <p>基準高 (V) は、V_1 を測定し管理する。 たわみ率の計算 $\Delta X / 2R \times 100(\%)$ $\Delta X = [2R - (Dh + t)]$ 又は $[2R - (Dv + t)]$ 2R : 管厚中心直径 t : 管厚</p>	Vの測定は管底(V_1)を原則とし、測定時期は完了時とする。
基準高、中心線のズレ、たわみ率で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの及び施工延長	—	<p>ジョイント間隔 測定位置</p>  <p>基準高 (V) は、V_1 を測定し管理する。 たわみ率の計算 $\Delta X / 2R \times 100(\%)$ $\Delta X = [2R - (Dh + t)]$ 又は $[2R - (Dv + t)]$ 2R : 管厚中心直径 t : 管厚</p>	Vの測定は管底(V_1)を原則とし、測定時期は完了時とする。 1 基準高 (V) の () は推進工事の場合。

改正後

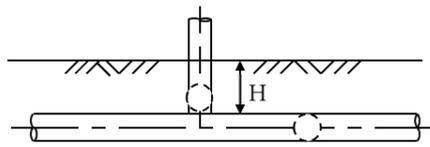
現行

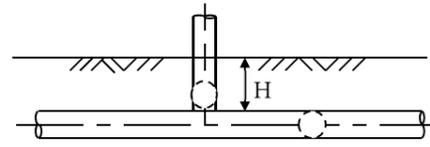
工種	項目	管理基準値(mm)	(参考)規格値(mm)	測定基準
9 畑かん施設工事	1 スプリンクラー 1 埋設深(H)	⊕ 65 ⊖ 35	⊖ 50	構造図の寸法標示箇所を測定する。

工種	項目	管理基準値(mm)	(参考)規格値(mm)	測定基準
9 畑地かんがい施設工事	1 スプリンクラー 1 埋設深(H)	⊕ 65 ⊖ 35	⊖ 50	構造図の寸法標示箇所を測定する。

改正後

現行

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
埋設深で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
埋設深で20点以上のもの	左記のもので20点未満のもの	—		

改正後

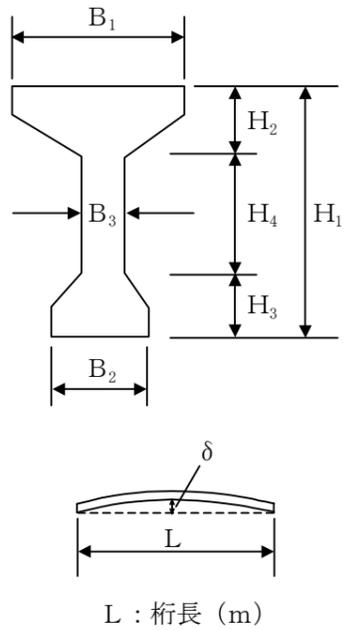
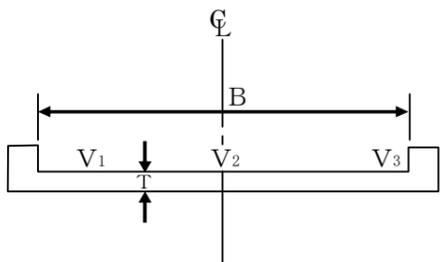
現行

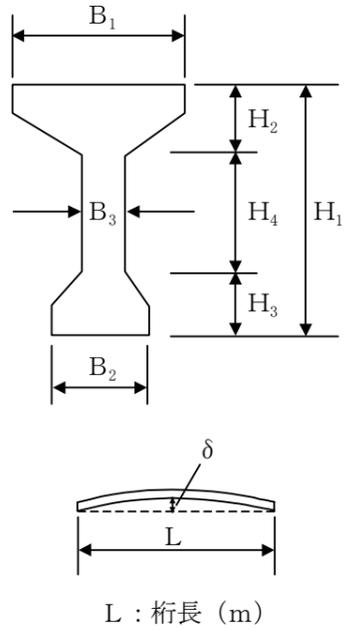
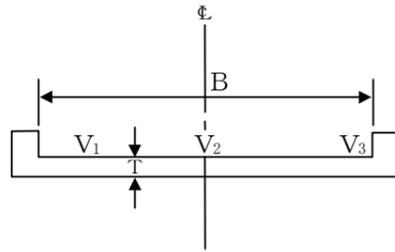
工種	項目	管理基準値(mm)	(参考)規格値(mm)	測定基準	
10 橋 梁 工 事	1 コンクリート桁 〔ポストテンション桁〕	1 幅 (B)	上幅 (B ₁) ⊕ 7 ⊖ 3 下幅 (B ₂ 、B ₃) ± 3	⊕ 10 ⊖ 5 ± 5	幅、高さについては桁の両端部、中央部の3箇所を全桁数測定する。 桁長は各桁で、横方向の最大曲がりについてはプレストレッシング後に、全桁数測定する。
		2 高さ(H)	⊕ 7 ⊖ 3	⊕ 10 ⊖ 5	
		3 桁長(L)	± 10	± 15	
		4 横方向の最大曲がり(δ) (桁長 10.5m 未満)		1.5L-6	
		横方向の最大曲がり(δ) (桁長 10.5m 以上)		10	
	2 鉄筋コンクリート床版工	1 基準高(V)	± 15	± 20	基準高は1径間当たり2箇所(支点付近)で測定する。 幅は1径間当たり3箇所測定する。 厚さは、おおむね10㎡に1箇所の割合で測定する。
		2 幅(B)	± 20	± 30	
3 厚さ(T)		⊕ 13 ⊖ 7	⊕ 20 ⊖ 10		

工種	項目	管理基準値(mm)	(参考)規格値(mm)	測定基準	
10 橋 梁 工 事	1 コンクリート桁 〔ポストテンション桁〕	1 幅 (B)	上幅 (B ₁) ⊕ 7 ⊖ 3 下幅 (B ₂ 、B ₃) ± 3	⊕ 10 ⊖ 5 ± 5	幅、高さについては桁の両端部、中央部の3箇所を全桁数測定する。 桁長は各桁で、横方向の最大曲がりについてはプレストレッシング後に、全桁数測定する。
		2 高さ(H)	⊕ 7 ⊖ 3	⊕ 10 ⊖ 5	
		3 桁長(L)	± 10	± 15	
		4 横方向の最大曲がり(δ) (10.5m 未満)		1.5L-6	
		横方向の最大曲がり(δ) (10.5m 以上)		10	
	2 鉄筋コンクリート床版工	1 基準高(V)	± 15	± 20	基準高は1径間当たり2箇所(支点付近)で測定する。 幅は1径間当たり3箇所測定する。 厚さは、おおむね10㎡に1箇所の割合で測定する。
		2 幅 (B)	± 20	± 30	
3 厚さ(T)		⊕ 13 ⊖ 7	⊕ 20 ⊖ 10		

改正後

現行

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
—	構造図に朱記、併記することが困難なもの	幅、高さ、桁長、横方向の最大曲がり	 <p>L : 桁長 (m)</p>	
—	構造図に朱記、併記することが困難なもの	基準高、幅、厚さ		コンクリート橋に適用する。

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
—	構造図に朱記、併記することが困難なもの	幅、高さ、桁長、横方向の最大曲がり	 <p>L : 桁長 (m)</p>	
—	構造図に朱記、併記することが困難なもの	基準高、幅、厚さ		コンクリート橋に適用する。

改正後

工 種	項 目	管理基準値(mm)	(参 考) 規格値(mm)	測 定 基 準
10 橋 梁 工 事	3 鉄筋コン クリート 高欄及び 地覆工	1 高欄幅 (B)	± 13	1 径間当たり両端と中 央部の両側を測定する。
		2 高欄高さ (H)	± 20	
		3 地 覆 幅 (B)	± 13	
		4 地覆高さ (H)	± 13	

現 行

工 種	項 目	管理基準値(mm)	(参 考) 規格値(mm)	測 定 基 準
10 橋 梁 工 事	3 鉄筋コン クリート 高欄及び 地覆工	1 高欄幅 (B)	± 13	1 径間当たり両端と中央 部の両側を測定する。
		2 高欄高さ (H)	± 20	
		3 地 覆 幅 (B)	± 13	
		4 地覆高さ (H)	± 13	

改正後

現行

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
—	構造図に朱記、併記することが困難なもの	高欄幅、高欄高さ、地覆幅、地覆高さ		

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
—	構造図に朱記、併記することが困難なもの	高欄幅、高欄高さ、地覆幅、地覆高さ		

改正後

現行

工種	項目	管理基準値(mm)	(参考)規格値(mm)	測定基準
11 橋梁下部工事	1 橋台工 <u>1</u> 敷幅(B)	<u>± 30</u>	<u>− 50</u>	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部で測定し、その他は構造図の寸法標示箇所を測定する。
	<u>2</u> 控壁の厚さ(T)	<u>± 20 − 13</u>	<u>− 20</u>	
	<u>3</u> 高さ(H)	<u>± 30</u>	<u>− 50</u>	
	<u>4</u> 中心線のズレ(e)	<u>± 30</u>	<u>± 50</u>	
	<u>5</u> 天端長(L ₁)	<u>± 30</u>	<u>− 50</u>	
	<u>6</u> 敷長(L ₂)	<u>± 30</u>	<u>− 50</u>	
	<u>7</u> 胸壁間距離(L ₃)	<u>± 20</u>	<u>± 30</u>	
	8 橋台沓部	「1 共通工事の <u>9</u> 精度を要するもの」の項に定めるところによる	同	左

工種	項目	管理基準値(mm)	(参考)規格値(mm)	測定基準
11 橋梁下部工事	1 橋台工 <u>1</u> 天端長(ℓ ₁)	<u>± 30</u>	<u>− 50</u>	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部で測定し、その他は構造図の寸法標示箇所を測定する。
	<u>2</u> 敷長(ℓ ₂)	<u>± 30</u>	<u>− 50</u>	
	<u>3</u> 敷幅(B)	<u>± 30</u>	<u>− 50</u>	
	<u>4</u> 高さ(H)	<u>± 30</u>	<u>− 50</u>	
	<u>5</u> 控壁の厚さ(T)	<u>± 20 − 13</u>	<u>− 20</u>	
	<u>6</u> 胸壁間距離(L)	<u>± 20</u>	<u>± 30</u>	
	<u>7</u> 中心線のズレ(e)	<u>± 30</u>	<u>± 50</u>	
	8 橋台沓部	「1 共通工事の <u>10</u> 精度を要するもの」の項に定めるところによる	同	左

改正後

現行

管理方式			測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
—	構造図に朱記、併記することが困難なもの	<u>敷幅、控壁の厚さ、高さ、中心線のズレ、天端長、敷長、胸壁間距離</u>		2 スパン以上の場合の胸壁間距離は「2 及び 3 橋脚工」の橋脚中心間距離において管理する。
同 左	同 左	同 左	同 左	

管理方式			測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
—	構造図に朱記、併記することが困難なもの	<u>天端長、敷長、敷幅、高さ、控壁の厚さ、胸壁間距離、中心線のズレ</u>		2 スパン以上の場合の胸壁間距離は「2 及び 3 橋脚工」の橋脚中心間距離において管理する。
同 左	同 左	同 左	同 左	

改正後

工 種	項 目	管理基準値(mm)	(参 考) 規格値(mm)	測 定 基 準	
11 橋 梁 下 部 工 事	2 橋脚工			橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部で測定し、その他は構造図の寸法表示箇所を測定する。	
	〔張出式〕 〔重力式〕 〔半重力式〕	1 基準高(V)	± 15		± 20
		2 天端長(l_1)	± 30		− 50
		3 敷長(l_2)	± 30		− 50
		4 天端幅(B_1)	+ 20 − 13		− 20
		5 敷幅(B_2)	± 30		− 50
		6 高さ(H)	± 30		− 50
		7 橋脚中心間距離(L)	± 20		± 30
8 中心線のズレ(e)	± 30	± 50			

現 行

工 種	項 目	管理基準値(mm)	(参 考) 規格値(mm)	測 定 基 準	
11 橋 梁 下 部 工 事	2 橋脚工			橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部で測定し、その他は構造図の寸法表示箇所を測定する。	
	〔張出式〕 〔重力式〕 〔半重力式〕	1 基準高(V)	± 15		± 20
		2 天端長(l_1)	± 30		− 50
		3 敷長(l_2)	± 30		− 50
		4 天端幅(B_1)	+ 20 − 13		− 20
		5 敷幅(B_2)	± 30		− 50
		6 高さ(H)	± 30		− 50
		7 橋脚中心間距離(L)	± 20		± 30
8 中心線のズレ(e)	± 30	± 50			

改正後

現行

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
—	構造図に朱記、併記することが困難なもの	基準高、天端長、敷長、天端幅、敷幅、高さ、橋脚中心間距離、中心線のズレ		

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
—	構造図に朱記、併記することが困難なもの	基準高、天端長、敷長、天端幅、敷幅、高さ、橋脚中心間距離、中心線のズレ		

改正後

現行

工種	項目	管理基準値(mm)	(参考)規格値(mm)	測定基準
11 橋梁下部工事	3 橋脚工 (ラーメン式)			橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部で測定し、その他は構造図の寸法表示箇所を測定する。
	1 基準高(V)	± 15	± 20	
	2 天端長(<i>ℓ</i>)	± 15	− 20	
	3 天端幅(B ₁)	+ 20 − 13	− 20	
	4 中間幅(d)	± 15	− 20	
	5 基礎幅(B ₂ 、b)	± 30	− 50	
	6 高さ(H)	± 30	− 50	
	7 厚さ(T)	+ 20 − 13	− 20	
	8 橋脚中心間距離(L)	± 20	± 30	
9 中心線のズレ(e)	± 30	± 50		

工種	項目	管理基準値(mm)	(参考)規格値(mm)	測定基準
11 橋梁下部工事	3 橋脚工 (ラーメン式)			橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部で測定し、その他は構造図の寸法表示箇所を測定する。
	1 基準高(V)	± 15	± 20	
	2 天端長(<i>ℓ</i>)	± 15	− 20	
	3 天端幅(B ₁)	+ 20 − 13	− 20	
	4 中間幅(d)	± 15	− 20	
	5 基礎幅(B ₂ 、b)	± 30	− 50	
	6 高さ(H)	± 30	− 50	
	7 厚さ(T)	+ 20 − 13	− 20	
	8 橋脚中心間距離(L)	± 20	± 30	
9 中心線のズレ(e)	± 30	± 50		

改正後

現行

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
—	構造図に朱記、併記することが困難なもの	基準高、天端長、天端幅、中間幅、基礎幅、高さ、厚さ、橋脚中心間距離、中心線のズレ		

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
—	構造図に朱記、併記することが困難なもの	基準高、天端長、天端幅、中間幅、基礎幅、高さ、厚さ、橋脚中心間距離、中心線のズレ		

改正後

現 行

工 種	項 目	管理基準値(mm)	(参 考) 規格値(mm)	測 定 基 準
12 法 面 保 護 工 事	1 ラス張 植生マット 植生シート 繊維ネット 張芝 人工張芝	1 面積(A)	施工面積 ≧設計面積	全施工面積について展 開図又はその他の方法 により測定(求積)する。
	2 アンカー ピン数		ラス張 φ9(D10)×L = 200mm 1.5本/m ² 以上 φ16(D16)×L = 400mm 0.3本/m ² 以上	ラス張は 200 m ² に 1 箇 所の割合で測定する。 上記未満は 2 箇所測定 する。
	アンカー ピン及び 止め釘		植生マット、繊維 ネット 肥料袋付 6本/m ² 以上 肥料袋無 3本/m ² 以上	植生マット及び繊維ネ ットは 500 m ² に 1 箇所 の割合で測定する。 上記未満は 2 箇所測定 する。
2 種子散布	1 面積(A)		施工面積 ≧設計面積	全施工面積について展 開図又はその他の方法 により測定(求積)する。

工 種	項 目	管理基準値(mm)	(四 考) 規格値(mm)	測 定 基 準
12 法 面 保 護 工 事	1 ラス張 植生マット 植生シート 繊維ネット 張芝 人工張芝	1 面積(A)	施工面積 ≧設計面積	全施工面積について展 開図又はその他の方法 により測定(求積)する。
	2 アンカー ピン数		施工本数≧設計本数	ラス張 φ9(D10)×L = 200mm 1.5本/m ² 以上 φ16(D16)×L = 400mm 0.3本/m ² 以上
	アンカー ピン及び 止め釘		植生マット、繊維 ネット 肥料袋付 6本/m ² 以上 肥料袋無 3本/m ² 以上	植生マット及び繊維ネ ットは 500 m ² に 1 箇所 の割合で測定する。 上記未満は 2 箇所測定 する。
2 種子吹付工	1 面積(A)		施工面積 ≧設計面積	全施工面積について展 開図又はその他の方法 により測定(求積)する。

改正後

現行

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
—	—	展開図及び測線長		l_n : 測線をいう。
—	測定値を記入	—		(参考) 規格値に示す値は標準であることから、工法により標準本数が異なる場合は、別途監督職員と協議する。
—	—	展開図及び測線長		l_n : 測線をいう。

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
—	—	展開図及び測線長		l_n : 測線をいう。
—	測定値を記入	—		(参考) 規格値に示す値は標準であることから、工法により標準本数が異なる場合は、別途監督職員と協議する。
—	—	展開図及び測線長		l_n : 測線をいう。

改正後

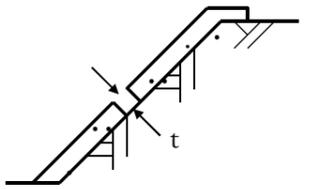
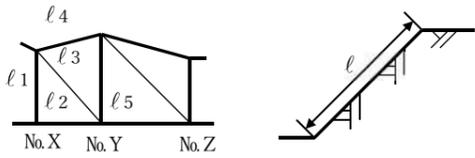
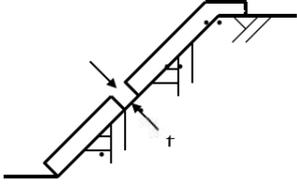
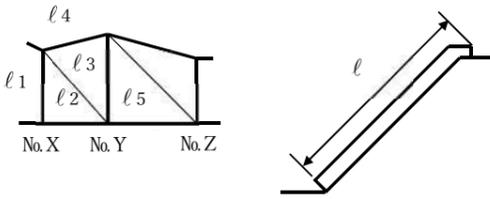
現行

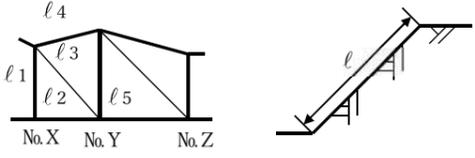
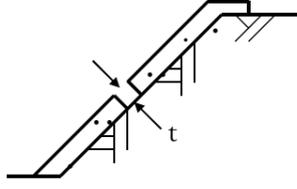
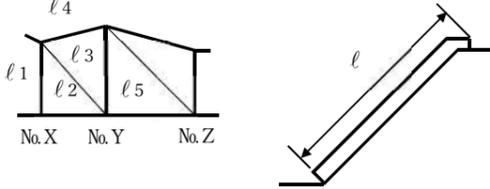
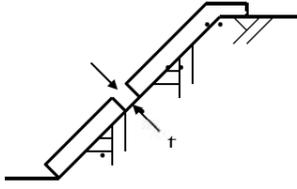
工種	項目	管理基準値(mm)	(参考)規格値(mm)	測定基準
12 法 面 保 護 工 事	3 客土吹付	<u>1</u> 厚さ(T)	平均厚さ ≧設計厚さ	施工面積 500 m ² に1箇所の割合で測定する。 上記未满是2箇所測定する。
			ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は設計厚の50%以上とする。	
	<u>2</u> 面積(A)	施工面積 ≧設計面積	全施工面積について展開図又はその他の方法により測定(求積)する。	
4 植生基材吹付	<u>1</u> 厚さ(T)		平均厚さ ≧設計厚さ	施工面積 200 m ² に1箇所の割合で測定する。 上記未满是2箇所測定する。
			測定値は設計厚5cm未満 ⊖ 10% 〃 5cm以上 ⊖ 20%	
	<u>2</u> 面積(A)	施工面積 ≧設計面積	全施工面積について展開図又はその他の方法により測定(求積)する。	

工種	項目	管理基準値(mm)	(参考)規格値(mm)	測定基準
12 法 面 保 護 工 事	3 客土吹付工	<u>1</u> 面積(A)	施工面積 ≧設計面積	全施工面積について展開図又はその他の方法により測定(求積)する。
			平均厚さ ≧設計厚さ	施工面積 500 m ² に1箇所の割合で測定する。 上記未满是2箇所測定する。
	<u>2</u> 厚さ(T)	施工面積 ≧設計面積	全施工面積について展開図又はその他の方法により測定(求積)する。	
		ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は設計厚の50%以上とする。		
4 植生基材吹付工	<u>1</u> 面積(A)		施工面積 ≧設計面積	全施工面積について展開図又はその他の方法により測定(求積)する。
			平均厚さ ≧設計厚さ	施工面積 200 m ² に1箇所の割合で測定する。 上記未满是2箇所測定する。
	<u>2</u> 厚さ(T)	施工面積 ≧設計面積	全施工面積について展開図又はその他の方法により測定(求積)する。	
		測定値は設計厚5cm未満 ⊖ 10% 〃 5cm以上 ⊖ 20%	ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は設計厚の50%以上とする。	

改正後

現行

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
<u>厚さで20点以上のもの</u>	<u>左記のもので20点未満のもの</u>	二		<ol style="list-style-type: none"> 1 吹付直後の厚さとする。 2 岩等の突出部の特殊な場合は適用しない。 3 設計吹付厚さ5 cm以上には適用しない。
二	二	展開図及び測線長		<u>l_n : 測線をいう。</u>
<u>厚さで20点以上のもの</u>	<u>左記のもので20点未満のもの</u>	二		<ol style="list-style-type: none"> 1 吹付直後の厚さとする。 2 岩等の突出部の特殊な場合は適用しない。
二	二	展開図及び測線長		<u>l_n : 測線をいう。</u>

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
二	二	展開図及び測線長		<u>l_n : 測線をいう。</u>
<u>厚さで20点以上のもの</u>	<u>左記のもので20点未満のもの</u>	二		<ol style="list-style-type: none"> 1 吹付直後の厚さとする。 2 岩等の突出部の特殊な場合は適用しない。 3 設計吹付厚さ5 cm以上には適用しない。
二	二	展開図及び測線長		<u>l_n : 測線をいう。</u>
<u>厚さで20点以上のもの</u>	<u>左記のもので20点未満のもの</u>	二		<ol style="list-style-type: none"> 1 吹付直後の厚さとする。 2 岩等の突出部の特殊な場合は適用しない。

改正後

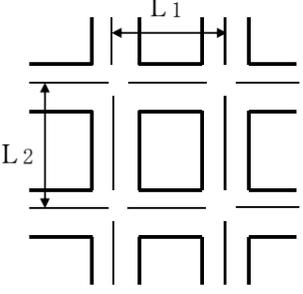
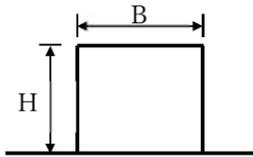
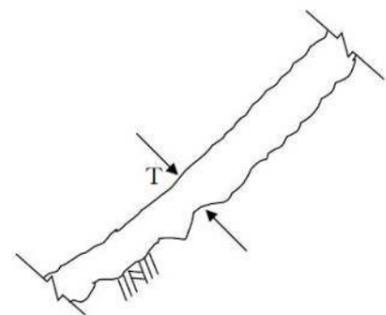
現 行

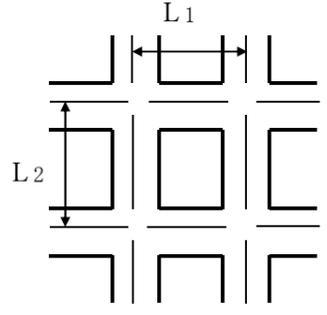
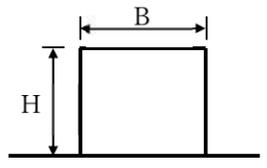
工 種	項 目	管理基準値(mm)	(参 考) 規格値(mm)	測 定 基 準
12 法 面 保 護 工 事	5 吹付枠			
	1 梁 延 長		施工延長 ≧設計延長	全施工延長について展 開図により測定する。
	2 梁 間 隔 (L)		⊕ L/10	施工面積 200 m ² に1箇 所の割合で測定する。
	3 梁断面(H) (B)		⊖ 20	施工面積 200 m ² に1箇 所の割合で測定する。
6	コンクリ ート吹付 モルタル 吹付	1 吹付厚さ (T)	設計厚 5cm 未満 ⊕ 7	施工面積おおむね 100 m ² につき 1 箇所の割合 でコア採取又は削孔な どして測定する。 上記未满是 2 箇所測定 する。
		〃 5cm 以上 ⊕ 15	⊖ 20 (ただし、吹付面に 凹凸がある場合の 最小吹付厚は、設 計厚の 50%以上 とし、平均厚は設 計圧厚以上。)	

工 種	項 目	管理基準値(mm)	(四 考) 規格値(mm)	測 定 基 準	
12 法 面 保 護 工 事	5 吹付枠工				
	1 梁 延 長	設計値以上	施工延長 ≧設計延長	全施工延長について展 開図により測定する。	
	2 梁 間 隔 (L)	⊕ L/10 × 2/3	⊕ L/10	施工面積 200 m ² に1箇 所の割合で測定する。	
	3 梁断面(H) (B)	⊖ 13	⊖ 20	施工面積 200 m ² に1箇 所の割合で測定する。	
6	吹付枠工 (アンカー 施行の場 合)	1 梁延長	設計値以上	施工延長 ≧設計延長	全施工延長について展 開図により測定する。
		2 梁 間 隔 (L)	⊕ 65	⊕ 100	施工面積 200 m ² に1箇 所の割合で測定する。
		3 梁断面(H) (B)	⊖ 13	⊖ 20	施工面積 200 m ² に1箇 所の割合で測定する
		4 削孔長	設計値以上	施工延長 ≧設計延長	
		5 削孔角	⊕ 1.7度	⊕ 2.5度	

改正後

現 行

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
—	—	展開図に朱記、併記する		
間隔で 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの	—		
断面で 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの	—		
厚さで 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの	—		施工端部、岩等の突出部の特殊な場合は適用しない。

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
—	—	展開図に朱記、併記する		
間隔で 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの	—		
断面で 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの	—		

改正後

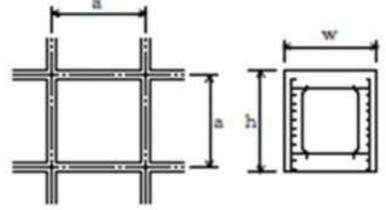
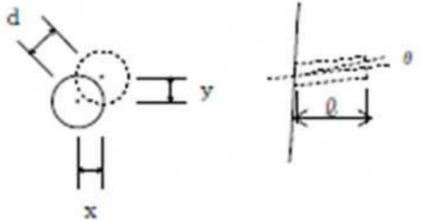
現 行

工 種	項 目	管理基準値(mm)	(参考) 規格値(mm)	測 定 基 準		
12 法 面 保 護 工 事	7 法枠工 (現場打枠工) (現場吹付法 枠工)	1 法 長 l	$l < 10m$	$\ominus 100$	施工延長 40m(測点間隔 25mの場合は50m)につ き1ヶ所、延長40m(又 は50m)以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。	
			$l \geq 10m$	$\ominus 200$		
		2 幅 w		$\ominus 30$		枠延長 100mにつき1 ヶ所、枠延長 100m 以 下のものは1 施工箇所 につき2ヶ所。
		3 高さ h		$\ominus 30$		
		4 枠中心間隔 a		± 100		
	5 延長 L			$\ominus 200$	1 施工箇所毎	
	8 法枠工 (プレキャスト ト法枠工)	1 法 長 l	$l < 10m$	$\ominus 100$	施工延長 40m(測点間隔 25mの場合は50m)につ き1ヶ所、延長40m(又 は50m)以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。	
			$l \geq 10m$	$\ominus 200$		
		2 延長 L				$\ominus 200$
	9 アンカー工	削孔深さ l			設計値以上	全数
配置誤差 d				100		
せん孔方向 θ				± 2.5 度		

[新 設]

改正後

現 行

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
				<p>曲線部は設計図書による</p> <p>本項目は、土木施工管理基準(平成31年4月)熊本県土木部を準用</p>
			 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	

[新 設]

改正後

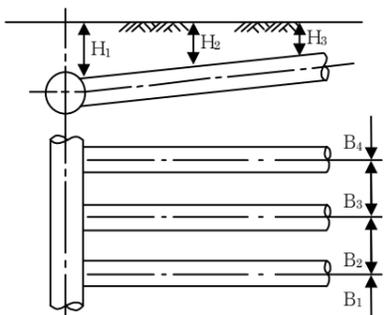
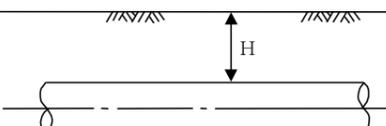
現行

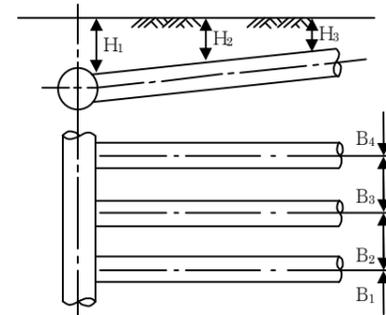
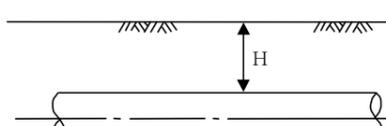
工種	項目	管理基準値(mm)	(四考)規格値(mm)	測定基準	
13 暗渠排水工事	1 吸水渠	1 布設深(H)	⊕ 100 ⊖ 50	上、下流端の2箇所を測定する。 ただし、1本の布設長がおおむね100m以上のときは、中間点を加えた3箇所を測定する。	
		2 間隔(B)	⊕ 500		⊕ 750
		3 施工延長			⊖ 0.2%、 ただし延長500m以下⊖1,000
	2 集水渠(支線) 導水渠(幹線)	1 布設深(H)	⊕ 100 ⊖ 50	⊖ 75	施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。
		2 施工延長		⊖ 0.2%、 ただし延長500m以下⊖1,000	

工種	項目	管理基準値(mm)	(参考)規格値(mm)	測定基準	
13 暗渠排水工事	1 吸水渠	1 布設深(H)	⊕ 100 ⊖ 50	上、下流端の2箇所を測定する。 ただし、1本の布設長がおおむね100m以上のときは、中間点を加えた3箇所を測定する。	
		2 間隔(B)	⊕ 500		⊕ 750
		3 施工延長			⊖ 0.2%、 ただし延長500m以下⊖1,000
	2 集水渠(支線) 導水渠(幹線)	1 布設深(H)	⊕ 100 ⊖ 50	⊖ 75	施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。
		2 施工延長		⊖ 0.2%、 ただし延長500m以下⊖1,000	

改正後

現行

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
布設深、間隔で 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの及び施工延長	—		
布 設 深 で 20 点 以 上 の もの	左記のもので 20 点未満のもの及び施工延長	—		

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
布設深、間隔で 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの及び施工延長	—		
布 設 深 で 20 点 以 上 の もの	左記のもので 20 点未満のもの及び施工延長	—		

改正後

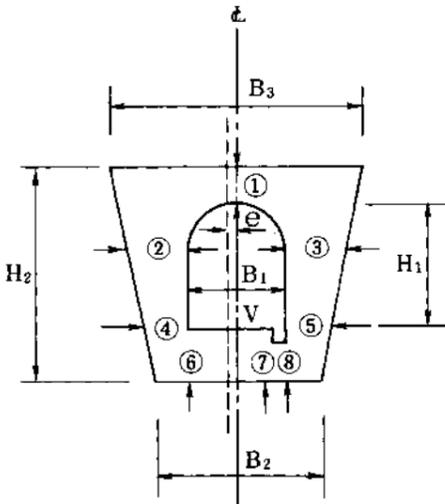
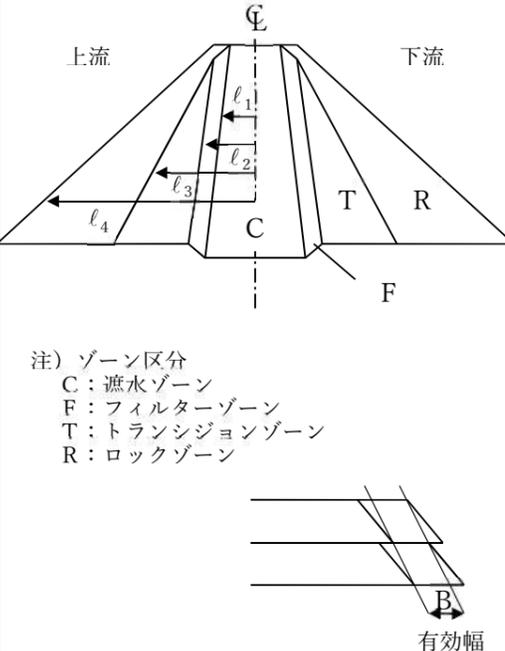
現行

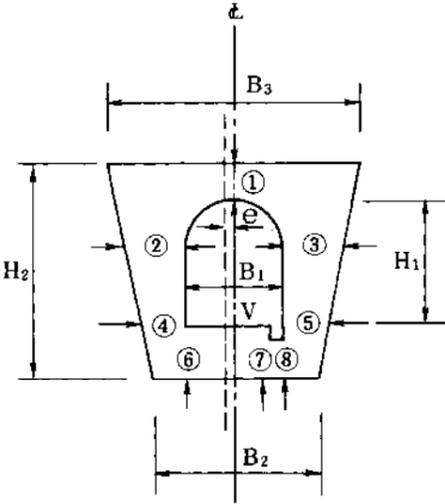
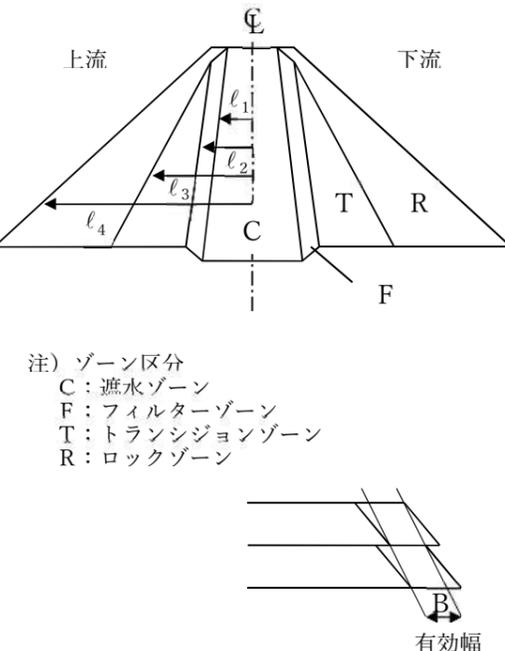
工種	項目	管理基準値(mm)	(参考)規格値(mm)	測定基準		
14 ファイ ルダ ム工 事	1 監査廊 (暗渠タイプ)	1 基準高 (V)	± 20	± 30	1.基準高、幅、厚さ、高さについては1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 2.厚さはコンクリート打設前の巻立空間を1スパンの終点において図に示す①～⑧の各点で測定する。 3.中心線のズレ 直線部は50mにつき1箇所、曲線部は1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。	
		2 幅(B)	± 25 ± 15 ただし、 B ₂ 、B ₃ ± 15	± 25		
		3 厚さ(T)	± 13	± 20		
		4 高さ(H)	± 25 ただし、 H ₂ ± 25	± 40		
		5 中心線のズレ (e)	直線部 ± 50 曲線部 ± 100	直線部 ± 75 曲線部 ± 150		
		6 スパン長	直線部 ± 13 曲線部 ± 20	直線部 ± 20 曲線部 ± 30		
		7 施工延長		± 0.1%、 ただし延長 150m未満 ± 150		
	2 堤体盛土	ゾ ン 幅	1 遮水ゾーン		ℓ ₁ ± 500 ± 0	ゾーン幅については施工延長おおむね20mにつき1箇所の割合で測定する。
			2 フィルターゾーン		ℓ ₂ ± 500 ± 0 有効幅Bは設計以上	
			3 トランジションゾーン		ℓ ₃ ± 1,000 ± 500	
			4 ロックゾーン		ℓ ₄ ± 1,000 ± 0 有効幅Bは設計以上	

工種	項目	管理基準値(mm)	(参考)規格値(mm)	測定基準		
14 ファイ ルダ ム工 事	1 監査廊 (暗渠タイプ)	1 基準高 (V)	± 20	± 30	1.基準高、厚さ、幅、高さについては1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 2.厚さはコンクリート打設前の巻立空間を1スパンの終点において図に示す①～⑧の各点で測定する。 3.中心線のズレ 直線部は50mにつき1箇所、曲線部は1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。	
		2 厚さ(T)	± 13	± 20		
		3 幅 (B)	± 25 ± 15 ただし、 B ₂ 、B ₃ ± 15	± 25		
		4 高さ(H)	± 25 ただし、 H ₂ ± 25	± 40		
		5 中心線のズレ (e)	直線部 ± 50 曲線部 ± 100	直線部 ± 75 曲線部 ± 150		
		6 スパン長	直線部 ± 13 曲線部 ± 20	直線部 ± 20 曲線部 ± 30		
		7 施工延長		± 0.1%、 ただし延長 150m未満 ± 150		
	2 堤体盛土	ゾ ン 幅	1 遮水ゾーン		ℓ ₁ ± 500 ± 0	ゾーン幅については施工延長おおむね20mにつき1箇所の割合で測定する。
			2 フィルターゾーン		ℓ ₂ ± 500 ± 0 有効幅Bは設計以上	
			3 トランジションゾーン		ℓ ₃ ± 1,000 ± 500	
			4 ロックゾーン		ℓ ₄ ± 1,000 ± 0 有効幅Bは設計以上	

改正後

現行

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレ、スパン長で 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの及び施工延長	—		
ゾーン幅で 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの	—	 <p>注) ゾーン区分 C: 遮水ゾーン F: フィルターゾーン T: トランジションゾーン R: ロックゾーン</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 堤体表面張立(張石)状態に適用する。 2 ゾーン幅とはダム中心線から設計境界線までの距離(l)と各ゾーン単独有効幅(B)をいう。 3 管理基準値については別途定めるものとする。 4 各リフト毎の盛立高の管理基準値については別途定めるものとする。

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、厚さ、幅、高さ、中心線のズレ、スパン長で 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの及び施工延長	—		
ゾーン幅で 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの	—	 <p>注) ゾーン区分 C: 遮水ゾーン F: フィルターゾーン T: トランジションゾーン R: ロックゾーン</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 堤体表面張立(張石)状態に適用する。 2 ゾーン幅とはダム中心線から設計境界線までの距離(l)と各ゾーン単独有効幅(B)をいう。 3 管理基準値については別途定めるものとする。 4 各リフト毎の盛立高の管理基準値については別途定めるものとする。

改正後

工 種	項 目	管理基準値(mm)	(参 考) 規格値(mm)	測 定 基 準
14 フ ィ ル ダ ム 工 事	3 洪水吐			
	1 基準高(V)	± 20	± 30	基準高、幅、厚さ、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 なお、中心線のズレ(曲線部)については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。
	2 幅(B)	± 25 - 15	- 25	
	3 厚さ(T)	± 20 - 13 ただし、 T ₁ ~T ₉ , - 13	- 20	
	4 高さ(H)	± 15	- 25	
	5 中心線のズレ(e)	直線部 ± 35 曲線部 ± 65	直線部 ± 50 曲線部 ± 100	
	6 スパン長	直線部 ± 13 曲線部 ± 20	直線部 ± 20 曲線部 ± 30	
7 施工延長		- 0.1%、 ただし延長 150m未満 - 150		

現 行

工 種	項 目	管理基準値(mm)	(参 考) 規格値(mm)	測 定 基 準
14 フ ィ ル ダ ム 工 事	3 洪水吐			
	1 基準高(V)	± 20	± 30	基準高、厚さ、幅、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 なお、中心線のズレ(曲線部)については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。
	2 厚さ(T)	± 20 - 13 ただし、 T ₁ ~T ₉ , - 13	- 20	
	3 幅 (B)	± 25 - 15	- 25	
	4 高さ(H)	± 15	- 25	
	5 中心線のズレ (e)	直線部 ± 35 曲線部 ± 65	直線部 ± 50 曲線部 ± 100	
	6 スパン長	直線部 ± 13 曲線部 ± 20	直線部 ± 20 曲線部 ± 30	
7 施工延長		- 0.1%、 ただし延長 150m未満 - 150		

改正後

現行

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレ、スパン長で 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの及び施工延長	—	<p>*斜線部はインバート</p>	インバートと側壁が一体構造の場合、測定箇所は別途定めるものとする。

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、厚さ、幅、高さ、中心線のズレ、スパン長で 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの及び施工延長	—	<p>*斜線部はインバート</p>	インバートと側壁が一体構造の場合、測定箇所は別途定めるものとする。

改正後

工種	項目	管理基準値(mm)	(参考)規格値(mm)	測定基準	
15 頭 首 工 事	1 本体	1 基準高(V)	± 20	± 30	構造図の寸法標示箇所を測定する。
		2 幅 (B)	天端幅等 ± 20	− 30	
			エプロン部 ± 40	− 60	
		3 厚さ(T)	⊕ 30 ⊖ 20 導流壁、エプロン部等	− 30	
		4 高さ(H)	⊕ 30 ⊖ 20 導流壁等	− 30	
	5 長さ(L)	⊕ 100 ⊖ 65 導流壁、エプロン部	− 100		
	2 護床ブロック (異形ブロック)	1 基準高(V)	± 100	± 150	基準高については施工面積 100 m ² につき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。
		2 面積(A)		− 0.2%	

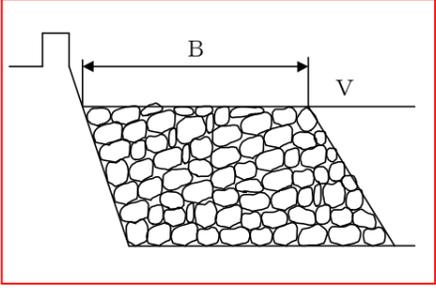
現 行

工種	項目	管理基準値(mm)	(参考)規格値(mm)	測定基準		
15 頭 首 工 事	1 本 体	1 基準高(V)	± 20	± 30	構造図の寸法標示箇所を測定する。	
		2 幅 (B)	天端幅等 ± 20	− 30		
			エプロン部 ± 40	− 60		
		3 厚さ(T)	⊕ 30 ⊖ 20 導流壁、エプロン部等	− 30		
		4 高さ(H)	⊕ 30 ⊖ 20 導流壁等	− 30		
	5 長さ(L)	⊕ 100 ⊖ 65 導流壁、エプロン部	− 100			
	2 護床ブロック (異形ブロック)	1 基準高(V)	± 100	± 150	基準高については施工面積 100 m ² につき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。	
		2 面積(A)		− 0.2%		
	16 海 岸 河 川 工 事	1 捨石工 消波ブロック	1 基準高(V)	⊕ 200 捨石工は特別仕様書による	⊖ 300 捨石工は特別仕様書による	基準高、幅については施工延長おおむね 50mにつき1箇所の割合で測定する。
			2 幅 (B)	⊕ 200	⊖ 300	
3 施工延長			⊖ 130	⊖ 200		

改正後

現行

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
—	構造図に朱記、併記することが困難なもの	基準高、 <u>幅</u> 、 <u>厚さ</u> 、高さ、長さ		
基準高で 20 点以上 のもの	左記のもので 20 点未満のもの	—		

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
—	構造図に朱記、併記することが困難なもの	基準高、 <u>厚さ</u> 、 <u>幅</u> 、高さ、長さ		
基準高で 20 点以上 のもの	左記のもので 20 点未満のもの	—		
<u>基準高、幅で 20 点以上のもの</u>	<u>左記のもので 20 点未満のもの</u>	<u>左記のもので箇所単位のもの</u>		

改正後

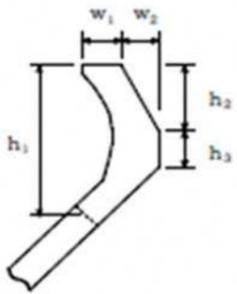
現行

工種	項目	管理基準値(mm)	(参考)規格値(mm)	測定基準
16 海岸 河川 工事	2 波返工			<u>施工延長 40m(測点間隔 25m の場合は 50m)につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m)以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。</u>
	1 <u>基準高</u> ∇		± 50	
	2 <u>幅</u> w_1, w_2		⊖ 30	
	3 <u>高さ</u> $h < 3m$ h_1, h_2, h_3		⊖ 50	
	4 <u>高さ</u> $h \geq 3m$ h_1, h_2, h_3		⊖ 100	
	5 <u>延長</u> L		⊖ 200	

工種	項目	管理基準値(mm)	(参考)規格値(mm)	測定基準
16 海岸 河川 工事	2 波返工			<u>施工延長おおむね 20m につき 1 箇所の割合で測定する。</u> <u>上記未滿は 2 箇所測定する。</u>
	1 <u>基準高</u> (V)	± 30	± 50	
	2 <u>幅</u> (B)	⊖ 20	⊖ 30	
	3 <u>高さ</u> (H)	$H < 3m$ ⊖ 30 $H \geq 3m$ ⊖ 65	⊖ 50 ⊖ 100	
	5 <u>延長</u>	⊖ 130	⊖ 200	
	6 <u>打継目角度</u>	表法に対し <u>90±6° 以内</u>	表法に対し <u>90±10° 以内</u>	
3 浚渫工	1 <u>基準高</u> (V)	上限+130	上限+200	<u>延長方向は、設計図書により指定された測点毎。</u> <u>横断方向は、5m毎。</u> <u>また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じて中間点も加える。ただし、各測定値の平均値は設計基準高以下であること。</u>
	2 <u>幅</u> (B) (上下)	⊖ 130	⊖ 200	
	3 <u>延長</u>	⊖ 130	⊖ 200	

改正後

現行

管理方式			測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
				<p>本項目は、土木施工管理基準(平成 31 年 4 月) 熊本県土木部を準用</p>

管理方式			測定箇所標準図	摘要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		

改正後

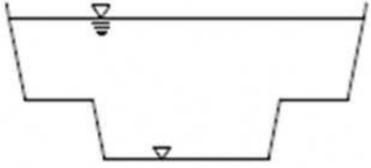
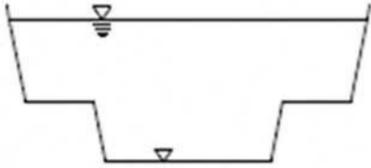
現 行

工 種	項 目		管理基準値(mm)	(参 考) 規格値(mm)	測 定 基 準	
16 海 岸 河 川 工 事	3 浚渫船運 転工 (ポンプ浚 渫船)	基準 高 ▽	電 気 船	200ps	-800~+200	延長方向は、設計図書に より指定された測点毎。 横断方向は、5m 毎。 また、斜面は法尻、法肩 とし必要に応じ中間点 も加える。ただし、各測 定値の平均値の設計基 準高以下であること。
				500ps	-1000~+200	
				1000ps	-1200~+200	
			デ ィ ー ゼ ル 船	250ps	-800~+200	
				420ps 600ps	-1000~+200	
				1350ps	-1200~+200	
		幅			-200	
		延 長			-200	
		4 浚渫船運 転 工 (クラブ浚 渫 船) (バックハウ 浚渫船)	基準高▽			+200 以下
幅				-200		
延長				-200		

[新 設]

改正後

現 行

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表に よるもの (様式 2-1、 2-2)	結果一覧表 によるもの (様式 3-1)	構造図に朱 記、併記す るもの		
				本項目は、土 木施工管理基 準(平成 31 年 4 月) 熊本県 土木部を準用
				

[新 設]

改正後

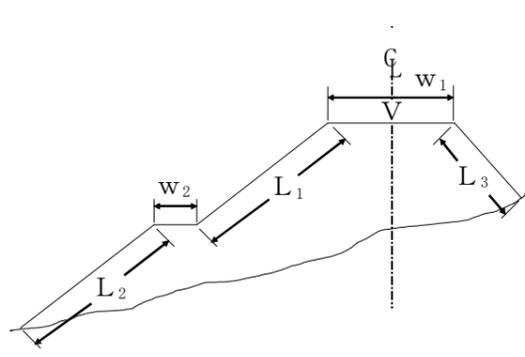
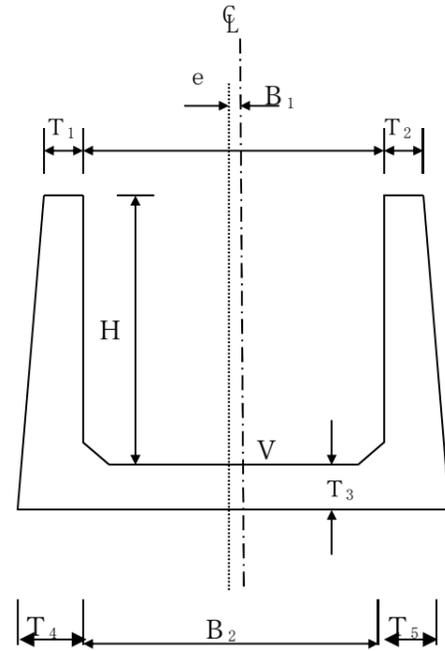
現 行

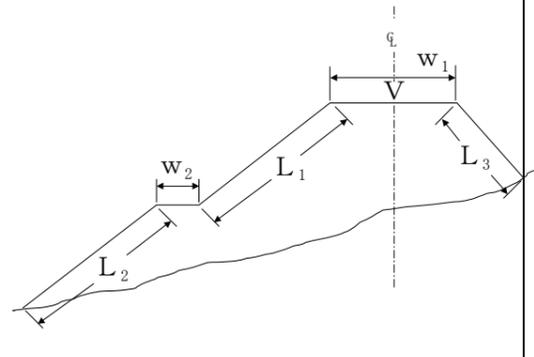
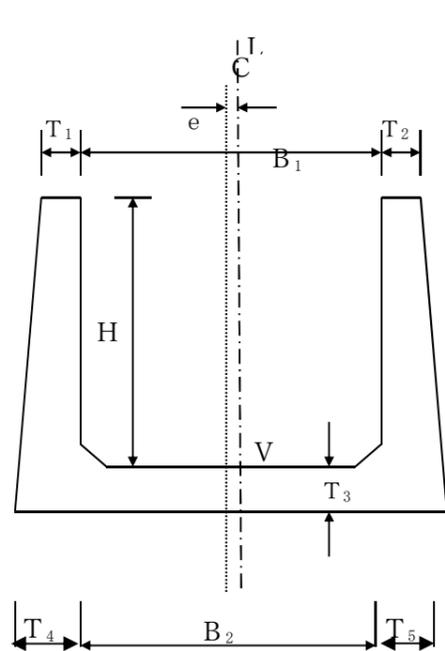
工 種	項 目	管理基準値(mm)	(参 考) 規格値(mm)	測 定 基 準	
17 た め 池 改 修 工 事	1 堤体工	1 基準高(V)	± 65	± 100	線的なものについては 施工延長おおむね 20m につき1箇所の割合で 測定する。 上記未満は2箇所測定 する。
		2 堤幅(W)	天端幅、小段幅等 ⊖ 65 (鋼土 ⊕ 300、⊖ 0)	⊖ 100	
		3 法長(L)	⊖ 65	⊖ 100	
		4 施工延長		⊖ 200	
	2 洪水吐工	1 基準高(V)	± 20	± 30	基準高、幅、厚さ、高さ、 中心線のズレについては 施工延長1スパンに つき1箇所の割合で測 定する。 箇所単位のものについ ては適宜構造図の寸法 表示箇所を測定する。
		2 <u>幅(B)</u>	<u>± 20</u>	<u>± 30</u>	
		3 <u>厚さ(T)</u>	<u>± 13</u>	<u>± 20</u>	
		4 高さ(H)	± 20	± 30	
		5 中心線のズレ(e)	直線部 ± 35 曲線部 ± 65	直線部 ± 50 曲線部 ± 100	
		6 <u>スパン長(L)</u>	直線部 <u>± 13</u> 曲線部 ± 20	直線部 <u>± 20</u> 曲線部 ± 30	
		7 <u>施工延長(又は長さ)</u>		<u>⊖ 150</u>	

工 種	項 目	管理基準値(mm)	(参 考) 規格値(mm)	測 定 基 準	
17 た め 池 改 修 工 事	1 堤体工	1 基準高(V)	± 65	± 100	線的なものについては 施工延長おおむね 20m につき1箇所の割合で 測定する。 上記未満は2箇所測定 する。
		2 堤幅(W)	天端幅、小段幅等 ⊖ 65 (鋼土 ⊕ 300、⊖ 0)	⊖ 100	
		3 法長(L)	⊖ 65	⊖ 100	
		4 施工延長		⊖ 200	
	2 洪水吐工	1 基準高(V)	± 20	± 30	基準高、厚さ、幅、高さ、 中心線のズレについ ては施工延長1スパンに つき1箇所の割合で測 定する。 箇所単位のものについ ては適宜構造図の寸法 表示箇所を測定する。
		2 <u>厚さ(T)</u>	<u>± 13</u>	<u>± 20</u>	
		3 <u>幅(B)</u>	<u>± 20</u>	<u>± 30</u>	
		4 高さ(H)	± 20	± 30	
		5 中心線のズレ(e)	直線部 ± 35 曲線部 ± 65	直線部 ± 50 曲線部 ± 100	
		6 <u>施工延長(又は長さ)</u>		<u>⊖ 150</u>	
		7 <u>スパン長(L)</u>	直線部 <u>± 13</u> 曲線部 ± 20	直線部 <u>± 20</u> 曲線部 ± 30	

改正後

現行

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、 <u>堤幅</u> 、法長で 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの及び施工延長	左記のもので箇所単位のもの		<ol style="list-style-type: none"> 鋼土の幅は盛土高 1m 毎に管理する。 測定は原則として、水平距離とするが、法長の場合は斜距離とする。 出来形測定と写真は同一箇所で行う。 出来形図は横断面図面を利用して作成する。
基準高、 <u>幅</u> 、 <u>厚さ</u> 、高さ、中心線のズレ、スパン長で 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの及び施工延長	箇所単位のものについて、基準高、幅、厚さ、高さ		スパン長の標準を 9m とした場合。

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、 <u>幅</u> 、法長で 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの	左記のもので箇所単位のもの		<ol style="list-style-type: none"> 鋼土の幅は盛土高 1m 毎に管理する。 測定は原則として、水平距離とするが、法長の場合は斜距離とする。 出来形測定と写真は同一箇所で行う。 出来形図は横断面図面を利用して作成する。
基準高、 <u>厚さ</u> 、 <u>幅</u> 、 <u>高さ</u> 、中心線のズレで 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの及び施工延長	箇所単位のものについて、基準高、厚さ、幅、高さ		スパン長の標準を 9m とした場合。

改正後

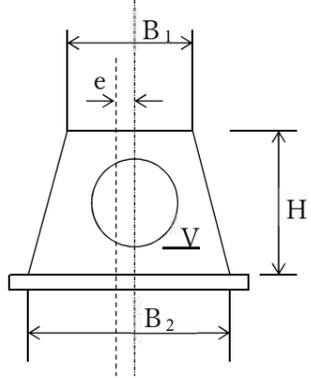
現行

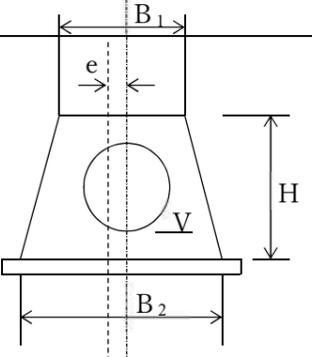
工種	項目	管理基準値(mm)	(参考)規格値(mm)	測定基準
17 ため池 改修 工事	3 樋管工 同上付帯構 造物(土砂 吐ゲート 等)			
	1 基準高(V)	± 20	± 30	基準高、幅、厚さ、高さ、 中心線のズレについては 施工延長 10mにつき 1箇所割合で測定する。 ジョイント間隔につい ては、1本毎に測定する。 箇所単位のものについ ては適宜構造図の寸法 表示箇所を測定する。
	2 幅 (B)	± 20 - 13	- 20	
	3 厚さ(T)	± 20 - 13	- 20	
	4 高さ(H)	± 13	- 20	
	5 中心線の ズレ(e)	直線部 ± 35 曲線部 ± 65	直線部 ± 50 曲線部 ± 100	
6 施工延長		- 150		

工種	項目	管理基準値(mm)	(参考)規格値(mm)	測定基準
17 ため池 改修 工事	3 樋管工 同上付帯構 造物(土砂 吐ゲート 等)			
	1 基準高(V)	± 20	± 30	基準高、厚さ、幅、高さ、 中心線のズレについては 施工延長 10mにつき 1箇所割合で測定する。 ジョイント間隔につい ては、1本毎に測定する。 箇所単位のものについ ては適宜構造図の寸法 表示箇所を測定する。
	2 厚さ(T)	± 20 - 13	- 20	
	3 幅 (B)	± 20 - 13	- 20	
	4 高さ(H)	± 13	- 20	
	5 中心線の ズレ (e)	直線部 ± 35 曲線部 ± 65	直線部 ± 50 曲線部 ± 100	
6 施工延長		- 150		

改正後

現行

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2、3-4)	結果一覧表によるもの (様式 3-1、3-4)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレ、ジョイント間隔で 20 点以上のもの	左記のもので、20 点未満のもの	箇所単位の構造物について、基準高、幅、厚さ、幅、高さ		<ol style="list-style-type: none"> 1 基準高(V)は管底を原則とする。 2 プレキャストコンクリート製品使用の場合である。 3 底樋がトンネルの場合、農業土木工事基準 5 水路トンネルに準ずる。 4 斜樋等付帯構造物は、農業土木工事基準 18 コクリート付帯構造物に準ずる。ただし、基準高(V)は、取水孔中高さとし、(H)は斜面と直角方向とする。

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、厚さ、幅、高さ、中心線のズレ、ジョイント間隔で 20 点以上のもの	左記のもので、20 点未満のもの	箇所単位の構造物について、基準高、厚さ、幅、高さ		<ol style="list-style-type: none"> 1 基準高(V)は管底を原則とする。 2 コンクリート二次製品使用の場合である。 3 底樋がトンネルの場合、農業土木工事基準 5 水路トンネルに準ずる。 4 斜樋等付帯構造物は、農業土木工事基準 18 コクリート付帯構造物に準ずる。ただし、基準高(V)は、取水孔中高さとし、(H)は斜面と直角方向とする。

改正後

[削除]

現 行

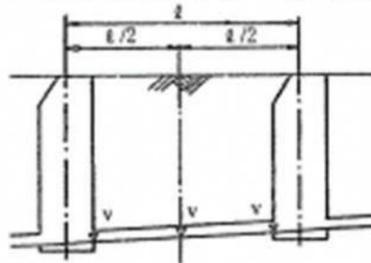
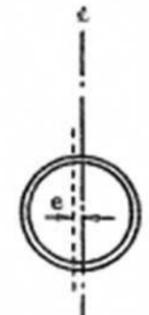
18. 集落排水工事（管路施設）

工 種	項 目	内 容		
		管理基準値 (mm)	規格値 (mm)	管 理 指 標
2.1 管 路 (1)自然流下管路	基準高 (v)	±20	±30	—
	勾配	—	—	・設計図書等に示す勾配となっていること。
	中心線のずれ (e)	±30	±50	—
	マンホール間の 延長 (ℓ)	—	±200	—
	総延長	—	-200	—
	管接合部	—	—	・挿し口の標線位置まで挿入されていること。 ・ゴム輪が適切な位置にあること。
	水密性	—	—	・管路内に流水が認められないこと。

改正後

[削除]

現行

対象	方法	摘 要	
上下流マンホール端部及び中間点毎に測定する。	実測	<p>管布設後埋戻し前の管が動かない状態で測定する。</p>  <p>中間点については管頂高を測定し計算により算出する。 管布設後埋戻し前の管が動かない状態で測定する。</p> <p>管布設後埋戻し前の管が動かない状態で測定する。</p>	
マンホール間毎に測定する。			
接合部毎に点検する。		目視	<p>標線と受口とのずれを外周の4方向で確認する。</p> <p>チェックゲージにて外周の4方向で確認する。</p>
	目視、場合により水張り試験による。	<p>設計図書等に水張り試験を指定されている場合とする。 方法については(参考資料)「2.自然流下管路の水張り試験」を参照</p>	

改正後

[削除]

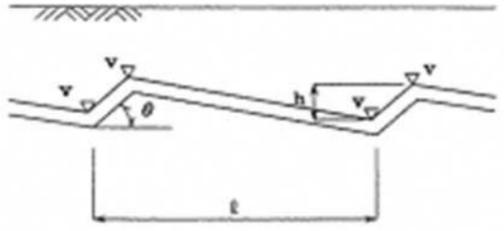
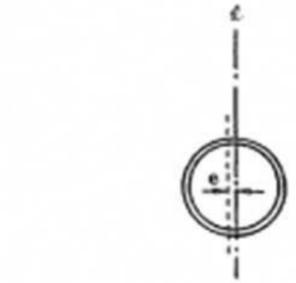
現 行

工 種	項 目	内 容		
		管理基準値 (mm)	規格値 (mm)	管 理 指 標
(2)真空管路	基準高(v)	±20	±30	—
	勾配	—	—	・設計図書等に示す勾配となっていること。
	中心線のずれ(e)	±30	±50	—
	リフト角度(θ)	—	—	・設計図書等に示す角度となっていること。
	リフト高さ(h)	±20	±30	—
	リフト間の延長 (l)	—	±200	—
	総延長	—	-200	—
	弁類 仕様	—	—	・設計図書等に示す仕様であること。

改正後

[削除]

現行

対象	方法	摘 要
リフト部等の変化点毎かつリフト間30m 毎に測定する。	実測	<p>管布設後埋戻前の管が動かない状態で測定する。</p> 
リフト部を除く30m 毎に測定する。		<p>管布設後埋戻前の管が動かない状態で測定する。</p> <p>管布設後埋戻前の管が動かない状態で測定する。</p> 
リフト部毎に測定する。		<p>管布設後埋戻前の管が動かない状態で測定する。</p> <p>管布設後埋戻前の管が動かない状態で測定する。</p>
リフト間隔毎に測定する。		
弁類毎に点検する。	照合	

改正後

[削除]

現 行

工 種	項 目	内 容		
		管理基準値 (mm)	規格値 (mm)	管 理 指 標
	管接合部	—	—	・挿し口が標線位置まで挿入されていること。
		—	—	・ゴム輪が適切な位置にあること。
	電気融着	—	—	・所要の融着時間であること。
		—	—	・インジケータの隆起を確認すること。
		—	—	・所要の冷却時間を確保すること。
	気密性	—	—	・管路内に流水が認められないこと。
(3)圧力管路	基準高(v)	±20	±30	—
	中心線のずれ(e)	—	±50	—
	管合流点及び付帯構造物間毎の延長(l)	—	±200	—
	総延長	—	-200	—
	弁類仕様	—	—	・設計図書等に示す仕様であること。

改正後

現 行

[削除]

対 象	方 法	摘 要
接合部毎に点検する。	目視	標線と受口との離れを外周の4方向で確認する。 チェックゲージにて外周の4方向で確認する。
接合部毎に測定する。	実測	管メーカー等基準による。
	目視	
	実測	
	目視、場合により 気密試験による。	設計図書等に気密試験を指定されている場合とする。 方法については(参考資料)「3.真空管路及び圧力管路の気密試験」を参照
測点毎に測定する。	実測	管布設後埋戻前の管が動かない状態で測定する。 管布設後埋戻前の管が動かない状態で測定する。
管合流点及び付帯 構造物間毎に測定 する。		
弁類毎に点検する。	照合	

改正後

[削除]

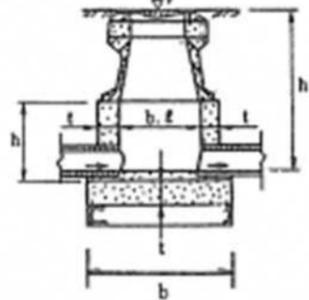
現行

工 種	項 目	内 容		
		管理基準値 (mm)	規格値 (mm)	管 理 指 標
	管接合部	-	-	・挿し口が標線位置まで挿入されていること。
		-	-	・ゴム輪が適切な位置にあること。
	電気融着	-	-	・所要の融着時間であること。
		-	-	・インジケータの隆起を確認すること。
		-	-	・所要の冷却時間を確保すること。
	水密性	-	-	・管路内に流水が認められないこと。
2-2 マンホール (1)全体	二次製品及び機器 仕様	-	-	・設計図書等に示す仕様であること。
	基準高 (v)	±20	±30	-
	幅又は内径 (b)	±20	-30	-
	長さ (ℓ)	±20	-30	-
	高さ (h)	±20	-30	-
	厚さ (t)	+15, -13	-20	-
	仕上り	-	-	・各接合部の止水が十分施工されており、滑らかな仕上りとなっていること。
	水密性	-	-	・地下水の浸入が認められないこと。

改正後

[削除]

現 行

対 象	方 法	摘 要
接合部毎に点検する。	目視	標線と受口との離れを外周の4方向で確認する。 チェックゲージにて外周の4方向で確認する。
接合部毎に測定する。	実測	管メーカー等基準による。
	目視	
	実測	
	目視、場合により気密試験による。	設計図書等に気密試験を指定されている場合とする。 方法については(参考資料)「3.真空管路及び圧力管路の気密試験」を参照
各仕様毎に点検する。	照合	マンホール(小口径を含む)と管の接合部を含む。
マンホール毎に測定する。	実測	 <p>ただし、二次製品の場合は、幅又は内径、長さ、厚さについては、規格証明書により確認することができる。</p>
マンホール毎に点検する。	目視、触接	設計図書等に水張り試験を指定されている場合とする。 方法については(参考資料)「2.自然流下管路の水張り試験」を参照
	目視、場合により水張り試験による。	

改正後

現行

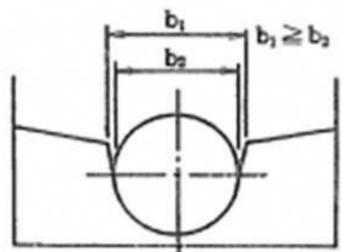
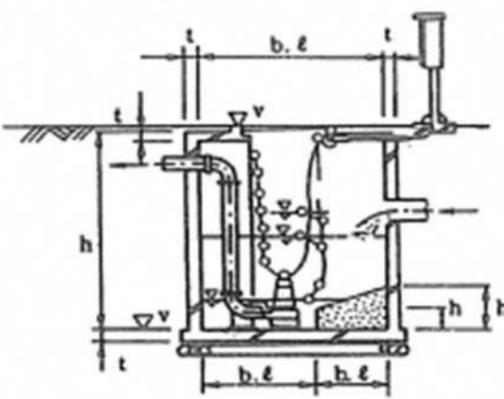
[削除]

工 種	項 目	内 容		
		管理基準値 (mm)	規格値 (mm)	管 理 指 標
(2)インバート	仕上り	-	-	・汚水汚物の滞留がないように上下流管路との摺付けが円滑であること。
		-	-	・逆勾配及び零勾配でないこと。
		-	-	・水路天端部 (b1) は下流側管径 (b2) 以上確保されていること。
(3)蓋	仕上り	-	-	・路面との段差がなく、かつ、滑らかに摺付けられていること。
		-	-	・マンホール蓋からの雨水等の浸入がないように施工されていること。
(4)足掛金物	取付状況	-	-	・正確かつ堅固に取付てあること。
2-3 中継ポンプ施設 (1)全体	二次製品及び機器、設備 仕様	-	-	・設計図書等に示す仕様であること。
	基準高 (v)	±20	±30	-
	幅又は内径 (b)	±20	-30	-
	長さ (ℓ)	±20	-30	-
	高さ (h)	±20	-30	-
	厚さ (t)	+15, -13	-20	-
	仕上り	-	-	・各接合部の止水が十分施工されており、仕上りが滑らかであること。
	-	-	・防水仕上げ等の場合にあつては、ムラなく均一に仕上げられていること。	

改正後

現 行

[削除]

対 象	方 法	摘 要
マンホール毎に点検する。	目視、触接	
	実測	
マンホール毎に点検する。	目視、触接	
	目視	
マンホール毎に点検する。	触接	
各仕様毎に点検する。	照合	 <p>ただし、二次製品の場合は、幅又は内径、長さ、高さ、厚さについては、規格証明書により確認することができる。</p>
ポンプます毎に測定する。	実測	
	目視、触接	
	目視	

改正後

現 行

[削除]

工 種	項 目	内 容		
		管理基準値 (mm)	規格値 (mm)	管 理 指 標
		—	—	・路面に設置する場合には、蓋又はポンプます上端部は、路面との段差がなく、かつ、滑らかに据付けられていること。 また、雨水等の浸入が防止できるように施工されていること。
	水密性	—	—	・地下水の浸入が認められないこと
(2)ポンプ設備	据付状況	—	—	・設計図書等に示す位置に据付けられていること。
(3)電気計装設備	据付状況	—	—	・設計図書等に示す位置に据付けられていること。
2-4 真空ステーション (1)全体	二次製品及び機器、設備仕様	—	—	・設計図書等に示す仕様であること。
	基準高	±20	±30	—
	幅	±20	-30	—
	長さ	±20	-30	—
	高さ	±20	-30	—
	厚さ	+15, -13	-20	—
	仕上り	—	—	・仕上りが滑らかであること。
	水密性	—	—	・地下水の浸入が認められないこと

改正後

現 行

[削除]

対 象	方 法	摘 要
ポンプます毎に点検する。	目視、触接	設計図書等に水張り試験を指定した場合とする。 方法については（参考資料）「2.自然流下管路の水張り試験」を参照
	目視、場合により水張り試験による。	
ポンプ設備毎に点検する。	照合	
電気計装設備毎に点検する。	照合	
各仕様毎に点検する。	照合	
構造図の寸法表示箇所毎に測定する。	実測	
構造物毎に点検する。	目視、触接	
	目視	

改正後

現 行

[削除]

工 種	項 目	内 容			
		管理基準値 (mm)	規格値 (mm)	管 理 指 標	
(2)機械設備 全般	製作精度	—	—	・設計図書等に示す製作精度であること。	
	据付精度	—	—	・設計図書等に示す据付精度であること。	
	据付状況	—	—	・設計図書等に示す位置に、堅固に据付られていること。	
	作動状況	—	—	・作動時に異常が見られないこと。	
(3)電気計装設備 ① 全般		電気設備工事共通仕様書（建設大臣官房官庁営繕部）等による			
	② 引込受電盤 制御盤類	据付精度	—	—	・据付水平精度等が許容値内であること。
	据付状況	—	—	・設計図書等に示す位置に、堅固に据付られていること。	
2-5 真空弁エクト (1)本体	二次製品及び機器、設備 仕様	—	—	・設計図書等に示す仕様であること。	
	基準高	±20	±30	—	
	幅又は内径	±20	-30	—	
	長さ	±20	-30	—	
	高さ	±20	-30	—	
	厚さ	+15, -13	-20	—	
	仕上り	—	—	・各接合部の止水が十分施工されており、仕上りが滑らかであること。	
	水密性	—	—	・地下水の浸入が認められないこと	

改正後

現 行

[削除]

対 象	方 法	摘 要
機械設備毎に測定する。	実測	設計図書等に規格値等を指定されている場合に実測する。 設計図書等に規格値等を指定されている場合に実測する。
機械設備毎に点検する。	照合、触接	
	目視、触接	
盤類毎に測定する。	実測	水準器で架台の4方向で確認する。 機器の据付要領等に基づいていること。
盤類毎に点検する。	照合、触接	基準墨より測定する。
各仕様毎に点検する。	照合	真空弁ユニットと取付管の接合部を含む。
真空弁ユニット毎に測定する。	実測	
真空弁ユニット毎に点検する。	目視、触接	ただし、二次製品の場合は、幅又は内径、長さ、高さ、厚さについては、規格証明書により確認することができる。
	目視	

改正後

現 行

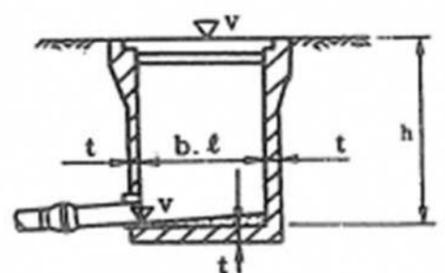
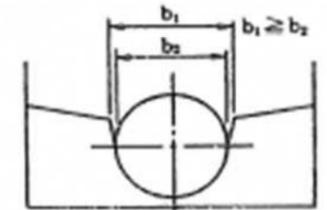
[削除]

工 種	項 目	内 容		
		管理基準値 (mm)	規格値 (mm)	管 理 指 標
(2)蓋	仕上り	—	—	・雨水等の浸入が防止できるように施工されていること。
		—	—	・路面に設置する場合には、路面との段差がなく、かつ、滑らかに摺付けられていること。
2-6 公共ます (1)全体	仕様	—	—	・設計図書等に示す仕様であること。
	基準高 (v)	±20	±30	—
	幅又は内径 (b)	±20	-30	—
	長さ (ℓ)	±20	-30	—
	高さ (h)	±20	-30	—
	厚さ (t)	+15, -13	-20	—
	仕上り	—	—	・各接合部の止水が十分施工されており、仕上りが滑らかであること。
	水密性	—	—	・地下水の浸入が認められないこと
(2)インバート	仕上り	—	—	・汚水汚物の滞留がないように上下流管路との摺付けが円滑であること。
		—	—	・逆勾配及び零勾配でないこと。
		—	—	・水路天端部 (b1) は下流側管径 (b2) 以上確保されていること。
(3)蓋	仕上り	—	—	・雨水等の浸入が防止できるように施工されていること。

改正後

[削除]

現行

対象	方法	摘 要
真空弁ユニット毎に点検する。	目視	
	目視、触接	
各仕様毎点検する。	照合	<p>公共ます（塩化ビニル製等も含む）と取付管の接合部を含む。</p>  <p>ただし、二次製品の場合は、幅又は内径、長さ、高さ、厚さについては、規格証明書により確認することができる。また、基準高については、高さは示された場合とする。</p> 
公共ます毎に測定する。	実測	
公共ます毎に点検する。	目視、触接	
	目視	
公共ます毎に点検する。	目視、触接	
	実測	
公共ます毎に点検する。	目視	

改正後

現 行

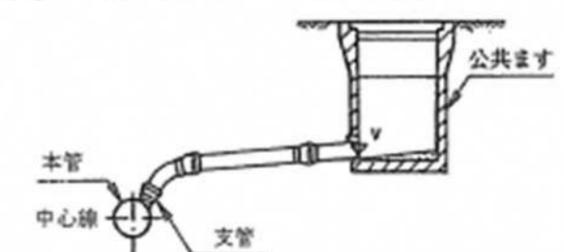
[削除]

工 種	項 目	内 容		
		管理基準値 (mm)	規格値 (mm)	管 理 指 標
		—	—	・路面に設置する場合には、路面との段差がなく、かつ、滑らかに摺付けられていること。
2-7 取付管	基準高 (v)	±20	±30	・本管取付部については、取付管の管底が本管の中心線より上方であること。
	延長	—	±200	—
	勾 配	—	—	・10%以上の勾配となっていること。
	管接合部	—	—	・挿し口が標線位置まで挿入されていること。
		—	—	・ゴム輪が適切な位置にあること。
	支管取付部	—	—	・本管せん孔面にばりや切欠き等のないこと。
		—	—	・支管が本管に十分圧着されていること。

改正後

[削除]

現 行

対 象	方 法	摘 要
	目視、触接	
公共ます及び本管との接合部毎に測定する。	実測	管布設後埋戻前の管が動かない状態で測定する。 
取付管毎に測定する。	実測	設計図書等に延長が示されている場合とする。 管布設後埋戻前の管が動かない状態で測定する。
接合部毎に点検する。	目視	標線と受口とのずれを外周の4方向で確認する。 チェックゲージにて外周の4方向で確認する。
せん孔部毎に点検する。	目視、触接	
支管取付部毎に点検する。		

[削除]

[参考資料]

1. 推進工の管理基準値

工 種	項 目	内 容		
		管理基準値 (mm)	規格値 (mm)	管 理 指 標
推進工	基 準 高	±20	±30	—
	中心線のずれ		±50	—
	立杭間の延長		±200	—

2. 自然流下管路の水張り試験

第1編農業集落排水施設出来形検査指標 [参考資料]
「2. 自然流下管路の水張り試験」に準ずる。

3. 真空管路及び圧力管路の気密試験

第1編農業集落排水施設出来形検査指標 [参考資料]
「3. 真空管路及び圧力管路の気密試験」に準ずる。

改正後

現 行

[削除]

対 象	方 法	摘 要
立坑毎に測定する。	実測	<p>自然流下管路でトランシット等の光学的機器を使用して施工管理を行う推進工法の場合に適用する。</p> <p>以下の場合はこの限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.真空管路及び圧力管路の場合 2.電波による施工管理を行う推進工法の場合 3.高い精度を期待することが難しい難施工性の土質等の場合

改正後

現 行

[削除]

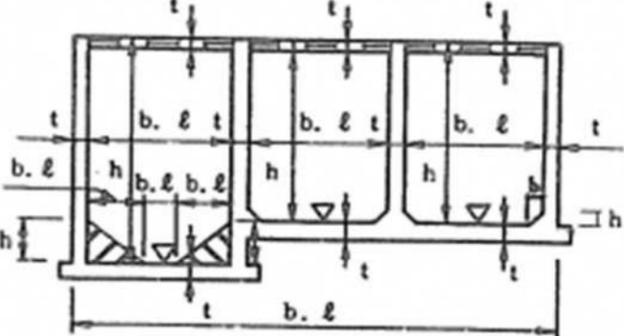
19. 集落排水工事（污水处理施設）

工 種	項 目	内 容			
		管理基準値 (mm)	規格値 (mm)	管 理 指 標	
3-1 流入及び放流管		第2章管路施設に準ずる。			
3-2 コンクリート 構造物 (1)水槽及び水路	基準高 (v)	±20	±30	—	
	幅 (b)	±20	-30	—	
	長さ (ℓ)	±20	-30	—	
	高さ (h)	±20	-30	—	
	厚さ (t)	+15, -13	-20	—	
	仕上り		—	—	・各接合部の止水が十分施工されていること。
			—	—	・防水仕上げ等の場合にあつてはムラなく均一に仕上げられていること。
			—	—	・仕上りが滑らかであること。
	水密性	—	—	・打継目や接合部からの地下水等の浸入が認められないこと。	
	(2)防食被覆	仕様	—	—	・設計図書等に示す仕様で施工されていること。
仕上り		—	—	・表面にピンホール、過度の気泡、塗りむら、表面の硬化不良、浮き及びふくれなどの接着不良がなく平滑に仕上がっていること	

改正後

[削除]

現行

対象	方法	摘 要
構造図の寸法標示箇所毎に測定する。	実測	<p>おっぱい部含む。</p> 
水槽及び水路毎に点検する。	目視	<p>特におっぱい部にあつては留意すること。</p>
水槽毎に点検する。	目視、触接	
防食箇所毎に点検する。	目視	
防食箇所毎に点検する。	照合	
防食箇所毎に点検する。	目視	

改正後

現 行

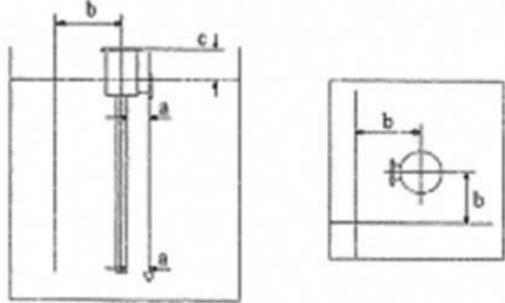
[削除]

工 種	項 目	内 容			
		管理基準値 (mm)	規格値 (mm)	管 理 指 標	
3-3 機械設備 (1)機器類 ①全般	機器 仕様	-	-	・設計図書等に示す仕様であること。	
	製作精度	-	-	・設計図書等に示す製作精度であること。	
	据付精度	-	-	・設計図書等に示す据付精度であること。	
	据付状況	-	-	・設計図書等に示す位置に、 堅固に据付られていること。	
	作動状況	-	-	・作動時に異常が見られないこと。	
	②エアリフト ポンプ	垂直度 (a) (1m当り)	-	±5	-
		平面配置 (b)	-	±5	-
		高さ (c)	-	±5	-
	③ガイドパイプ	傾き (1m当り)	-	±5	-
	④ブロワ類	据付状況	-	-	・設計図書等に示す位置に、 堅固に据付られていること。

改正後

現 行

[削除]

対 象	方 法	摘 要
機器毎に点検する。	照合	設計図書等に規格値等を指定されている場合に実測する。 設計図書等に規格値等を指定されている場合に実測する。
機器毎に測定する。	実測	
機器毎に点検する。	照合、触接 目視・触接	
エアリフトポンプ毎に測定する。	実測	下げ振りで揚砂管との離れ (a) を測定する。 基準墨より離れ (b) を測定する。 基準墨よりフランジ面の高さ (c) を測定する。 
ガイドパイプ毎に測定する。	実測	ガイドパイプのサポートから下げ振りを下ろし、着脱ベンドのガイドパイプ接合部中心とのずれを測定する。
ブロワ毎に点検する。	照合、触接	機器の据付要領等に基づいていること。

改正後

現 行

[削除]

工 種	項 目	内 容		
		管理基準値 (mm)	規格値 (mm)	管 理 指 標
⑤槽・タンク類	仕様	—	—	・設計図書等に示す仕様であること。
	水平度	—	—	・水準器を 90° 回転させても、中心部から著しい気泡の移動が認められないこと。
(2)配管・弁類 ①全般	仕様	—	—	・設計図書等に示す仕様であること。
	配管系統	—	—	・設計図書等に示す配管系統となっていること。
	勾配	—	—	・汚水・汚泥配管にあつては設計図書等に示す勾配となっていること。
②コンクリート 構造物貫通部	設置位置	—	—	・スリーブ位置は設計図書等に示す位置にあること。
	仕上り	—	—	・配管施工後はモルタル等を入念に埋戻し、仕上がり面が平滑であること。
③弁類	設置位置	—	—	・設計図書等に示す位置に設置されていること。
		—	—	・ハンドル、レバー等が操作しやすい方向についていること。
④配管の支持	支持金物仕様	—	—	・設計図書等に示す仕様であること。
	取付状況	—	—	・設計図書等に示す位置に、堅固に取付られていること。
⑤表示	表示板 取付状況	—	—	・配管及び弁類に流れの方向、流体の種別、名称等が見やすい位置に表示されていること。

改正後

現 行

[削除]

対 象	方 法	摘 要
槽・タンク類毎に点検する。	照合	フランジ面等の上部で測定する。
	目視	
配管・弁類毎に点検する。	照合	型枠施工時とする。
配管毎に点検する。		
汚水・汚泥配管毎に点検する。	照合	型枠施工時とする。
貫通部毎に点検する。	目視、触接	
弁類毎に点検する。	照合	型枠施工時とする。
	目視	
支持金物毎に点検する。	照合	型枠施工時とする。
	目視、触接	
配管系統毎に点検する。	目視	設計図書等で表示が指定されている場合とする。

改正後

[削除]

現 行

工 種	項 目	内 容		
		管理基準値 (mm)	規格値 (mm)	管 理 指 標
(3)製作品	仕様	—	—	・設計図書等に示す仕様であること。
(4)点検蓋	仕様	—	—	・設計図書等に示す仕様であること。
	据付状況	—	—	・蓋の開閉がスムーズでありかつガタツキがないこと。
		—	—	・構造物との段差がなく、かつ、滑らかに据付けられていること。
3-4 単位装置間の取 合い (1)前処理施設 ①流入水路 (主水路、副水路) ②ばっ気沈砂槽 ③原水ポンプ槽	自動スクリーン ずれ	—	±5	—
	破砕機 据付状況	—	—	・設計図書等に示す位置に据付られていること。
	排砂槽流出開口部 基準高	±20	±30	—
	原水ポンプ 据付状況	—	—	・設計図書等に示す位置に据付られていること。
	水位計 取付状況	—	—	・設計図書等に示す所定の高さ及び平面位置に取付られていること。
		—	—	・水位計のケーブルは、各々の専用金具にて接触しない間隔で取付られていること。
	汚水流量計 据付状況	—	—	・設計図書等に示す位置に設置されていること。
		—	—	・流量表示部が確認しやすい方向についていること。
	非常用エンジンポンプ 据付状況	—	—	・設計図書等に示す位置に据付られていること。

改正後

現 行

[削除]

対 象	方 法	摘 要
製作品毎に点検する。	照合	受枠を含む。
点検蓋毎に点検する。	照合	
	触接	
	目視・触接	
スクリーン設備毎に測定する。	実測	機器相互間、コンクリート構造物と機器との取合いについて示す。 基準墨よりずれを測定する。
破砕機毎に点検する。	照合	機器の据付要領等に基づいていること。
開口部毎に測定する。	実測	
原水ポンプ毎に点検する。	照合	機器の据付要領等に基づいていること。
水位計毎に点検する。		
	目視	
汚水流量計毎に点検する。	照合	機器の据付要領等に基づいていること。
	目視	
非常用エンジンポンプ毎に点検する。	照合	機器の据付要領等に基づいていること。

改正後

現 行

[削除]

工 種	項 目	内 容		
		管理基準値 (mm)	規格値 (mm)	管 理 指 標
(2)流量調整施設 ①流量調整槽	流量調整ポンプ 据付状況	-	-	・設計図書等に示す所定の位置に据付られていること。
	水位計 取付状況	-	-	・設計図書等に示す所定の高さ及び平面位置に取付られていること。
		-	-	・水位計のケーブルは、各々の専用金具にて接触しない間隔で取付られていること。
	攪拌装置 据付状況	-	-	・設計図書等に示す位置に据付られていること。
②スクリーン槽	スクリーン槽 据付状況	-	-	・設計図書等に示す位置に、堅固に据付られていること。
	水平度	-	-	・水準器を 90° 回転させても、中心部から著しい気泡の移動が認められないこと。
	自動スクリーン ずれ	-	±5	-
③汚水計量槽	汚水計量槽 据付状況	-	-	・設計図書等に示す位置に、堅固に据付られていること。
	水平度	-	-	・水準器を 90° 回転させても、中心部から著しい気泡の移動が認められないこと。

改正後

現 行

[削除]

対 象	方 法	摘 要
流量調整ポンプ 毎に点検する。	照合	機器の据付要領等に基づいていること。
水位計毎に点検 する。	照合	機器の据付要領等に基づいていること。
	目視	
攪拌装置毎に点 検する。	照合	機器の据付要領等に基づいていること。
スクリーン槽毎 に点検する。	照合、触接	フランジ面等の上部で測定する。
	目視	
スクリーン設備 毎に測定する。	実測	基準墨よりずれを測定する。
汚水計量槽毎に 点検する。	照合、触接	基準墨より測定する。
	目視	フランジ面等の上部で測定する。

改正後

別表ア 基礎杭打工 偏心管理基準値

(単位：mm)

杭 径	木 杭		<u>プレキャストコンクリート杭</u>	
	管理基準値	(参 考) 規 格 値	管理基準値	(参 考) 規 格 値
60	60	225		
90	90	225		
120	120	225		
150	150	225		
180	180	225		
210	210	225		
200			33	50
250			41	62
300			50	75
350			58	87
400			66	100
450			66	100
500			66	100
550			—	—
600			66	100
700			66	100
800			66	100
900				
1,000				
1,200				
1,500				
1,800				
2,000				
2,500				
3,000				

現 行

別表ア 基礎杭打工 偏心管理基準値

(単位：mm)

<u>項 目 コ ー ド</u>	杭 径	木 杭		<u>既設コンクリート杭</u>	
		管理基準値	(参 考) 規 格 値	管理基準値	(参 考) 規 格 値
<u>20</u>	60	60	225		
<u>21</u>	90	90	225		
<u>22</u>	120	120	225		
<u>23</u>	150	150	225		
<u>24</u>	180	180	225		
<u>25</u>	210	210	225		
<u>26</u>	200			33	50
<u>27</u>	250			41	62
<u>28</u>	300			50	75
<u>29</u>	350			58	87
<u>30</u>	400			66	100
<u>31</u>	450			66	100
<u>32</u>	500			66	100
<u>33</u>	550			—	—
<u>34</u>	600			66	100
<u>35</u>	700			66	100
<u>36</u>	800			66	100
<u>37</u>	900				
<u>38</u>	1,000				
<u>39</u>	1,200				
<u>40</u>	1,500				
<u>41</u>	1,800				
<u>42</u>	2,000				
<u>43</u>	2,500				
<u>44</u>	3,000				

改正後

(単位：mm)

杭 径	鋼 管 杭		場 所 打 杭	
	管理基準値	(参 考) 規 格 値	管理基準値	(参 考) 規 格 値
60				
90				
120				
150				
180				
210				
200				
250				
300				
350				
400	66	100		
450	66	100		
500	66	100		
550	66	100		
600	66	100		
700	66	100		
800	66	100	66	100
900	66	100	—	—
1,000	66	100	66	100
1,200			66	100
1,500			66	100
1,800			66	100
2,000			66	100
2,500			66	100
3,000			66	100

現 行

(単位：mm)

<u>項 目</u> <u>コ ー ド</u>	杭 径	鋼 管 杭		場 所 打 <u>ち</u> 杭	
		管理基準値	(参 考) 規 格 値	管理基準値	(参 考) 規 格 値
<u>20</u>	60				
<u>21</u>	90				
<u>22</u>	120				
<u>23</u>	150				
<u>24</u>	180				
<u>25</u>	210				
<u>26</u>	200				
<u>27</u>	250				
<u>28</u>	300				
<u>29</u>	350				
<u>30</u>	400	66	100		
<u>31</u>	450	66	100		
<u>32</u>	500	66	100		
<u>33</u>	550	66	100		
<u>34</u>	600	66	100		
<u>35</u>	700	66	100		
<u>36</u>	800	66	100	66	100
<u>37</u>	900	66	100	—	—
<u>38</u>	1,000	66	100	66	100
<u>39</u>	1,200			66	100
<u>40</u>	1,500			66	100
<u>41</u>	1,800			66	100
<u>42</u>	2,000			66	100
<u>43</u>	2,500			66	100
<u>44</u>	3,000			66	100

改正後

現行

別表イ 管水路（遠心力鉄筋コンクリート管）のジョイント間隔管理基準値
(単位：mm)

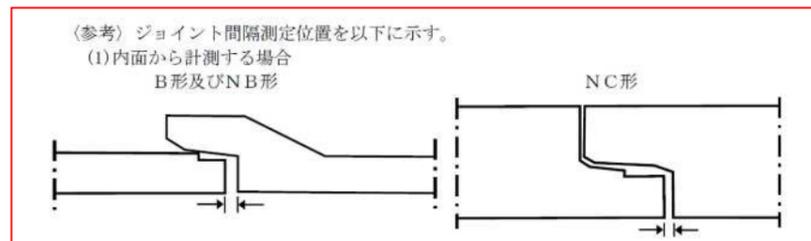
別表イ 管水路（コンクリート二次製品）のジョイント間隔管理基準値
(単位：mm)

呼び径 (mm)	J I S A 5372 R C管 (B形管)				J I S A 5372 R C管 (NB形管)	
	管理基準値		(参考) 規格値		管理基準値	(参考) 規格値
			8 管水路工事 良質地盤	8 管水路工事 軟弱地盤		
150	+13	0	+20	0	+11	0
200	+13	0	+20	0	+11	0
250	+12	0	+20	0	+11	0
300	+12	0	+18	0	+10	0
350	+12	0	+18	0	+10	0
400	+14	0	+21	0	+11	0
450	+14	0	+21	0	+11	0
500	+14	0	+21	0	+11	0
600	+15	0	+23	0	+13	0
700	+14	0	+21	0	+12	0
800	+16	0	+24	0	+13	0
900	+17	0	+26	0	+15	0
1,000	+21	0	+32	0	—	—
1,100	+22	0	+33	0	—	—
1,200	+23	0	+35	0	—	—
1,350	+24	0	+37	0	—	—

項目 コード	呼び径 (mm)	標準値	管理基準値		(参考) 規格値			
					8 管水路工事 良質地盤		8 管水路工事 軟弱地盤	
			30	150	6	+2	-6	+10
31	200	6	+2	-6	+10	-6	+5	-6
32	250	6	+2	-6	+10	-6	+5	-6
33	300	6	+2	-6	+9	-6	+4	-6
34	350	6	+2	-6	+9	-6	+4	-6
35	400	8	+2	-8	+9	-8	+3	-8
36	450	8	+2	-8	+9	-8	+3	-8
37	500	8	+2	-8	+9	-8	+3	-8
38	600	8	+3	-8	+12	-8	+5	-8
39	700	8	+3	-8	+10	-8	+4	-8
40	800	8	+3	-8	+12	-8	+5	-8
41	900	8	+3	-8	+15	-8	+7	-8
42	1,000	10	+4	-10	+18	-10	+8	-10
43	1,100	10	+4	-10	+19	-10	+9	-10
44	1,200	10	+4	-10	+21	-10	+11	-10
46	1,350	10	+4	-10	+23	-10	+12	-10
47	1,500	8	+4	-8	+15	-8	+7	-8
48	1,650	8	+4	-8	+15	-8	+7	-8
49	1,800	8	+4	-8	+15	-8	+7	-8
51	2,000	8	+4	-8	+15	-8	+7	-8
53	2,200	8	+4	-8	+15	-8	+7	-8
54	2,400	10	+4	-10	+15	-10	+7	-10
55	2,600	10	+4	-10	+15	-10	+7	-10
56	2,800	10	+4	-10	+15	-10	+7	-10
57	3,000	10	+4	-10	+15	-10	+7	-10

- 注) 1. 管理基準値は接合時の値であり、4箇所 の平均値とする。
 2. (参考)規格値は埋戻後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値を超えてはならない。
 3. 接合時の測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径700mm以下の場合は、管の外から確認してもよい。また、埋戻後の測定は、原則として呼び径800mm以上に適用する。
 なお、「埋戻後」とは、特に指示のない限り、舗装(表層、上層路盤、下層路盤)を除いた埋戻完了時点とする。
 4. 標準値は目地処理のため施工上必要な、本来開くべきジョイント間隔値を示している。規格値及び管理基準値は下図に示す位置を測定するものとする。
 5. 管の外から測定する場合の測定位置は、施工管理記録様式に示すa'b'c'd'とする。

- 注) 1. ※印の呼び径はJIS規格外であり、参考値である。
 2. 管理基準値は接合時の値であり、4箇所 の平均値とする。
 3. (参考)規格値は埋戻し後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値を超えてはならない。
 4. 接合時の測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径700mm以下の場合は、管の外から確認してもよい。また、埋戻し後の測定は、原則として呼び径700mm以下の測定は必要ない。
 なお、「埋戻し後」とは、特に指示のない限り、舗装(表層、上層路盤、下層路盤)を除いた埋戻完了時点とする。



改正後

[削除]

現 行

J I S A 5372 R C管(スペーサー用ゴムを添付)								
項目 コード	呼び径 (mm)	標準値	管理基準値		(参 考) 規 格 値			
					8管水路工事		8管水路工事	
					良質地盤		軟弱地盤	
30	150	-	-	-	-	-	-	-
31	200	-	-	-	-	-	-	-
32	250	-	-	-	-	-	-	-
33	300	-	-	-	-	-	-	-
34	350	-	-	-	-	-	-	-
35	400	-	-	-	-	-	-	-
36	450	-	-	-	-	-	-	-
37	500	8	+2	-3	+9	-5	+3	-5
38	600	8	+3	-3	+12	-5	+5	-5
39	700	8	+3	-3	+10	-5	+4	-5
40	800	8	+3	-3	+12	-5	+5	-5
41	900	8	+3	-3	+15	-5	+7	-5
42	1,000	10	+4	-5	+18	-7	+8	-7
43	1,100	10	+4	-5	+19	-7	+9	-7
44	1,200	10	+4	-5	+21	-7	+11	-7
45	1,350	10	+4	-5	+23	-7	+12	-7
46	1,500	-	-	-	-	-	-	-
47	1,650	-	-	-	-	-	-	-
48	1,800	-	-	-	-	-	-	-
49	2,000	-	-	-	-	-	-	-
51	2,200	-	-	-	-	-	-	-
53	2,400	-	-	-	-	-	-	-
54	2,600	-	-	-	-	-	-	-
55	2,800	-	-	-	-	-	-	-
56	3,000	-	-	-	-	-	-	-

改正後

現行

(単位：mm)

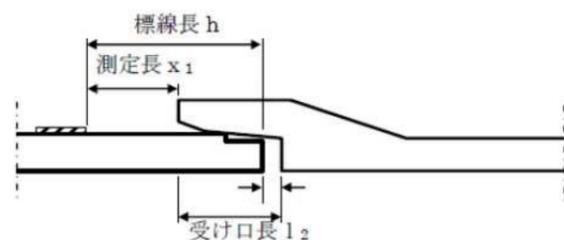
J I S A 5372 R C管 (NC形管)					
呼び径 (mm)	標準値	管理基準値		(参考)規格値	
1,500	5	+24	+5	+33	+5
1,650	5	+24	+5	+33	+5
1,800	5	+24	+5	+33	+5
2,000	5	+24	+5	+33	+5
2,200	5	+24	+5	+33	+5
2,400	5	+27	+5	+38	+5
2,600	5	+27	+5	+38	+5
2,800	5	+27	+5	+38	+5
3,000	5	+27	+5	+38	+5

[新設]

(2) 外面から計測する場合

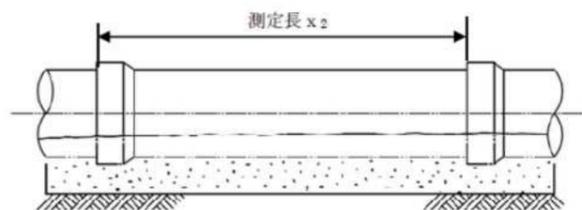
1) 標線による計測

ジョイント間隔 = 受け口長 l_2 - (標線長 h - 側線長 x_1)



2) 標線によらない計測 (参考)

ジョイント間隔 = 受け口長 l_2 - (管有効長 L - 測定長 x_2)



改正後

現行

別表ウ 管水路（ダクタイル鋳鉄管）ジョイント間隔管理基準値

別表ウ 管水路（ダクタイル鋳鉄管）ジョイント間隔管理基準値

(単位：mm)

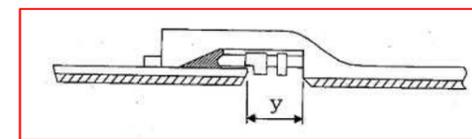
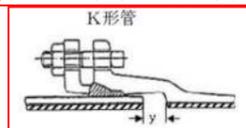
(単位：mm)

規格	JIS G5526・5527 及び JCPA G 1027		JIS G5526・5527 及び JCPA G 1027・1029	
	8 管水路工事 K 形		8 管水路工事 T 形(直管)	
呼び径 (mm)	管理基準値	(参考) 規格値	管理基準値	(参考) 規格値
75	+14 0	+19 0	+11 0	+16 0
100	+14 0	+19 0	+11 0	+16 0
150	+14 0	+19 0	+11 0	+16 0
200	+14 0	+19 0	+10 0	+14 0
250	+14 0	+19 0	+10 0	+14 0
300	+14 0	+19 0	+16 0	+24 0
350	+22 0	+31 0	+16 0	+24 0
400	+22 0	+31 0	+16 0	+24 0
450	+22 0	+31 0	+16 0	+24 0
500	+22 0	+31 0	+20 0	+30 0
600	+22 0	+31 0	+20 0	+30 0
700	+22 0	+31 0	+20 0	+30 0
800	+22 0	+31 0	+20 0	+30 0
900	+22 0	+31 0	+25 0	+40 0
1,000	+25 0	+36 0	+25 0	+40 0
1,100	+25 0	+36 0	+25 0	+40 0
1,200	+25 0	+36 0	+25 0	+50 0
1,350	+25 0	+36 0	+25 0	+50 0
1,500	+25 0	+36 0	+25 0	+60 0
1,600	+25 0	+40 0	+25 0	+70 0
1,650	+25 0	+45 0	+25 0	+70 0
1,800	+25 0	+45 0	+25 0	+80 0
2,000	+25 0	+50 0	+25 0	+90 0
2,100	+25 0	+55 0	-	-
2,200	+25 0	+55 0	-	-
2,400	+25 0	+60 0	-	-
2,600	+25 0	+70 0	-	-

項目コード	規格	JIS G5526・5527 及び JCPA G 1027 ⁹		JIS G5526・5527 及び JCPA G 1027・1029	
		8 管水路工事 K 形		8 管水路工事 T 形(直管)	
	呼び径 (mm)	管理基準値	(参考) 規格値	管理基準値	(参考) 規格値
30	75	+14 0	+19 0	+11 0	+16 0
31	100	+14 0	+19 0	+11 0	+16 0
32	150	+14 0	+19 0	+11 0	+16 0
33	200	+14 0	+19 0	+10 0	+14 0
34	250	+14 0	+19 0	+10 0	+14 0
35	300	+14 0	+19 0	+16 0	+24 0
36	350	+22 0	+31 0	+16 0	+24 0
37	400	+22 0	+31 0	+16 0	+24 0
38	450	+22 0	+31 0	+16 0	+24 0
39	500	+22 0	+31 0	+20 0	+30 0
40	600	+22 0	+31 0	+20 0	+30 0
41	700	+22 0	+31 0	+20 0	+30 0
42	800	+22 0	+31 0	+20 0	+30 0
43	900	+22 0	+31 0	+25 0	+40 0
44	1,000	+25 0	+36 0	+25 0	+40 0
45	1,100	+25 0	+36 0	+25 0	+40 0
46	1,200	+25 0	+36 0	+25 0	+50 0
47	1,350	+25 0	+36 0	+25 0	+50 0
48	1,500	+25 0	+36 0	+25 0	+60 0
49	1,600	+25 0	+40 0	+25 0	+70 0
50	1,650	+25 0	+45 0	+25 0	+70 0
51	1,800	+25 0	+45 0	+25 0	+80 0
52	2,000	+25 0	+50 0	+25 0	+90 0
53	2,100	+25 0	+55 0	-	-
54	2,200	+25 0	+55 0	-	-
55	2,400	+25 0	+60 0	-	-
56	2,600	+25 0	+70 0	-	-

- 注) 1. 管理基準値は接合時の値であり、4 箇所 の 平均値とする。
 2. (参考)規格値は埋戻し後の値であり、原則として4 箇所 のうち 1 箇所でもこの値を超えてはならない。
 3. 接合時の測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径 700 mm 以下 の場合は、管の外から確認してもよい。また、埋戻し後の測定は、原則として呼び径 **800mm 以上に適用する**。
 なお、「埋戻後」とは、特に指示がない限り、舗装(表層、上層路盤、下層路盤)を除いた埋戻完了時点とする。
 4. **管の外から測定する場合の測定位置は施工管理記録様式に示す a'b'c'd'とする。**
 5. **ダクタイル鋳鉄管のうち、K 形管・T 形管のジョイント間隔測定位置及び U 形管の標準値は下図の y 寸法である。y の測定位置は、鋳鉄層とモルタルライニング層の境界部を目安とする。**

- 注) 1. 管理基準値は接合時の値であり、4 箇所 の 平均値とする。
 2. (参考)規格値は埋戻し後の値であり、原則として4 箇所 のうち 1 箇所でもこの値を超えてはならない。
 3. 接合時の測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径 700 mm 以下 の場合は、管の外から確認してもよい。また、埋戻し後の測定は、原則として呼び径 **700 mm 以下の測定は必要ない**。
 なお、「埋戻後」とは、特に指示がない限り、舗装(表層、上層路盤、下層路盤)を除いた埋戻完了時点とする。
 4. **ダクタイル鋳鉄管のうち U 形管の標準値は下図の y 寸法である。**



改正後

(単位：mm)

規格	JIS G 5526・5527 及び JDA G 1027・1029		JIS G 5526・5527 及び JPDA G 1029		
	8 管水路工事 T形 (異形管)		8 管水路工事 U形		
呼び径 (mm)	管理基準値	(参考) 規格値	標準値	管理基準値	(参考) 規格値
75	+11 0	+16 0	-	-	-
100	+11 0	+17 0	-	-	-
150	+11 0	+18 0	-	-	-
200	+10 0	+16 0	-	-	-
250	+10 0	+14 0	-	-	-
300	-	-	-	-	-
350	-	-	-	-	-
400	-	-	-	-	-
450	-	-	-	-	-
500	-	-	-	-	-
600	-	-	-	-	-
700	-	-	105	+23 -5	+32 -5
800	-	-	105	+23 -5	+32 -5
900	-	-	105	+23 -5	+32 -5
1,000	-	-	105	+23 -5	+33 -5
1,100	-	-	105	+23 -5	+33 -5
1,200	-	-	105	+23 -5	+33 -5
1,350	-	-	105	+23 -5	+35 -5
1,500	-	-	105	+23 -5	+35 -5
1,600	-	-	115	+24 -5	+33 -5
1,650	-	-	115	+24 -5	+33 -5
1,800	-	-	115	+24 -5	+33 -5
2,000	-	-	115	+24 -5	+36 -5
2,100	-	-	115	+24 -5	+36 -5
2,200	-	-	115	+24 -5	+36 -5
2,400	-	-	115	+24 -5	+36 -5
2,600	-	-	130	+24 -5	+36 -5

注) 6. JDA G 1027 (農業用水用ダクティル鑄鉄管) の呼び径は以下のとおり。

- ・ T形及びT形用継ぎ輪：300～2,000、K形：300～2,600

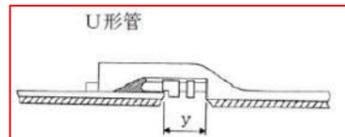
JDA G 1029 (推進工法用ダクティル鑄鉄管) の呼び径は以下のとおり。

- ・ T形：250～700、U形：800～2,600

JDA G 1027 (農業用水用ダクティル鑄鉄管) のT形用継ぎ輪のジョイント間隔は、JIS G 5527 (ダクティル鑄鉄異形管) のK形に準じる。

7. JIS G 5527 (ダクティル鑄鉄異形管) のK形、U形のジョイント間隔は、JIS G 5526 (ダクティル鑄鉄管) のK形、U形に準じる。

8. 標準値は継手構造上、本来開くべきジョイント間隔値を示しており、規格値及び管理基準値は標準値に対する値を示している。」



現 行

(単位：mm)

項目 コード	規格	JIS G 5526・5527 及び JDA G 1027・1029		JIS G 5526・5527 及び JPDA G 1029		
		8 管水路工事 T形 (異形管)		8 管水路工事 U形		
	呼び径 (mm)	管理基準値	(参考) 規格値	標準値	管理基準値	(参考) 規格値
30	75	+11 0	+16 0	-	-	-
31	100	+11 0	+17 0	-	-	-
32	150	+11 0	+18 0	-	-	-
33	200	+10 0	+16 0	-	-	-
34	250	+10 0	+14 0	-	-	-
35	300	-	-	-	-	-
36	350	-	-	-	-	-
37	400	-	-	-	-	-
38	450	-	-	-	-	-
39	500	-	-	-	-	-
40	600	-	-	-	-	-
41	700	-	-	105	+23 -5	+32 -5
42	800	-	-	105	+23 -5	+32 -5
43	900	-	-	105	+23 -5	+32 -5
44	1,000	-	-	105	+23 -5	+33 -5
45	1,100	-	-	105	+23 -5	+33 -5
46	1,200	-	-	105	+23 -5	+33 -5
47	1,350	-	-	105	+23 -5	+35 -5
48	1,500	-	-	105	+23 -5	+35 -5
49	1,600	-	-	115	+24 -5	+33 -5
50	1,650	-	-	115	+24 -5	+33 -5
51	1,800	-	-	115	+24 -5	+33 -5
52	2,000	-	-	115	+24 -5	+36 -5
53	2,100	-	-	115	+24 -5	+36 -5
54	2,200	-	-	115	+24 -5	+36 -5
55	2,400	-	-	115	+24 -5	+36 -5
56	2,600	-	-	130	+24 -5	+36 -5

注) 5. JDA G 1027 (農業用水用ダクティル鑄鉄管) の呼び径は以下のとおり。

- ・ T形及びT形用継ぎ輪：300～2,000、K形：300～2,600

JDA G 1029 (推進工法用ダクティル鑄鉄管) の呼び径は以下のとおり。

- ・ T形：250～700、U形：800～2,600

JDA G 1027 (農業用水用ダクティル鑄鉄管) のT形用継ぎ輪のジョイント間隔は、JIS G 5527 (ダクティル鑄鉄異形管) のK形に準じる。

6. JIS G 5527 (ダクティル鑄鉄異形管) のK形、U形のジョイント間隔は、JIS G 5526 (ダクティル鑄鉄管) のK形、U形に準じる。

[新 設]

改正後

現行

別表エ 管水路（強化プラスチック複合管）ジョイント間隔管理基準値

別表エ 管水路（強化プラスチック複合管）ジョイント間隔管理基準値

(単位：mm)

(単位：mm)

規格	J I S A 5350				
	B 形、 <u>C 形</u> 及び T 形				
	呼び径 (mm)	標準値	管理基準値	(参考) 規格値	
良質地盤				軟弱地盤	
200	0	+10	<u>0</u>	+33	<u>0</u>
250	0	+10	<u>0</u>	+33	<u>0</u>
300	0	+10	<u>0</u>	+38	<u>0</u>
350	0	+10	<u>0</u>	+38	<u>0</u>
400	0	+10	<u>0</u>	+43	<u>0</u>
450	0	+10	<u>0</u>	+43	<u>0</u>
500	0	+15	<u>0</u>	+53	<u>0</u>
600	0	+15	<u>0</u>	+53	<u>0</u>
700	0	+15	<u>0</u>	+53	<u>0</u>
800	0	+15	<u>0</u>	+53	<u>0</u>
900	0	+15	<u>0</u>	+53	<u>0</u>
1,000	0	+20	<u>0</u>	+53	<u>0</u>
1,100	0	+20	<u>0</u>	+53	<u>0</u>
1,200	0	+20	<u>0</u>	+53	<u>0</u>
1,350	0	+20	<u>0</u>	+53	<u>0</u>
1,500	0	+20	<u>0</u>	+53	<u>0</u>
1,650	0	+25	<u>0</u>	+80	<u>0</u>
1,800	0	+25	<u>0</u>	+80	<u>0</u>
2,000	0	+25	<u>0</u>	+95	<u>0</u>
2,200	0	+25	<u>0</u>	+95	<u>0</u>
2,400	0	+25	<u>0</u>	+113	<u>0</u>
2,600	0	+25	<u>0</u>	+113	<u>0</u>
2,800	0	+25	<u>0</u>	+128	<u>0</u>
3,000	0	+25	<u>0</u>	+128	<u>0</u>

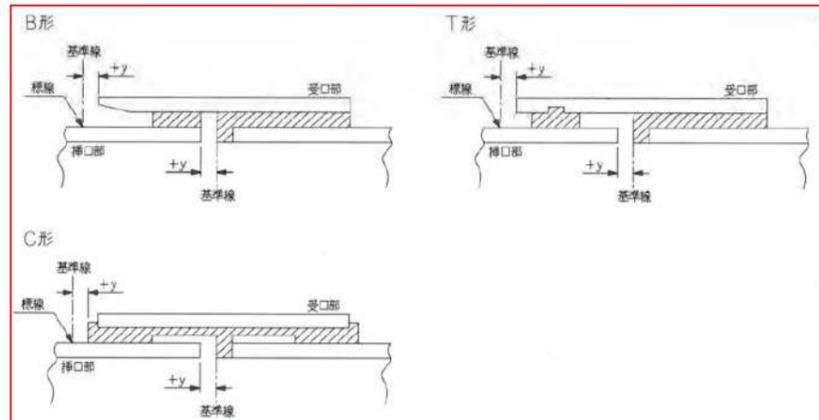
項目 コード	規格	呼び径 (mm)	標準値	管理基準値	J I S A 5350		
					B 形 及び T 形		
					(参考) 規格値		
					良質地盤	軟弱地盤	
<u>33</u>		200	0	+10	<u>-5(0)</u>	+33	<u>-33(0)</u>
<u>34</u>		250	0	+10	<u>-5(0)</u>	+33	<u>-33(0)</u>
<u>35</u>		300	0	+10	<u>-5(0)</u>	+38	<u>-38(0)</u>
<u>36</u>		350	0	+10	<u>-5(0)</u>	+38	<u>-38(0)</u>
<u>37</u>		400	0	+10	<u>-5(0)</u>	+43	<u>-43(0)</u>
<u>38</u>		450	0	+10	<u>-5(0)</u>	+43	<u>-43(0)</u>
<u>39</u>		500	0	+15	<u>-10(0)</u>	+53	<u>-52(0)</u>
<u>40</u>		600	0	+15	<u>-10(0)</u>	+53	<u>-52(0)</u>
<u>41</u>		700	0	+15	<u>-10(0)</u>	+53	<u>-52(0)</u>
<u>42</u>		800	0	+15	<u>-10(0)</u>	+53	<u>-52(0)</u>
<u>43</u>		900	0	+15	<u>-10(0)</u>	+53	<u>-52(0)</u>
<u>44</u>		1,000	0	+20	<u>-15(0)</u>	+53	<u>-51(0)</u>
<u>45</u>		1,100	0	+20	<u>-15(0)</u>	+53	<u>-51(0)</u>
<u>46</u>		1,200	0	+20	<u>-15(0)</u>	+53	<u>-51(0)</u>
<u>47</u>		1,350	0	+20	<u>-15(0)</u>	+53	<u>-51(0)</u>
<u>48</u>		1,500	0	+20	<u>-15(0)</u>	+53	<u>-51(0)</u>
<u>50</u>		1,650	0	+25	<u>-20(0)</u>	+80	<u>-77(0)</u>
<u>51</u>		1,800	0	+25	<u>-20(0)</u>	+80	<u>-77(0)</u>
<u>52</u>		2,000	0	+25	<u>-20(0)</u>	+95	<u>-92(0)</u>
<u>54</u>		2,200	0	+25	<u>-20(0)</u>	+95	<u>-92(0)</u>
<u>56</u>		2,400	0	+25	<u>-20(0)</u>	+113	<u>-110(0)</u>
<u>57</u>		2,600	0	+25	<u>-20(0)</u>	+113	<u>-110(0)</u>
<u>58</u>		2,800	0	+25	<u>-20(0)</u>	+128	<u>-125(0)</u>
<u>59</u>		3,000	0	+25	<u>-20(0)</u>	+128	<u>-125(0)</u>

- 注) 1. 管理基準値は接合時の値であり、4箇所 の平均値とする。
 2. (参考)規格値は埋戻し後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値を超えてはならない。
 3. 測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径700mm以下の場合、管の外から測定してもよい。また、埋戻し後の測定は、原則として呼び径 800mm以上に適用する。
 なお、「埋戻後」とは、特に指示がない限り、舗装(表層、上層路盤、下層路盤)を除いた埋戻完了時点とする。
4. 管の外側から測定する場合の測定位置は、施工管理記録様式に示す a'b'c'd'とする。
5. 継手部の標準断面は次ページのとおりであり、標準値は図の寸法 y である。なお、基準線に対し抜け出し側 (+) とする。
6. 測定値は、受口部長さの製品誤差によりマイナスとなる場合がある。

- 注) 1. 管理基準値は接合時の値であり、4箇所 の平均値とする。
 2. (参考)規格値は埋戻し後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値を超えてはならない。
 3. 測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径700mm以下の場合、管の外から測定してもよい。また、埋戻し後の測定は、原則として呼び径 700mm以下の測定は必要ない。
 なお、「埋戻後」とは、特に指示がない限り、舗装(表層、上層路盤、下層路盤)を除いた埋戻完了時点とする。
 4. 継手部の標準断面は次ページのとおりであり、標準値は図の寸法 y である。なお、基準線に対し抜け出し側を(+)、入り込み側を(-)とする。また、管理基準値等のうち()内数値は、点線で示した形状の管に適用する。
 5. D形の場合は、受口側と挿口側を各々測定する。

改正後

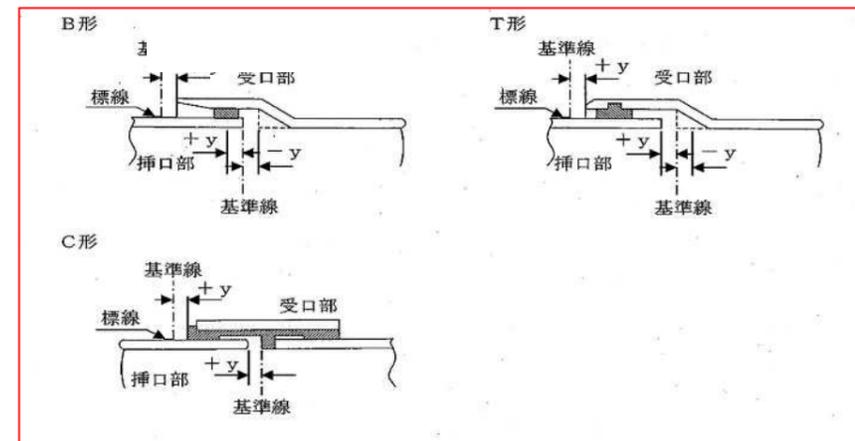
[削除]



現行

(単位：mm)

項目 コード	規格 呼び径 (mm)	J I S A 5350						
		C 形						
		標準値	管理基準値		(参考) 規格値			
良質地盤			軟弱地盤					
33	200	0	+10	0	+33	0	+22	0
34	250	0	+10	0	+33	0	+22	0
35	300	0	+10	0	+38	0	+25	0
36	350	0	+10	0	+38	0	+25	0
37	400	0	+10	0	+43	0	+28	0
38	450	0	+10	0	+43	0	+28	0
39	500	0	+15	0	+53	0	+35	0
40	600	0	+15	0	+53	0	+35	0
41	700	0	+15	0	+53	0	+35	0
42	800	0	+15	0	+53	0	+35	0
43	900	0	+15	0	+53	0	+35	0
44	1,000	0	+20	0	+53	0	+35	0
45	1,100	0	+20	0	+53	0	+35	0
46	1,200	0	+20	0	+53	0	+35	0
47	1,350	0	+20	0	+53	0	+35	0
48	1,500	0	+20	0	+53	0	+35	0
50	1,650	0	+25	0	+80	0	+53	0
51	1,800	0	+25	0	+80	0	+53	0
52	2,000	0	+25	0	+95	0	+63	0
54	2,200	0	+25	0	+95	0	+63	0
56	2,400	0	+25	0	+113	0	+75	0
57	2,600	-	-	-	-	-	-	-
58	2,800	-	-	-	-	-	-	-
59	3,000	-	-	-	-	-	-	-

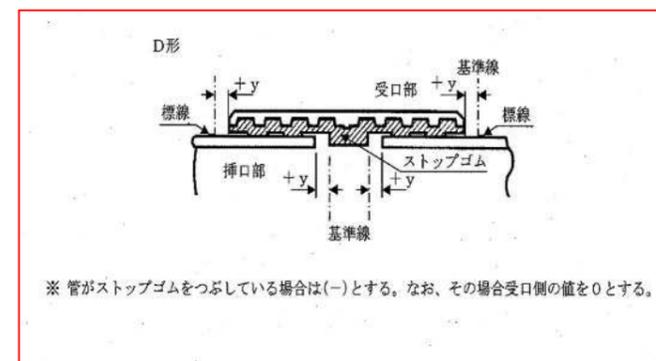


改正後

[削除]

現 行

項目 コード	規格 呼び径 (mm)	J I S A 5350						
		D 形 (S60)				(参 考) 規 格 値		
		標準値	管理基準値		良 質 地 盤		軟 弱 地 盤	
33	200	0	+ 5	0	+25	-3	+15	-3
34	250	0	+ 5	0	+25	-3	+15	-3
35	300	0	+ 5	0	+25	-3	+15	-3
36	350	0	+ 5	0	+25	-3	+15	-3
37	400	0	+ 5	0	+35	-3	+25	-3
38	450	0	+ 5	0	+35	-3	+25	-3
39	500	0	+15	0	+35	-3	+25	-3
40	600	0	+15	0	+35	-3	+25	-3
41	700	0	+15	0	+35	-3	+25	-3
42	800	0	+20	0	+40	-5	+30	-5
43	900	0	+20	0	+40	-5	+30	-5
44	1,000	0	+20	0	+40	-5	+30	-5
45	1,100	0	+20	0	+40	-5	+30	-5
46	1,200	0	+20	0	+40	-5	+30	-5
47	1,350	0	+20	0	+40	-5	+30	-5
48	1,500	0	+25	0	+45	-5	+35	-5
50	1,650	0	+25	0	+45	-5	+35	-5
51	1,800	0	+25	0	+45	-5	+35	-5
52	2,000	0	+25	0	+45	-5	+35	-5
54	2,200	0	+30	0	+50	-5	+40	-5
56	2,400	0	+30	0	+50	-5	+40	-5



改正後

別表オ 放射線透過試験による点検の項目と判定基準
(J I S Z 3050 A基準 準拠)

項目	判定基準
1 ルートの溶込み不良	目違いのない部分の溶込み不良は、1個の長さ 20 mm以下、連続した溶接長 300 mm当たり合計長さ 25 mm以下を合格とする。
2 目違いによる溶込み不良	ルートの片側の角が露出している（又は溶融されていない）とき、1個の長さ 40 mm以下、連続した溶接長 300 mm当たり合計長 70 mm以下を合格とする。
3 内面へこみ	内面へこみは、その部分の写真濃度がこれに接する母材部分の写真濃度を超えない場合は長さに関係なく合格とするが、超える場合には5の溶落ちと同様に扱う。
4 融合不良	母材と溶接金属との間の融合不良は、1個の長さ 20 mm以下、連続した溶接長 300 mm当たり合計長さ 25 mm以下を合格とする。溶接パス間の融合不良は、1個の長さ 20 mm以下、連続した溶接長 300 mm当たり合計長さ 30 mm以下を合格とする。
5 溶落ち	溶落ちは、いかなる方向に測った寸法も1個につき 6 mm又は管の肉厚のいずれか小さい方を超えることなく、連続した溶接長 300 mm当たり最大寸法の合計長さ 12 mm以下を合格とする。
6 細長いスラグ巻込み	細長いスラグ巻込みは、1個の長さ 20 mm以下、幅 1.5 mm以下、連続した溶接長 300 mm当たり合計長さ 30 mm以下を合格とする。平行に並んだスラグ巻込みは、その間隔が 1 mmを超えていればそれぞれ独立したきずとみなす。
7 孤立したスラグ巻込み	孤立したスラグ巻込みは、1個の長さ 6 mm以下、幅 3 mm以下、連続した溶接長 300 mm当たり合計長さ 12 mm以下を合格とする。
8 タングステン巻込み	タングステン巻込みは、J I S Z 3104 付属書4の第4種のきずの像の分類の4類以外を合格とする。
9 ブローホール及びこれに類する丸みを帯びたきず	ブローホール及びこれに類する丸みを帯びたきずは、J I S Z 3104 付属書4の第1種のきずの像の分類の4類以外を合格とする。
10 虫状気孔	虫状気孔（パイプ）は、J I S Z 3104 付属書4の第2種のきずの像の分類の4類以外を合格とする。
11 中空ビード	中空ビードは、1個の長さ 10 mm以下、連続した溶接長 300 mm当たり合計長さ 50 mm以下で、長さ 6 mmを超えるものは、50 mm以上離れていなければならない。
12 割れ	割れは、すべて不合格とする。
13 きずの集積	1 から 11 までに掲げるきずの長さの和が管の円周長さの 8 %以下で、かつ、連続した溶接長 300 mm当たり 50 mm以下を合格とする。ただし 2 に掲げるきずを除く。
14 アンダカット	内面のアンダカットは、1個の長さは 50 mm、合計長さは管の円周長さの 15%を超えてはならない。
15 きずの写真濃度	(a) 透過写真上の大きさと合格するきずでも、写真濃度が母材部の写真濃度より著しく高い場合には、不合格とする。 (b) 内面のビードの写真濃度が著しく低い場合には、不合格とする。

現行

別表オ 放射線透過試験による点検の項目と判定基準
(J I S Z 3050 A基準 準拠)

項目	判定基準
1 ルートの溶込み不良	目違いのない部分の溶込み不良は、1個の長 20 mm以下、連続した溶接長さ 300 mm当たり合計長さ 25 mm以下を合格とする。
2 目違いによる溶込み不良	ルートの片側の角が露出している（又は溶融されていない）とき、1個の長さ 40 mm以下、連続した溶接長 300 mm当たり合計長 70 mm以下を合格とする。
3 内面へこみ	内面へこみは、その部分の写真濃度がこれに接する母材部分の写真濃度を超えない場合は長さに関係なく合格とするが、超える場合には5の溶落ちと同様に扱う。
4 融合不良	母材と溶接金属との間の融合不良は、1個の長さ 20 mm以下、連続した溶接長 300 mm当たり合計長さ 25 mm以下を合格とする。溶接パス間の融合不良は、1個の長さ 20 mm以下、連続した溶接長 300 mm当たり合計長さ 30 mm以下を合格とする。
5 溶落ち	溶落ちは、いかなる方向に測った寸法も1個につき 6 mm又は管の肉厚のいずれか小さい方を超えることなく、連続した溶接長 300 mm当たり最大寸法の合計長さ 12 mm以下を合格とする。
6 細長いスラグ巻込み	細長いスラグ巻込みは、1個の長さ 20 mm以下、幅 1.5 mm以下、連続した溶接長 300 mm当たり合計長さ 30 mm以下を合格とする。平行に並んだスラグ巻込みは、その間隔が 1 mmを超えていればそれぞれ独立したきずとみなす。
7 孤立したスラグ巻込み	孤立したスラグ巻込みは、1個の長さ 6 mm以下、幅 3 mm以下、連続した溶接長 300 mm当たり合計長さ 12 mm以下を合格とする。
8 タングステン巻込み	タングステン巻込みは、J I S Z 3104 付属書4の第4種のきずの像の分類の4類以外を合格とする。
9 ブローホール及びこれに類する丸みを帯びたきず	ブローホール及びこれに類する丸みを帯びたきずは、J I S Z 3104 付属書4の第1種のきずの像の分類の4類以外を合格とする。
10 虫状気孔	虫状気孔（パイプ）は、J I S Z 3104 付属書4の第2種のきずの像の分類の4類以外を合格とする。
11 中空ビード	中空ビードは、1個の長さ 10 mm以下、連続した溶接長 300 mm当たり合計長さ 50 mm以下で、長さ 6 mmを超えるものは、50 mm以上離れていなければならない。
12 割れ	割れは、すべて不合格とする。
13 きずの集積	1 から 11 までに掲げるきずの長さの和が管の円周長さの 8 %以下で、かつ、連続した溶接長 300 mm当たり 50 mm以下を合格とする。ただし 2 に掲げるきずを除く。
14 アンダカット	内面のアンダカットは、1個の長さは 50 mm、合計長さは管の円周長さの 15%を超えてはならない。
15 きずの写真濃度	(c) 透過写真上の大きさと合格するきずでも、写真濃度が母材部の写真濃度より著しく高い場合には、不合格とする。 (d) 内面のビードの写真濃度が著しく低い場合には、不合格とする。

改正後

別表カ 塗覆装の方式及びその厚さ

種別	塗覆装方式	最小厚さ (mm)
直管 テーパ付き 直管 異形管	【内面塗装】 「水輸送用塗覆装鋼管－第4部：内面エポキシ樹脂塗装 (JIS G 3443-4)」 溶剤形エポキシ樹脂塗装	0.5mm 以上 (「農業用プラスチック被覆鋼管 (WSP A-101-2009)」による)
	【外面塗装】 「水輸送用塗覆装鋼管－第3部：長寿命形外面プラスチック被覆 (JIS G 3443-3)」	2.0mm 以上
現場溶接部	【内面塗装】 「水輸送用塗覆装鋼管－第4部：内面エポキシ樹脂塗装 (JIS G 3443-4)」 溶剤形エポキシ樹脂塗装	0.5mm 以上 (「農業用プラスチック被覆鋼管 (WSP A-101-2009)」による)
	【外面塗装】 「水道用塗覆鋼管ジョイントコート (WSP 012-2010)」	プラスチック系の場合 基材：1.5 mm 以上 粘着材：1.0 mm 以上

- 備考1. 制水弁室、スラストブロック等貫通部の外面塗覆装は、原則としてプラスチック被覆とする。
 なお、スチフナーについても同様とするが、同部の被覆厚さについては規定しない。
 ただし、フランジ等外面部でプラスチック被覆の施工ができない場合は水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装とし、塗膜厚 0.5mm 以上とする。
2. 継手部の外面塗覆装は、「水道用塗覆装鋼管ジョイントコート (WSP 012)」プラスチック系を基本とする。なお、施工条件等やむを得ない理由により、プラスチック系が使用できない場合は、ゴム系を使用する。ただし、ゴム系の最小厚さは、1.5mm とする。

現行

別表カ 塗覆装の方式及びその厚さ

種別	塗覆装方式	最小厚さ (mm)
直管 テーパ付き 直管 異形管	【内面塗装】 「水輸送用塗覆装鋼管－第4部：内面エポキシ樹脂塗装 (JIS G 3443-4)」 溶剤形エポキシ樹脂塗装	0.5mm 以上 (「農業用プラスチック被覆鋼管 (WSP A-101-2009)」による)
	【外面塗装】 「水輸送用塗覆装鋼管－第3部：外面プラスチック被覆 (JIS G 3443-3)」	2.0mm 以上
現場溶接部	【内面塗装】 「水輸送用塗覆装鋼管－第4部：内面エポキシ樹脂塗装 (JIS G 3443-4)」 溶剤形エポキシ樹脂塗装	0.5mm 以上 (「農業用プラスチック被覆鋼管 (WSPA-101-2009)」による)
	「水道用塗覆鋼管ジョイントコート (WSP 012-2010)」	プラスチック系の場合 基材：1.5 mm 以上 粘着材：1.0 mm 以上

- 備考1. 制水弁室、スラストブロック等貫通部の外面塗覆装は、原則としてプラスチック被覆とする。
 なお、スチフナーについても同様とするが、同部の被覆厚さについては規定しない。
 ただし、フランジ等外面部でプラスチック被覆の施工ができない場合は水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装とし、塗膜厚 0.5mm 以上とする。
2. 継手部の外面塗覆装は、「水道用塗覆装鋼管ジョイントコート (WSP 012)」プラスチック系を基本とする。なお、施工条件等やむを得ない理由により、プラスチック系が使用できない場合は、ゴム系を使用する。ただし、ゴム系の最小厚さは、1.5mm とする。

改正後

別表第2 撮影記録による出来形管理

工 種	撮 影 基 準	撮 影 箇 所
1 共通工事	1. 一般 1. 工事着手前及び完成後の全景（できるだけ同一位置から撮影する）。 2. 施工状況、施工法について適宜撮影する。 3. 仮設関係について適宜撮影する。 4. 被災のおそれがあるときはその都度出来高を撮影する。 5. 品質管理実施状況について適宜撮影する。 6. 工場製作状況について適宜撮影する。 7. 基礎工等で埋設される部分、完成後明視できない部分などについては、特に留意して撮影する。 なお、明視できる部分については、この基準によらなくてもよい。 8. その他必要に応じて適宜撮影する。	
2. 掘削	施工延長おおむね 50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未满是2箇所撮影する。	掘削幅、掘削深さ、法長、法勾配、排水側溝、その他必要箇所を撮影する。
3. 盛土	上記と同一。	盛土幅、まき出し厚さ、転圧、法長、法面(芝)、法勾配、排水側溝、その他必要箇所を撮影する。
4. 石積み(張)ブロック積み(張)	施工延長おおむね 40～80mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未满是2箇所撮影する。	床掘、基礎関係、裏込、その他必要箇所を撮影する。
5. 基礎杭打工	20本に1箇所の割合で撮影する。	偏心量、リバウンド量、その他必要箇所を撮影する。
6. 矢板打工	施工延長おおむね 40～80mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未满是2箇所撮影する。	上記と同一。
7. <u>オープンケーソン</u>	<u>構造図の寸法標示箇所を1ロット毎に撮影する。</u>	<u>幅、高さ、長さ、配筋、その他必要箇所を撮影する。</u>
8. <u>コンクリート吹付</u> <u>モルタル吹付</u>	<u>施工面積おおむね 200～400㎡につき1箇所の割合で撮影する。</u> 上記未满是2箇所撮影する。	<u>法面状況、法勾配、法長、厚さ、ラス張、アンカー打込み、その他必要箇所を撮影する。</u>
9. <u>栗石基礎</u> <u>碎石基礎</u> <u>砂基礎</u> <u>均しコンクリート</u>	<u>施工延長おおむね 50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。</u> 上記未满是2箇所撮影する。	<u>幅、厚さ、転圧、粒径、その他必要箇所を撮影する。</u>

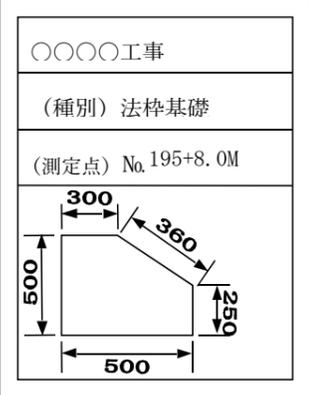
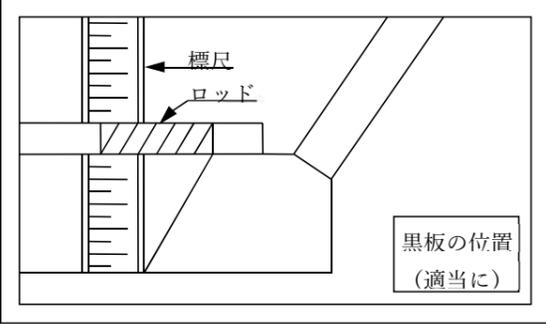
現 行

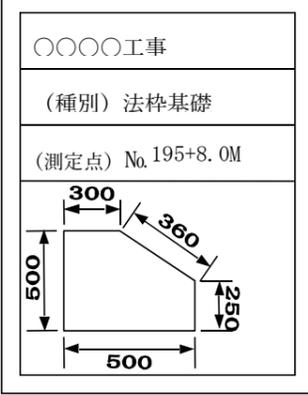
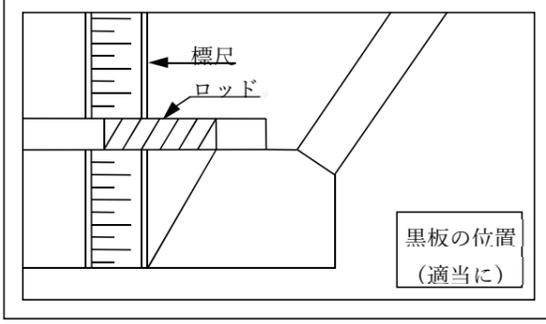
別表第2 撮影記録による出来形管理

工 種	撮 影 基 準	撮 影 箇 所
1 共通工事	1. 一般 1. 工事着手前及び完成後の全景（できるだけ同一位置から撮影する）。 2. 施工状況、施工法について適宜撮影する。 3. 仮設関係について適宜撮影する。 4. 被災のおそれがあるときはその都度出来高を撮影する。 5. 品質管理実施状況について適宜撮影する。 6. 工場製作状況について適宜撮影する。 7. 基礎工等で埋設される部分、完成後明視できない部分などについては、特に留意して撮影する。 なお、明視できる部分については、この基準によらなくてもよい。 8. その他必要に応じて適宜撮影する。	
2. 掘削	施工延長おおむね 50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未满是2箇所撮影する。	掘削幅、掘削深さ、法長、法勾配、排水側溝、その他必要箇所を撮影する。
3. 盛土	上記と同一。	盛土幅、まき出し厚さ、転圧、法長、法面(芝)、法勾配、排水側溝、その他必要箇所を撮影する。
4. 石積み(張)ブロック積み(張)	施工延長おおむね 40～80mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未满是2箇所撮影する。	床掘、基礎関係、裏込、その他必要箇所を撮影する。
5. 基礎杭打工	20本に1箇所の割合で撮影する。	偏心量、リバウンド量、その他必要箇所を撮影する。
6. 矢板打工	施工延長おおむね 40～80mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未满是2箇所撮影する。	偏心量、その他必要箇所を撮影する。

改正後

現 行

撮 影 方 法	管 理 方 法
<p>1. 撮影箇所の確認、寸法の判定ができるよう工夫する。</p> <p>2. 撮影箇所には次の事項を記入した黒板を用意し、整理説明の便となるよう工夫する。</p> <p>(1) 工事名 (2) 工種及び種別 (3) 作業内容 (4) 測点 (5) 設計数量・寸法 (6) 実測数量・寸法 (7) 略図</p> <p>3. 写真は原則としてカラー撮影とし大きさは、11.7 cm×8 cmを標準とする。</p>	<p>1. 写真は施工の時期、工種、施工の順序が判定できるように整理し、アルバムに添付する。</p> <p>2. 完成検査及び既済部分検査の際は上記アルバムを検査職員に提示し、寸法出来形管理と併せて確認の資料とする。</p>
<p style="text-align: center;">黒板記入例</p> 	
<p style="text-align: center;">写 真 例 (基礎の高さ)</p> 	

撮 影 方 法	管 理 方 法
<p>1. 撮影箇所の確認、寸法の判定ができるよう工夫する。</p> <p>2. 撮影箇所には次の事項を記入した黒板を用意し、整理説明の便となるよう工夫する。</p> <p>(1) 工 事 名 (2) 工種及び種別 (3) 作業内容 (4) 測 点 (5) 設計数量・寸法 (6) 実測数量・寸法 (7) 略 図</p> <p>3. 写真は原則としてカラー撮影とし大きさは、11.7 cm×8 cmを標準とする。</p>	<p>1. 写真は施工の時期、工種、施工の順序が判定できるように整理し、アルバムに添付する。</p> <p>2. 完成検査及び既済部分検査の際は上記アルバムを検査職員に提示し、寸法出来形管理と併せて確認の資料とする。</p>
<p style="text-align: center;">黒板記入例</p> 	
<p style="text-align: center;">写 真 例 (基礎の高さ)</p> 	

改正後

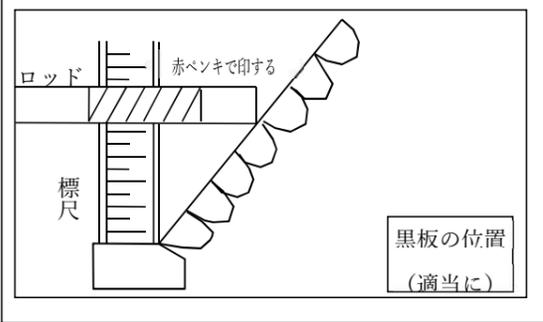
現 行

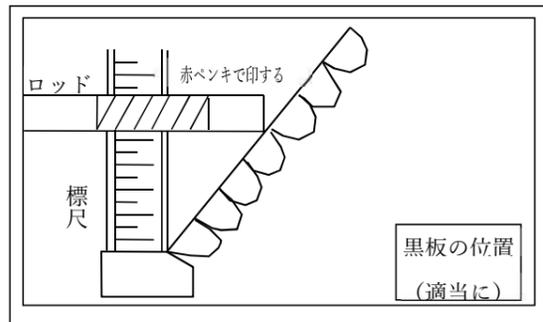
工 種	撮 影 基 準	撮 影 箇 所	
1 共 通 工 事	10. コンクリート付帯構造物 コンクリート基礎、側溝、管渠、横断構造物、RC橋、コンクリート擁壁、その他上記に準ずるもの	線的な構造物については施工延長おおむね 40～80mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。 箇所単位の構造物については適宜撮影する。	床掘、基礎、幅、厚さ、配筋、高さ、その他必要箇所を撮影する。
	11. 精度を要するもの 分水工計量部 ゲート戸当部 橋台沓部	構造図の寸法標示箇所を撮影する。	幅、厚さ、高さ、配筋、その他必要箇所を撮影する。
	12. U字溝 U字フリューム ベンチフリューム	施工延長おおむね 50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	施工状況、その他必要箇所を撮影する。
	13. 土水路	施工延長おおむね 200～400mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。 施工延長を示さない場合は、1～2工区につき1箇所の割合で撮影する。	幅、厚さ、高さ、法勾配、その他必要箇所を撮影する。
	14.鉄筋組立	1スパン（1打設ブロック）ごとに撮影する。	かぶり、中心間隔、その他必要箇所を撮影する。
2 ほ 場 整 備 工 事	<u>1.表土扱い</u>	<u>おおむね 10a 当たり 1 箇所の割合で撮影する。</u>	<u>表土厚を撮影する。</u>
	<u>2.基盤造成 表土整地</u>	<u>上記と同一。</u>	<u>基盤面、表土埋戻し後を撮影する。</u>
	<u>3.畦畔復旧</u>	<u>施工延長おおむね 200～400mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。</u>	<u>幅、高さ、その他必要箇所を撮影する。</u>
	<u>4.道路工 (砂利道)</u>	<u>幹線道路は 50～100mにつき1箇所の割合で、支線道路は 200～400mにつき1箇所の割合で撮影する。</u>	<u>まき出し厚さ、転圧、厚さ、幅、その他必要箇所を撮影する。</u>

工 種	撮 影 基 準	撮 影 箇 所	
1 共 通 工 事	<u>7. オープンケーソン</u>	<u>構造図の寸法標示箇所を1ロット毎に撮影する。</u>	<u>幅、長さ、高さ、配筋、その他必要箇所を撮影する。</u>
	<u>8. コンクリート吹付工 モルタル吹付工</u>	<u>施工面積おおむね 200～400 m²につき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。</u>	<u>法面状況、法勾配、法長、厚さ、ラス張、アンカー打込み、その他必要箇所を撮影する。</u>
	<u>9. 栗石基礎、砕石基礎、砂基礎、均しコンクリート</u>	<u>施工延長おおむね 50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。</u>	<u>幅、厚さ、転圧、粒径、その他必要箇所を撮影する。</u>
	10. コンクリート付帯構造物 コンクリート基礎、側溝、管渠、横断構造物、RC橋、コンクリート擁壁、その他上記に準ずるもの	線的な構造物については施工延長おおむね 40～80mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。 箇所単位の構造物については適宜撮影する。	床掘、基礎、幅、厚さ、配筋、高さ、その他必要箇所を撮影する。
	11. 精度を要するもの 分水工計量部、ゲート戸当部、橋台沓部	構造図の寸法標示箇所を撮影する。	幅、厚さ、高さ、配筋、その他必要箇所を撮影する。
	12. U 字 溝 U字フリューム ベンチフリューム	施工延長おおむね 50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	施工状況、その他必要箇所を撮影する。
	13. 土 水 路	施工延長おおむね 200～400mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。 施工延長を示さない場合は、1～2工区につき1箇所の割合で撮影する。	幅、高さ、厚さ、法勾配、その他必要箇所を撮影する。
14.鉄筋組立	1スパン（1打設ブロック）ごとに撮影する。	かぶり、中心間隔、その他必要箇所を撮影する。	

改正後

現行

撮影方法	管理方法
<p>4. 基礎等が土砂又は水面に埋設する場合、法長の測量点を赤ペンキ等で印をする。 印の位置はなるべく1mとか2mのように 整数値とする。</p> <p>写真例</p> 	

撮影方法	管理方法
<p>4. 基礎等が土砂又は水面に埋設する場合、法長の測量点を赤ペンキ等で印をする。 印の位置はなるべく1mとか2mのように 整数値とする。</p> <p>写真例</p> 	

改正後

現 行

工 種	撮 影 基 準	撮 影 箇 所	
3 農 用 地 造 成 工 事	1.耕土深耕	おおむね1ha 当たり2～3箇所撮影するほか、つぼ掘りは2ha 当たり1箇所の割合で撮影する。	耕起深、つぼ掘りを撮影する。
	2.テラス (階段畑)	テラス延長100～200mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	<u>幅、耕起幅、法勾配</u> その他必要箇所を撮影する。
	3.道路工 (耕作道)	施工延長おおむね100～200mにつき1箇所の割合で撮影する。	<u>幅、厚さ、法勾配、側溝幅</u> を撮影する。
	4.土壌改良	おおむね2ha 当たり1箇所の割合で撮影する。	サンプル採取中及び試験中の箇所、その他必要箇所を撮影する。
	5.改良山成	測定点2～3箇所につき1箇所の割合で撮影する。	基準高、法勾配、その他必要箇所を撮影する。
4 舗 装 工 事・ 道 路 改 良 工 事	<u>1.路盤工</u>	<u>施工延長おおむね50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。</u> <u>上記未満は2箇所撮影する。</u>	<u>幅、まき出し厚さ、転圧、その他必要箇所を撮影する。</u>
	<u>2.コンクリート 舗装工 アスファルト 舗装工</u>	<u>上記と同一。</u>	<u>幅、厚さ、その他必要箇所を撮影する。</u>
	<u>3.砂利舗装工</u>	<u>上記と同一。</u>	<u>幅、まき出し厚さ、転圧、その他必要箇所を撮影する。</u>
	<u>4.道路トンネル</u>	<u>巻厚については1スパンにつき1箇所の割合で撮影する。</u> <u>その他掘削タイプの変化する毎に1箇所の割合で撮影する。</u>	<u>巻厚、型枠、切羽、支保工、矢板、坑口、その他必要箇所を撮影する。</u>
	<u>5.道路トンネル (NATM)</u>	<u>掘削はタイプの変化する毎に1箇所、ロックボルトは100mに1箇所、コンクリート吹付は50mに1箇所、巻厚については1スパンにつき1箇所の割合で撮影する。</u>	<u>巻厚、型枠、切羽、支保工、ロックボルト、コンクリート吹付、坑口、その他必要箇所を撮影する。</u>

工 種	撮 影 基 準	撮 影 箇 所	
2 ほ 場 整 備 工 事	<u>1.表土扱い</u>	<u>おおむね10a 当たり1箇所の割合で撮影する。</u>	<u>表土厚を撮影する。</u>
	<u>2.基盤整地 田面整地</u>	<u>上記と同一。</u>	<u>基盤面、表土埋戻し後を撮影する。</u>
	<u>3.畦畔工</u>	<u>施工延長おおむね200～400mにつき1箇所の割合で撮影する。</u> <u>上記未満は2箇所撮影する。</u>	<u>高さ、幅、その他必要箇所を撮影する。</u>
	<u>4.道路工 (砂利道)</u>	<u>幹線道路は50～100mにつき1箇所の割合で、支線道路は200～400mにつき1箇所の割合で撮影する。</u>	<u>まき出し厚さ、転圧、厚さ、幅、その他必要箇所を撮影する。</u>
3 農 用 地 造 成 工 事	1.耕土深耕	おおむね1ha 当たり2～3箇所撮影するほか、つぼ掘りは2ha 当たり1箇所の割合で撮影する。	耕起深、つぼ掘りを撮影する。
	2.テラス (階段畑)	テラス延長100～200mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未満は2箇所撮影する。	<u>法勾配、幅、耕起幅</u> 、その他必要箇所を撮影する。
	3.道路工 (耕作道)	施工延長おおむね100～200mにつき1箇所の割合で撮影する。	<u>法勾配、幅、厚さ</u> 、側溝幅を撮影する。
	4.土壌改良	おおむね2ha 当たり1箇所の割合で撮影する。	サンプル採取中及び試験中の箇所、その他必要箇所を撮影する。
	5.改良山成	測定点2～3箇所につき1箇所の割合で撮影する。	基準高、法勾配、その他必要箇所を撮影する。

改正後

現 行

工 種	撮 影 基 準	撮 影 箇 所
5 水路 トン ネル 工事	1. 水路トンネル	巻厚については1スパンにつき1箇所の割合で撮影する。 その他は掘削タイプの変化する毎に1箇所の割合で撮影する。
6 水 路 工 事	1.現場打開水路	おおむね2スパンにつき1箇所の割合で撮影する。
	2.現場打サイホン	上記と同一。
	3.暗渠 (現場打)	上記と同一。
	4.鉄筋コンクリート大型フリーム鉄筋コンクリートL型水路	施工延長おおむね50m~100mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未满是2箇所撮影する。
	5.ボックスカルバート水路	上記と同一。
7 排 水 路 工 事 ・ 河 川 工 事	1. コンクリート法覆工 アスファルト法覆工	幅、厚さ、法長、法勾配、その他、必要箇所を撮影する。
	2. コンクリートブロック積水路 鉄筋コンクリート柵渠	コンクリートブロック積み水路については基礎関係、裏込、幅、高さ、その他必要箇所を、鉄筋コンクリート柵渠については、アーム間隔、柵板設置、その他必要箇所を撮影する。
	3. ライニング水路連節ブロック張り コンクリートマット	布設、幅、法長、その他必要箇所を撮影する。

工 種	撮 影 基 準	撮 影 箇 所
4 農 道 工 事	1.路盤工	施工延長おおむね50~100mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未满是2箇所撮影する。
	2.コンクリート舗装工 アスファルト舗装工	上記と同一。
	3.敷砂利	上記と同一。
	4.道路トンネル	巻厚については1スパンにつき1箇所の割合で撮影する。 その他掘削タイプの変化する毎に1箇所の割合で撮影する。
	5.道路トンネル(NATM)	掘削はタイプの変化する毎に1箇所、ロックボルトは100mに1箇所、コンクリート吹付は50mに1箇所、巻厚については1スパンにつき1箇所の割合で撮影する。
5 水路 トン ネル 工事	1. 水路トンネル	巻厚については1スパンにつき1箇所の割合で撮影する。 その他は掘削タイプの変化する毎に1箇所の割合で撮影する。

改正後

[削除]

現 行

	種	撮 影 基 準	撮 影 箇 所
6 水 路 工 事	1.開 水 路 (現 場 打)	おおむね2スパンにつき1箇所の割合で撮影する。	幅、高さ、厚さ、配筋、打継目、その他必要箇所を撮影する。
	2.サ イ ホ ン (現 場 打)	上記と同一。	上記と同一。
	3.暗 渠 (現 場 打)	上記と同一。	上記と同一。
	4.鉄筋コンクリート大型フリーム鉄筋コンクリートL型水路	施工延長おおむね50m～100mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未满是2箇所撮影する。	鉄筋コンクリート大型フリームについては、布設、その他必要箇所を、鉄筋コンクリートL型水路については、幅、厚さ、布設、その他の必要箇所を撮影する。
	5.ボックスカルバート水路	上記と同一。	高さ、その他必要箇所を撮影する。
7 河 川 及 び 排 水 路 工 事	1. コンクリート法覆工 アスファルト法覆工	施工延長おおむね50m～100mにつき1箇所の割合で撮影する。 上記未满是2箇所撮影する。	幅、厚さ、法長、法勾配、その他、必要箇所を撮影する。
	4. コンクリートブロック積水路 鉄筋コンクリート柵渠	上記と同一	コンクリートブロック積み水路については基礎関係、裏込、幅、高さ、その他必要箇所を、鉄筋コンクリート柵渠については、アーム間隔、柵板設置、その他必要箇所を撮影する。
	5. ライニング水路 連節ブロック張り コンクリートマット	上記と同一	布設、幅、法長、その他必要箇所を撮影する。

改正後

現 行

[削除]

撮 影 方 法

管 理 方 法

改正後

現 行

工 種	撮 影 基 準	撮 影 箇 所	
8 管 水 路 工 事	1.管体基礎工 〔砂基礎及び埋戻 等〕	施工延長おおむね50m～100mにつ き1箇所の割合で撮影する。 上記未满是2箇所撮影する。	基礎、埋戻等の厚さ、幅、まき出し、 締固め状況等を撮影する。
	2.管水路 〔遠心力鉄筋コン クリート管〕	上記と同一。	菅布設状況、外観検査、ジョイント関 係、その他必要箇所を撮影する。
	3.管水路 〔ダクタイル鋳鉄 管 強化プラスチック 複合管〕	上記と同一。	上記と同一。
	4.管水路 (硬質塩化ビニル 管)	上記と同一。	上記と同一
	5.管水路 (鋼管)	上記と同一。	芯出し据付け状況、溶接作業、清掃状 況、塗装、非破壊検査、ピンホール検 査、膜厚検査、その他必要箇所を撮影 する。
	6.管水路 (埋設とう性管) たわみ率	たわみ量測定箇所2箇所につき1 箇所の割合で撮影する。 ただし、測定箇所が2箇所のみの場 合は2箇所とも撮影する。	マーキング関係、Dh及びDv寸法、そ の他必要な箇所について撮影する。
	7. シールド工事 (一次覆工)	施工延長おおむね50m～100mにつ き1箇所の割合で撮影する。 上記未满是2箇所撮影する。 たわみ率測定箇所2箇所につき1 箇所の割合で撮影する。 ただし、測定箇所が2箇所の場合は 2箇所とも撮影する。	セグメント設置状況、外観検査、Dh 及びDv寸法、その他必要箇所を撮影 する。
	8. シールド工事 (二次覆工)	上記と同一。	菅布設状況、外観検査、ジョイント関 係、Dh及びDv寸法、その他必要箇所 を撮影する。
	9. 推進工事	上記と同一。	上記と同一

工 種	撮 影 基 準	撮 影 箇 所	
8 管 水 路 工 事	1.管体基礎工 (砂基礎及び埋戻 等)	施工延長おおむね 50m～100mに つき1箇所の割合で撮影する。 上記未满是2箇所撮影する。	基礎、埋戻等の厚さ、幅、まき出し、 締固め状況等を撮影する。
	2.管水路 (遠心力鉄筋コン クリート管)	上記と同一。	菅布設状況、外観検査、ジョイント 関係、その他必要箇所を撮影する。
	3.管水路 (強化プラスチッ ク複合管 ダクタイル鋳鉄 管)	上記と同一。	上記と同一。
	4.管水路 (硬質塩化ビニル 管)	上記と同一。	上記と同一
	5.管水路 (鋼管)	上記と同一。	芯出し据付け状況、溶接作業、清掃 状況、塗装、非破壊検査、ピンホー ル検査、膜厚検査、その他必要箇所 を撮影する。
	6.管水路 (埋設とう性管) たわみ率	たわみ量測定箇所2箇所につき1 箇所の割合で撮影する。 ただし、測定箇所が2箇所のみの 場合は2箇所とも撮影する。	マーキング関係、Dh及びDv寸法、 その他必要な箇所について撮影す る。
	7. シールド工事 (一次覆工)	施工延長おおむね 50m～100mに つき1箇所の割合で撮影する。 上記未满是2箇所撮影する。 たわみ率測定箇所2箇所につき1 箇所の割合で撮影する。 ただし、測定箇所が2箇所の場合 は2箇所とも撮影する。	セグメント設置状況、外観検査、D h及びDv寸法、その他必要箇所を撮 影する。
	8. シールド工事 (二次覆工)	上記と同一。	菅布設状況、外観検査、ジョイント 関係、Dh及びDv寸法、その他必要 箇所を撮影する。
	9. 推進工事	上記と同一。	上記と同一

改正後

現 行

撮 影 方 法	管 理 方 法
膜厚検査で塗膜厚の確認が困難な場合は、使用済塗料空カン等の撮影を行う。	
D _h 及びD _v 寸法の測定状況のほか、スケール目盛りを撮影する。	
上記と同一。	
上記と同一。	
上記と同一。	

撮 影 方 法	管 理 方 法
膜厚検査で塗膜厚の確認が困難な場合は、使用済塗料空カン等の撮影を行う。	
D _h 及びD _v 寸法の測定状況のほか、スケール目盛りを撮影する。	
上記と同一。	
上記と同一。	
上記と同一。	

改正後

現行

工種	撮影基準	撮影箇所
9 畑かん 施設 工事	1. スプリンクラー 1 ha 当たり 1～2箇所の割合で撮影する。	埋設深を撮影する。
10 橋 梁 工 事	1.コンクリート桁 (ポストテンション桁)	構造図の寸法標示箇所を桁毎に撮影する。 PC鋼線配置状況、幅、高さ、その他必要箇所を撮影する。
	2.鉄筋コンクリート 床版工	幅については1スパンにつき1箇所の割合で撮影する。 厚さについては施工面積おおむね30～60 m ² につき1箇所の割合で撮影する。 上記未满是2箇所撮影する。
	3.鉄筋コンクリート 高欄及び地覆工	上記と同一。
11 橋 梁 下 部 工 事	1.橋台工	構造図の寸法表示箇所を1基毎に撮影する。 基礎関係、配筋、天端長、敷長、敷幅、高さ、控壁の厚さ、その他必要箇所を撮影する。 なお、橋台査部については「1共通工事の9精度を要するもの」の項に定めるところによる。
	2. 橋脚工 張出式 重力式 半重力式	上記と同一。 基礎関係、配筋、天端長、敷長、天端幅、敷幅、高さ、その他必要箇所を撮影する。
	3. 橋脚工 ラーメン式	上記と同一。 基礎関係、配筋、天端長、天端幅、中間幅、基礎幅、高さ、厚さ、その他必要箇所を撮影する。

工種	撮影基準	撮影箇所
9 畑かん 施設 工事	1. スプリンクラー 1 ha 当たり 1～2箇所の割合で撮影する。	埋設深を撮影する。
10 橋 梁 工 事	1.コンクリート桁 (ポストテンション桁)	構造図の寸法標示箇所を桁毎に撮影する。 PC鋼線配置状況、幅、高さ、その他必要箇所を撮影する。
	2.鉄筋コンクリート 床版工	幅については1スパンにつき1箇所の割合で撮影する。 厚さについては施工面積おおむね30～60 m ² につき1箇所の割合で撮影する。 上記未满是2箇所撮影する。
	3.鉄筋コンクリート 高欄及び地覆工	上記と同一。
11 橋 梁 下 部 工 事	1.橋台工	構造図の寸法表示箇所を1基毎に撮影する。 基礎関係、配筋、天端長、敷長、敷幅、高さ、控壁の厚さ、その他必要箇所を撮影する。 なお、橋台査部については「1共通工事の10精度を要するもの」の項に定めるところによる。
	2. 橋脚工 張出式 重力式 半重力式	上記と同一。 基礎関係、配筋、天端長、敷長、天端幅、敷幅、高さ、その他必要箇所を撮影する。
	3. 橋脚工 ラーメン式	上記と同一。 基礎関係、配筋、天端長、天端幅、中間幅、基礎幅、高さ、厚さ、その他必要箇所を撮影する。

改正後

現 行

工 種	撮 影 基 準	撮 影 箇 所
12 法 面 保 護 工 事	1. 法面保護工 客土吹付、植生基材吹付、コンクリート吹付、モルタル吹付は、施工面積おおむね 200~400 m ² につき1箇所、その他は1,000 m ² につき1箇所の割合で撮影する。 上記未满是2箇所撮影する。	法面状況、法面清掃、法勾配、法長、厚さ、ラス張、植生ネット張、むしろ張、アンカー打込み等必要箇所を撮影する。
13 暗 渠 排 水 工 事	1. 吸水渠 1 耕区当たり1~2箇所の割合で撮影する。	埋設深、埋設間隔、その他必要箇所を撮影する。
	2. 集水渠 (支線) 導水渠 (幹線)	施工延長おおむね 50~100mにつき1箇所の割合で撮影する。
14 フ ィ ル ダ ム 工 事	1. 監査廊 1 スパンにつき1箇所の割合で撮影する。	幅、 <u>厚さ</u> 、 <u>高さ</u> 、配筋、打継目、その他必要箇所を撮影する。
	2. 堤体盛土 盛立高さおおむね3~5mにつき1箇所の割合で各ゾーン毎に撮影する。 ストックパイルは造成の都度1箇所撮影する。	ゾーン幅、まき出し厚さ、転圧、レーキング、コンタクトクレー、リップラップ工、ストックパイル工、その他必要箇所を撮影する。
	3. 洪水吐 2 スパンにつき1箇所の割合で撮影する。	幅、 <u>厚さ</u> 、 <u>高さ</u> 、配筋、打継目、その他必要箇所を撮影する。
	4. 埋設計器 各計器毎に撮影する。	埋設状況、埋設時のゲージの状態等について撮影する。
	5. グラウトポーリング ポーリングの削孔長を全数撮影する。	削孔長は全数、その他必要箇所を撮影する。

工 種	撮 影 基 準	撮 影 箇 所
12 法 面 保 護 工 事	1. 法面保護工 客土吹付、有機基材吹付工は、施工面積おおむね200~400 m ² につき1箇所、その他は1,000 m ² につき1箇所の割合で撮影する。 上記未满是2箇所撮影する。 <u>ラスの重ね幅を適宜撮影する。</u>	法面状況、法面清掃、厚さ、金網、植生ネット張、むしろ張、アンカー打込み等必要箇所を撮影する。 <u>ラス重ね箇所</u>
13 暗 渠 排 水 工 事	1. 吸 水 渠 1 耕区当たり1~2箇所の割合で撮影する。	埋設深、埋設間隔、その他必要箇所を撮影する。
	2. 集 水 渠 (支 線) 導 水 渠 (幹 線)	施工延長おおむね 50~100mにつき1箇所の割合で撮影する。
14 フ ィ ル ダ ム 工 事	1. 監 査 廊 1 スパンにつき1箇所の割合で撮影する。	幅、 <u>高さ</u> 、 <u>厚さ</u> 、配筋、打継目、その他必要箇所を撮影する。
	2. 堤 体 盛 立 盛立高さおおむね3~5mにつき1箇所の割合で各ゾーン毎に撮影する。 ストックパイルは造成の都度1箇所撮影する。	ゾーン幅、まき出し厚さ、転圧、レーキング、コンタクトクレー、リップラップ工、ストックパイル工、その他必要箇所を撮影する。
	3. 洪 水 吐 2 スパンにつき1箇所の割合で撮影する。	幅、 <u>高さ</u> 、 <u>厚さ</u> 、配筋、打継目、その他必要箇所を撮影する。
	4. 埋 設 計 器 各計器毎に撮影する。	埋設状況、埋設時のゲージの状態等について撮影する。
	5. グラウトポーリング ポーリングの削孔長を全数撮影する。	削孔長は全数、その他必要箇所を撮影する。

改正後

撮影方法	管理方法
撮影時期、撮影内容及び撮影方法については別途特記仕様書による。	

現行

撮影方法	管理方法
撮影時期、撮影内容及び撮影方法については別途特記仕様書による。	

改正後

現行

工種	撮影基準	撮影箇所
15 頭 首 工 工 事	1.本体	構造図の寸法標示箇所を撮影する。 幅、厚さ 、高さ、長さ、配筋、その他必要箇所を撮影する。
	2.護床ブロック (異形ブロック)	施工面積おおむね 200 m ² につき 1 箇所の割合で撮影する。 上記未満は 2 箇所撮影する。
16 海 岸 河 川 工 事	1.捨石工 消波ブロック工	施工延長おおむね 50~100mにつ き 1 箇所の割合で撮影する。
	2. 波返工	上記と同一
	3. 浚渫工	上記と同一
17 た め 池 改 修 工 事	1. 堤体工	施工延長おおむね 20m~40mにつ き 1 箇所の割合で撮影する。
	2. 洪水吐工	おおむね 2 スパンにつき 1 箇所の 割合で撮影する。 箇所単位の構造物については適宜 撮影する。
	3. 樋管工 同上付帯構造物 (土砂吐ゲート 等)	施工延長おおむね 10mにつき 1 箇 所の割合で撮影する。 箇所単位の構造物については適宜 撮影する。

工種	撮影基準	撮影箇所
15 頭 首 工 工 事	1.本 体	構造図の寸法標示箇所を撮影する。 厚さ、幅 、高さ、長さ、配筋、その 他必要箇所を撮影する。
	2.護床ブロック (異形ブロック)	施工面積おおむね 200 m ² につき 1 箇所の割合で撮影する。 上記未満は 2 箇所撮影する。
16 海 岸 河 川 工 事	1.捨石工 消波ブロック工	施工延長おおむね 50~100mにつ き 1 箇所の割合で撮影する。
	2. 波返工	上記と同一
	3. 浚渫工	上記と同一
17 た め 池 改 修 工 事	2. 堤体工	施工延長おおむね 20m~40mにつ き 1 箇所の割合で撮影する。
	2. 洪水吐工	おおむね 2 スパンにつき 1 箇所の 割合で撮影する。 箇所単位の構造物については適宜 撮影する。
	3. 樋管工 同上付帯構造物 (土砂吐ゲート 等)	施工延長おおむね 10mにつき 1 箇 所の割合で撮影する。 箇所単位の構造物については適宜 撮影する。

改正後

別表第3品質管理
1 コンクリート関係

工種	区分	試験(測定)項目	試験方法	試験(測定)基準
コ ン ク リ ー ト	(1) 材 料	セメントの物理試験	JIS R 5201	製造会社の試験成績表による。 ただし、3箇月以上貯蔵したり、 湿ったおそれのある場合は所定の 試験を行わなければならない。 生コン工場で製造する場合は工場 の試験成績書による。
		骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	1.コンクリート打設量 600m ³ に1 回。 2.採取場所及び材質が変わる毎に 1回。 生コン工場で製造する場合は工場 の試験成績書による。
		骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	採取場所及び材質が変わる毎に1 回。 生コン工場で製造する場合は工場 の試験成績書による。
		細骨材の密度及び吸水率 試験	JIS A 1109	
		粗骨材の密度及び吸水率 試験	JIS A 1110	

現 行

別表第3品質管理
1 コンクリート関係

工種	区分	試験(測定)項目	試験方法	試験(測定)基準
コ ン ク リ ー ト	材 料	セメントの物理試験	JIS R 5201	製造会社の試験成績表による。 ただし、3箇月以上貯蔵したり、 湿ったおそれのある場合は所定の 試験を行わなければならない。 生コン工場で製造する場合は工場 の試験成績書による。
		骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	1.コンクリート打設量 600m ³ に1 回。 2.採取場所及び材質が変わる毎に 1回。 生コン工場で製造する場合は工場 の試験成績書による。
		骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	採取場所及び材質が変わる毎に1 回。 生コン工場で製造する場合は工場 の試験成績書による。
		細骨材の密度及び吸水率 試験	JIS A 1109	
		粗骨材の密度及び吸水率 試験	JIS A 1110	
		<u>粗骨材のすりへり試験</u>	<u>JIS A 1121</u>	
		<u>骨材の微粒分量試験</u>	<u>JIS A 1103</u>	
		<u>粗骨材中の軟石量試験</u>	<u>JIS A 1126</u>	
		<u>骨材中の粘土塊量試験</u>	<u>JIS A 1137</u>	
		<u>石炭・亜炭等で比重1.95 の液体に浮くもの</u>	<u>JIS A 5308 付属書2</u>	

改正後

(参考)規格値	管理方式	処 置
JIS R 5210~5214 参照	1.記録の方法 試験結果は下記によりまとめる。	1.骨材の比重、粒度が設計値に対して差異がある場合はさらに検査の上、配合の変更その他適切な処置をとる。
コンクリート標準示方書（施工編）による	(1)骨材の比重及び吸水率試験、骨材のフルイ分け試験、骨材のアルカリシリカ反応性試験結果はそれぞれ所定の様式により取りまとめ、骨材試験成績書に記載する。	2.細骨材の表面水率、塩化物含有量、スランプ、空気量についてはその測定値の変動状態により材料の再調査、配合の再検討、計量機器の点検その他適切な処置をとる。
高炉スラグ粗骨材 L 1.25kg/ℓ 粗骨材 N 1.35kg/ℓ 細骨材 1.45kg/ℓ	(2)細骨材の表面水率試験結果は、所定の様式に整理する。	3.コンクリートの強度については、管理を慎重に行い強度の変動低下を未然に防ぐように努める。
絶乾密度：2.5g/cm ³ 以上 吸水率：3.5%以下 ただし、砕砂、高炉スラグ細骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材、電気炉酸化スラグ細骨材の規格値については、以下のJISを適用する。	(3)塩化物含有量、スランプ、空気量、圧縮強度及び曲げ強度の試験結果は所定の様式により取りまとめ、測定値が20点以上の場合は工程能力図、X-Rs-Rm又はX-R管理図等により管理し、20点未満の場合は結果一覧表による。	4.レディーミクストコンクリートについて、次の(1)及び(2)を優先したアルカリ骨材抑制対策が行われているものとし、その方法について受注者は監督職員に報告するものとする。
JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	2.管 理 (1)コンクリート材料については骨材試験一覧表により設計値と比較検討する。	測定値が所定の値に達しない場合は材料の品質配合、機械の精度、練り混ぜ方法等を検査し、適切な処置をとる。
絶乾密度：2.5g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下 ただし、砕石、高炉スラグ粗骨材及び電気炉酸化スラグ粗骨材の規格値については、以下のJISを適用する。	(2)塩化物含有量、スランプ、空気量、圧縮強度及び曲げ強度については、管理試験記録により試験値が所定の値に達しているかどうかを検査し、また、そのバラツキを把握する。	なお、現場練りコンクリートについても、これに準じるものとする。
JIS A 5005 (コンクリート用砕石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	(3)塩化物含有量試験に用いる測定器具は、公的機関又はこれに準ずる機関がその性能を評価したものをを用いる。なお、一回の検査に必要な測定回数は3回とし、測定はその平均値により行う。	(1)コンクリート中のアルカリ総量の抑制 アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1m ³ に含まれるアルカリ総量をNa ₂ O換算で3.0kg以下にする。

現 行

(参考)規格値	管理方式	処 置
JIS R 5210~5214 参照	1.記録の方法 試験結果は下記によりまとめる。	1.骨材の比重、粒度が設計値に対して差異がある場合はさらに検査の上、配合の変更その他適切な処置をとる。
コンクリート標準示方書（施工編）による	(1)骨材の比重及び吸水率試験、骨材のフルイ分け試験、骨材のアルカリシリカ反応性試験結果はそれぞれ所定の様式により取りまとめ、骨材試験成績書に記載する。	2.細骨材の表面水率、塩化物含有量、スランプ、空気量についてはその測定値の変動状態により材料の再調査、配合の再検討、計量機器の点検その他適切な処置をとる。
高炉スラグ粗骨材 A 1.25kg/ℓ 粗骨材 B 1.35kg/ℓ 細骨材 1.45kg/ℓ	(2)細骨材の表面水率試験結果は、所定の様式に整理する。	3.コンクリートの強度については、管理を慎重に行い強度の変動低下を未然に防ぐように努める。
40%以下 舗装コンクリート 35%以下	(3)塩化物含有量、スランプ、空気量、圧縮強度及び曲げ強度の試験結果は所定の様式により取りまとめ、測定値が20点以上の場合は工程能力図、X-Rs-Rm又はX-R管理図等により管理し、20点未満の場合は結果一覧表による。	測定値が所定の値に達しない場合は材料の品質配合、機械の精度、練り混ぜ方法等を検査し、適切な処置をとる。
細骨材 無筋・鉄筋コンクリート コンクリート表面がすりへり作用を受ける場合 3%以下 その他の場合 5%以下 舗装コンクリート 3%以下	2.管 理 (1)コンクリート材料については骨材試験一覧表により設計値と比較検討する。	4.レディーミクストコンクリートについて、次の(1)及び(2)を優先したアルカリ骨材抑制対策が行われているものとし、その方法について受注者は監督職員に報告するものとする。
粗骨材 無筋・鉄筋コンクリート 1%以下 舗装コンクリート 1%以下	(2)塩化物含有量、スランプ、空気量、圧縮強度及び曲げ強度については、管理試験記録により試験値が所定の値に達しているかどうかを検査し、また、そのバラツキを把握する。	なお、現場練りコンクリートについても、これに準じるものとする。
舗装コンクリート 5%以下	(3)塩化物含有量試験に用いる測定器具は、公的機関又はこれに準ずる機関がその性能を評価したものをを用いる。なお、一回の検査に必要な測定回数は3回とし、測定はその平均値により行う。	(1)コンクリート中のアルカリ総量の抑制 アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1m ³ に含まれるアルカリ総量をNa ₂ O換算で3.0kg以下にする。
細骨材 1.0%以下 粗骨材 0.25%以下		(2)抑制効果のある混合セメント等の使用 JIS R 5211 高炉セメントに適合する高炉セメントB種(スラグ混合比40%以上)又はC種、あるいはJIS R 5213 フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメントB種(フライアッシュ混合比15%以上)又はC種、若しくは混和剤をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。
無筋・鉄筋コンクリート コンクリートの外観が重要な場合 0.5%以下 その他の場合 1.0%以下 舗装コンクリート 0.5%以下 ※スラグ骨材には適用しない		

改正後

現 行

工種	区分	試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準
コ ン ク リ ー ト	(1) 材 料	<u>粗骨材のすりへり試験</u>	<u>JIS A 1121</u>	
		<u>骨材の微粒分量試験</u>	<u>JIS A 1103</u>	
		<u>粗骨材中の軟石量試験</u>	<u>JIS A 1126</u>	
		<u>骨材中の粘土塊量試験</u>	<u>JIS A 1137</u>	
		<u>細骨材の塩化物イオン含有量試験（細骨材に海砂を使用する場合）</u>	<u>JSCE-C502 または JSCE-C503</u>	
		砂の有機不純物量	JIS A 1105	
		骨材の安定性試験	JIS A 1122	
		骨材のアルカリシリカ反応性試験	JIS A 1145 又は 1146	
		配合試験		生コンの場合は、工場の配合報告書による。
		(2) 施 工	塩化物含有量試験	JIS A 1144 もしくは信頼できる機関で評価を受けた試験方法

工種	区分	試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準
コ ン ク リ ー ト	材 料	砂の有機不純物量	JIS A 1105	
		骨材の安定性試験	JIS A 1122	
		骨材のアルカリシリカ反応性試験	JIS A 1145 又は 1146	
		配合試験		生コンの場合は、工場の配合報告書による。
	施 工	塩化物含有量試験	JIS A 1144 もしくは信頼できる機関で評価を受けた試験方法	海砂を使用する場合 2 回/日、その他の場合 1 回/週
		<u>スランプ試験</u>	<u>JIS A 1101</u>	<u>圧縮強度試験用供試体採取時及び荷卸し時に品質変化が認められたとき</u>
		<u>空気量試験</u>	<u>JIS A 1128 他</u>	<u>圧縮強度試験用供試体採取時及び荷卸し時に品質変化が認められたとき</u>
		<u>圧縮強度試験</u>	<u>JIS A 1108</u>	<u>1.供試体の試料荷卸し場所にて採取する。</u> <u>2.試験基準</u> <u>(1) 1日の打設量が 50m³ 未満の場合 1回/日</u> <u>(2) 1日の打設量が 50m³ 以上の場合</u> <u>鉄筋コンクリートは打設 1 日につき 2 回（午前、午後）、その他コンクリートは打設 1 日につき 1 回とする。</u> <u>テストピースは 1 回につき 6 個（σ₇…3本、σ₂₈…3本）とする。</u> <u>* 1 工事当たりの総打設量が少量の場合は監督職員の指示により試験を省略することができる。</u>

改正後

現 行

(参考)規格値	管理方式	処 置
砕石 40%以下 砂利 35%以下 舗装コンクリート 35%以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下		(3)安全と認められる骨材の使用 受注者の立会いのもと骨材を採取し、骨材のアルカリシリカ反応性試験（化学法又はモルタルバー法）を行い、その結果が無害と確認された骨材を使用する。 なお、化学法については工事開始前、工事中1回/6ヶ月かつ産地がかわった場合に信頼できる試験機関で試験を行うものとし、またモルタルバー法は試験成績書により確認をするとともに、J I S A 1804 コンクリート生産工程管理用試験法により骨材が無害であることを確認する。 ただし、次の場合はこの限りではない。 1) 工事開始前 コンクリート打設開始日の1ヶ月以内に、 <u>県営</u> 土地改良事業等で発注した他工事の受注者の立会いによる試験結果がある場合は、その試験結果を使用できる。 2) 工事中1回/6ヶ月かつ産地がかわった場合 J I Sに基づき6ヶ月ごとに行う試験を化学法で行う場合は、試験に用いる骨材の採取に骨材生産者、生コンクリート生産者及び受注者が立会えば、J I Sに基づく試験結果が使用できる。 なお、この試験結果は1ヶ月以内であれば他工事でも使用できるが、この場合、受注者は同一の骨材生産場所から納入されていることを確認するものとする。
細骨材 砕砂 9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） 砕砂及びスラグ細骨材（粘土、シルト等を含まない場合） 7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等） 5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下） 粗骨材 砕石 3.0%以下（ただし、粒径判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外（砂利等） 1.0%以下		
舗装コンクリート 5%以下		
細骨材 1.0%以下 粗骨材 0.25%以下		
0.04%以下		
標準色より薄いこと		
細骨材 10%以下 粗骨材 12%以下	工事開始前 工事期間中 1回/6ヶ月かつ産地が変わった場合	
0.3kg/m ³ 以下		

(参考)規格値	管理方式	処 置
標準色より薄いこと		(3)安全と認められる骨材の使用 受注者の立会いのもと骨材を採取し、骨材のアルカリシリカ反応性試験（化学法又はモルタルバー法）を行い、その結果が無害と確認された骨材を使用する。 なお、化学法については工事開始前、工事中1回/6ヶ月かつ産地がかわった場合に信頼できる試験機関で試験を行うものとし、またモルタルバー法は試験成績書により確認をするとともに、J I S A 1804 コンクリート生産工程管理用試験法により骨材が無害であることを確認する。 ただし、次の場合はこの限りではない。 1) 工事開始前 コンクリート打設開始日の1ヶ月以内に、 <u>国営</u> 農業農村整備事業等で発注した他工事の受注者の立会いによる試験結果がある場合は、その試験結果を使用できる。 2) 工事中1回/6ヶ月かつ産地がかわった場合 J I Sに基づき6ヶ月ごとに行う試験を化学法で行う場合は、試験に用いる骨材の採取に骨材生産者、生コンクリート生産者及び受注者が立会えば、J I Sに基づく試験結果が使用できる。 なお、この試験結果は1ヶ月以内であれば他工事でも使用できるが、この場合、受注者は同一の骨材生産場所から納入されていることを確認するものとする。
細骨材 10%以下 粗骨材 12%以下	工事開始前 工事期間中1回/6ヶ月かつ産地が変わった場合	
0.3kg/m ³ 以下		
2.5 cm …………… ±1.0 (cm) 5 cm及び6.5 cm …… ±1.5 8 cm以上18 cm以下 … ±2.5 21 cm …………… ±1.5 指定値±1.5%		
現場練りコンクリート 同時に作った3本の供試体の平均値は、基準強度の80%を1/20の確率で下回ってはならない。 また、基準強度を1/4以上の確率で下回ってはならない。		
レディーミクストコンクリート 1回の試験結果は、呼び強度の85%以上でなければならない。 3回の試験結果の平均値は呼び強度以上でなければならない。 なお、1回の試験とは採取した試験料で作った3個の供試体の平均値で表したものを。		

改正後

現 行

工種	区分	試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準
コンクリート	(2) 施工	単位水量測定	<p>1. 水中コンクリート、転圧コンクリート等の特殊なコンクリートを除き、1日当たりコンクリート種別毎の使用量が100m³以上施工するコンクリート工を対象とする。</p> <p>2. エアメーター法又はこれと同程度、若しくは、それ以上の精度を有する測定機器を使用するものとし、施工計画書に記載するとともに、事前に機器諸元表、単位水量算定方法を監督職員に提出するものとする。</p> <p>また、使用する機器はキャリブレーションされた機器を使用するものとする。</p>	<p>100m³ 以上の場合：2 回/日（午前1 回、午後1 回）、重要なコンクリート構造物の場合は重要度に応じて100～150m³ 毎に1 回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときと、測定回数は多い方を採用する。</p> <p>※対象（重要なコンクリート構造物）は、高さが5m 以上の鉄筋コンクリート擁壁（プレキャスト製品は除く。）、内空断面が25 m²以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工（PCは除く。）、トンネル及び高さが3 m以上の堰・水門・樋門とするが、当該事業において重要なコンクリート構造物と位置付けられる場合は、対象とするものとする。</p>
		スランプ試験	JIS A 1101	圧縮強度試験用供試体採取時及び荷卸し時に品質変化が認められたとき
		空気量試験	JIS A 1128 他	圧縮強度試験用供試体採取時及び荷卸し時に品質変化が認められたとき

工種	区分	試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準
コンクリート	施工	曲げ強度試験	JIS A 1106	<p>1. 道路舗装用コンクリートにおいて試験する。</p> <p>2. 供試体の試料は荷卸し場所にて採取する。</p> <p>3. 試験基準</p> <p>打設1日につき2回の割合で行う。</p> <p>テストピースは1回につき3個とする。</p> <p>* 1工事当たりの総打設量が少量の場合は監督職員の指示により試験を省略することができる。</p>

改正後

現行

(参考)規格値	管理方式	処置
<p>1. 測定した単位水量が配合設計±15kg/m³の範囲にある場合はそのまま施工してよい。</p> <p>2. 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m³を超え±20kg/m³の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後配合設計±15kg/m³以内に安定するまで運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。なお、「15kg/m³以内に安定するまで」とは、2回連続して15kg/m³以内の値を観測することをいう。</p> <p>3. 配合設計±20kg/m³の指示値を超える場合は、生コンを打ち込まずに持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m³になるまで、全運搬車の測定を行う。</p> <p>なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。</p> <p>ただし、示方配合の単位水量の上限值は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m³、40mmの場合は165kg/m³を基本とする。</p>		
<p>2.5 cm …………… ⊕1.0 (cm)</p> <p>5 cm及び6.5 cm …… ⊕1.5</p> <p>8 cm以上 18 cm以下 … ⊕2.5</p> <p>21 cm …………… ⊕1.5</p>		
<p>指定値⊕1.5%</p>		

(参考)規格値	管理方式	処置
<p>合格判定強度Xを下回らないこと。</p> $X = \sigma_{bk} + k \cdot \sigma_e$ <p>σ_{bk} : 配合基準強度 k : 合格判定係数 σ_e : 不変分数の平方根</p> <p>(セメントコンクリート舗装要綱による)</p> <p>試験回数が7回以下は設計曲げ強度を下回らないこと。</p>		

改正後

現 行

工種	区分	試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準
コン ク リ ー ト	(2) 施 工	<u>圧縮強度試験</u>	<u>JIS A 1108</u>	<u>1.供試体の試料荷卸し場所にて採取する。</u> <u>2.試験基準</u> <u>1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m3 毎に1回とする。</u> <u>テストピースは1回につき6個（σ7…3個、σ28…3個）とする。</u> <u>小規模工種で、1規格あたりの総使用量が20m3 未満の場合には1回以上、またはレディーミクストコンク</u> <u>リート工場（JIS 表示認証工場）において作成された品質証明書の提出のみとすることができる。</u>
		<u>曲げ強度試験</u>	<u>JIS A 1106</u>	<u>1.道路舗装用コンクリートにおいて試験する。</u> <u>2.供試体の試料は荷卸し場所にて採取する。</u> <u>3.試験基準</u> <u>打設1日につき2回(午前・午後)の割合で行う。</u> <u>テストピースは1回につき3個とする。</u> <u>* 1工事当たりの総打設量が少量の場合は監督職員の指示により試験を省略することができる。</u>

改正後

現 行

(参考)規格値	管理方式	処 置
<p><u>現場練りコンクリート</u></p> <p><u>同時に作った3本の供試体の平均値は、基準強度の80%を1/20の確率で下回ってはならない。</u></p> <p><u>また、基準強度を1/4以上の確率で下回ってはならない。</u></p> <p><u>レディーミクストコンクリート</u></p> <p><u>1回の試験結果は、呼び強度の85%以上でなければならない。</u></p> <p><u>3回の試験結果の平均値は呼び強度以上でなければならない。</u></p> <p><u>なお、1回の試験とは採取した試料で作った3個の供試体の平均値で表したものを。</u></p>		
<p><u>1回の試験結果は、呼び強度の85%以上でなければならない。</u></p> <p><u>3回の試験結果の平均値は呼び強度以上でなければならない。</u></p> <p><u>なお、1回の試験とは採取した試料で作った3個の供試体の平均値で表したものを。</u></p>		

改正後

現行

2 土質関係

工種	項目	区分	試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準	
道 路 工	(1)	材 料	突固めによる土の締固め試験	JIS A 1210	工事着手前1回及び盛土材料が変わった場合。	
			C B R試験（路床）	JIS A 1211		
			土粒子の密度試験	JIS A 1202		
	施 工			砂置換法による土の密度試験	JIS A 1214	路体 土量 5,000 m ³ 以上の場合は1,000 m ³ につき1回、5,000 m ³ 未満は延長200mにつき1回、測定箇所は横断方向に3点とする。 高盛土の場合は監督職員の指示による。 路床 延長200m毎に1回、測定箇所は横断方向に3点。
				土の含水比試験	JIS A 1203	
				現場C B R試験	JIS A 1222	おおむね200mに1箇所、もしくは特記仕様書による。（路床）
				道路の平板載荷試験	JIS A 1215	上記未満は2箇所測定する。
				ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 G023	路床仕上げ後、全幅、全区間について実施する。
	(2)	材 料	下 層 路 盤 工	突固めによる土の締固め試験	JIS A 1210	<u>中規模以上の工事：施工前、材料変更時。</u> <u>小規模以下の工事：施工前。</u>
				骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	
修正C B R試験				舗装調査・試験法便覧 E001		
425μmふるい通過部分の塑性指数				JIS A 1205		

2 土質関係

工種	項目	区分	試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準	
道 路 工	(1)	材 料	突固めによる土の締固め試験	JIS A 1210	工事着手前1回及び盛土材料が変わった場合。	
			C B R試験	JIS A 1211		
			土粒子の密度試験	JIS A 1202		
	施 工			砂置換法による土の密度試験	JIS A 1214	路体 土量 5,000 m ³ 以上の場合は1,000 m ³ につき1回、5,000 m ³ 未満は延長200mにつき1回、測定箇所は横断方向に3点とする。 高盛土の場合は監督職員の指示による。 路床 延長200m毎に1回、測定箇所は横断方向に3点。
				土の含水比試験	JIS A 1203	
				現場C B R試験	JIS A 1222	おおむね200mに1箇所、もしくは特別仕様書による。（路床）
				道路の平板載荷試験	JIS A 1215	上記未満は2箇所測定する。
				ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 G023	路床仕上げ後、全幅、全区間について実施する。
	(2)	材 料	下 層 路 盤 工	締固め試験	JIS A 1210	<u>工事着手前及び盛り土材料が変わった場合。</u>
				ふるい分け試験	JIS A 1102	
修正C B R試験				舗装調査・試験法便覧 E001		
425μmふるい通過部分の塑性指数				JIS A 1205		

注)

- 「425μmふるい通過部分の塑性指数」は、「土の液性限界・塑性限界試験」の試験結果である。
- 中規模以上の工事とは、施工面積10,000m²以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t（コンクリートでは1,000m³）以上の場合であり、それ未満の工事を小規模以下の工事という。

注)

- 「突固めによる土の締固め試験」は、以下「締固め試験」という。
- 「砂置換法による土の密度試験」は、以下「現場密度の測定」という。
- 「道路の平板載荷試験」は、以下「平板載荷試験」という。
- 「425μmふるい通過部分の塑性指数」は、「土の液性限界・塑性限界試験」の試験結果である。
- 中規模以上の工事とは、施工面積10,000m²以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t（コンクリートでは1,000m³）以上の場合であり、それ未満の工事を小規模以下の工事という。

改正後

現 行

(参考)規格値	管理方式	処 置
	1. 記録の方法 試験結果の取りまとめは下記による。 (1)試験結果は、各々所定の様式に取りまとめ測定値が20点以上の場合は工程能力図、X-Rs-Rm又は $\bar{X}-R$ 管理図等によって管理し、20点未満の場合は結果一覧表による。	(1)所定の規格値が得られない場合は、再転圧、置換等の処置を行う。
1. 乾燥密度で規定する場合 路体 JIS A 1210 の試験で最大乾燥密度に対する締固め度は、 A・B方法 90%以上 路床 JIS A 1210 の試験で最大乾燥密度に対する締固め度は、 A・B方法 I-1交通 90%以上 I-2交通以上 95%以上	2. 管 理 (1)盛土の締固めの管理は乾燥密度、飽和度及び空気間ゲキ率のいずれか、また、管水路の砂基礎及び埋戻しの締固めの管理は乾燥密度によることを原則とする。それ以外の方法で管理する場合は特記仕様書によるものとする。 (2)締固めを現場CBR、平板載荷試験による場合は突固め試験、土粒子の比重試験は省略してよい。 (3)路盤の締固め管理は締固め密度によることを原則とするが、それ以外の方法による場合は特記仕様書によるものとする。	
2. 飽和度で規定する場合、飽和度は85~95%の範囲とする。		
3. 空気間ゲキ率で規定する場合、空気間ゲキ率は2~10%の範囲とする。 上記によらない場合は特記仕様書による。		
特記仕様書による。(路床)		
沈下異常なし。		
JIS A 5001 表2 参照		
AS 舗装 I-1交通 10以上 I-2交通以上 20以上 CO 舗装 20以上		
AS 舗装 I-1交通 9以下 I-2交通以上 6以下 CO 舗装 6以下		

(参考)規格値	管理方式	処 置
	1. 記録の方法 試験結果の取りまとめは下記による。 (1)試験結果は、各々所定の様式に取りまとめ測定値が20点以上の場合は工程能力図、X-Rs-Rm又は $\bar{X}-R$ 管理図等によって管理し、20点未満の場合は結果一覧表による。	(1)所定の規格値が得られない場合は、再転圧、置換等の処置を行う。
1. 乾燥密度で規定する場合 路体 JIS A 1210 の試験で最大乾燥密度に対する締固め度は、 A・B方法 90%以上 路床 JIS A 1210 の試験で最大乾燥密度に対する締固め度は、 A・B方法 I-1交通 90%以上 I-2交通以上 95%以上	3. 管 理 (1)盛土の締固めの管理は乾燥密度、飽和度及び空気間ゲキ率のいずれか、また、管水路の砂基礎及び埋戻しの締固めの管理は乾燥密度によることを原則とする。それ以外の方法で管理する場合は特記仕様書によるものとする。 (2)締固めを現場CBR、平板載荷試験による場合は突固め試験、土粒子の比重試験は省略してよい。 (3)路盤の締固め管理は締固め密度によることを原則とするが、それ以外の方法による場合は特記仕様書によるものとする。	
2. 飽和度で規定する場合、飽和度は85~95%の範囲とする。		
3. 空気間ゲキ率で規定する場合、空気間ゲキ率は2~10%の範囲とする。 上記によらない場合は特記仕様書による。		
特別仕様書による。(路床)		
沈下異常なし。		
JIS A 5001 表2 参照		
AS 舗装 I-1交通 10以上 I-2交通以上 20以上 CO 舗装 20以上		
AS 舗装 I-1交通 9以下 I-2交通以上 6以下 CO 舗装 6以下		

改正後

工種	項目	区分	試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準
道路工	(2) 下層路盤工	材料	鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 E004 JIS A 5015 付属書 2	<u>中規模以上の工事：施工前、材料変更時。</u> <u>小規模以下の工事：施工前。</u>
			道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015 付属書 1	
		施工	砂置換法による土の密度試験	JIS A 1214	延長 200m毎に 1 回、測定箇所は横断方向に 3 点。
			プルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 G023	下層路盤仕上げ後、全幅、全区間について実施する。
			道路の平板載荷試験	JIS A 1215	特記仕様書による。
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	中規模以上の工事： 異常が認められたとき。
			425 μm ふるい通過部分の塑性指数	JIS A 1205	
	土の含水比試験	JIS A 1203			
	(3) 粒度調整路盤工（上層路盤工）	材料	突固めによる土の締固め試験	JIS A 1210	<u>中規模以上の工事：施工前、材料変更時。</u> <u>小規模以下の工事：施工前。</u>
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	
			修正 C B R 試験	舗装調査・試験法便覧 E001	
			425 μm ふるい通過部分の塑性指数	JIS A 1205	
			単位容積質量	JIS A 1104	
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 E004 JIS A 5015 付属書 2	
道路用スラグの呈色判定試験			JIS A 5015 付属書 1		
施工	砂置換法による土の密度試験	JIS A 1214	延長 200m毎に 1 回、測定箇所は横断方向に 3 点。		
	骨材のふるい分け試験 (2.36mm ふるい)	舗装調査・試験法便覧 A003	中規模以上の工事：定期的又は随時。(1~2回/日)		
	骨材のふるい分け試験(75 μm ふるい)	舗装調査・試験法便覧 A003	中規模以上の工事：異常が認められたとき。		
	道路の平板載荷試験	JIS A 1215	特記仕様書による。		
	425 μm ふるい通過部分の塑性指数	JIS A 1205	異常が認められたとき。		
	土の含水比試験	JIS A 1203			

現行

工種	項目	区分	試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準
道路工	(2) 下層路盤工	材料	鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 E004 JIS A 5015 付属書 2	<u>工事着手前及び盛り土材料が変わった場合。</u>
			道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015 付属書 1	
		施工	現場密度の測定	JIS A 1214	延長 200m毎に 1 回、測定箇所は横断方向に 3 点。
			プルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 G023	下層路盤仕上げ後、全幅、全区間について実施する。
			平板載荷試験	JIS A 1215	特別仕様書による。
			ふるい分け試験	JIS A 1102	中規模以上の工事： 異常が認められたとき。
			425 μm ふるい通過部分の塑性指数	JIS A 1205	
	含水比試験	JIS A 1203			
	(3) 粒度調整路盤工（上層路盤工）	材料	締固め試験	JIS A 1210	<u>工事着手前及び盛り土材料が変わった場合。</u>
			ふるい分け試験	JIS A 1102	
			修正 C B R 試験	舗装調査・試験法便覧 E001	
			425 μm ふるい通過部分の塑性指数	JIS A 1205	
			単位容積質量	JIS A 1104	
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 E004 JIS A 5015 付属書 2	
道路用スラグの呈色判定試験			JIS A 5015 付属書 1		
施工	現場密度の測定	JIS A 1214	延長 200m毎に 1 回、測定箇所は横断方向に 3 点。		
	粒度(2.36mm ふるい)	舗装調査・試験法便覧 A003	中規模以上の工事：定期的又は随時。(1~2回/日)		
	粒度(75 μm ふるい)	舗装調査・試験法便覧 A003	中規模以上の工事：異常が認められたとき。		
	平板載荷試験	JIS A 1215	特別仕様書による。		
	425 μm ふるい通過部分の塑性指数	JIS A 1205	異常が認められたとき。		
	含水比試験	JIS A 1203			

改正後

現行

(参考)規格値	管理方式	処置
1.5%以内。		
呈色なし。		
最大乾燥密度の93%以上とする。 歩道等は規格値の95%以上とする。		
沈下異常なし。		
特記仕様書による。		
JIS A 5001 表2 参照。		
AS 舗装 I-1 交通 9 以上 I-2 交通以上 6 以下 CO 舗装 6 以下		
特記仕様書による。		
JIS A 5001 表2 参照。		
AS 舗装 I-1 交通 60 以上 I-2 交通以上 80 以上 CO 舗装 80 以上		
4 以下。		
スラグ 1.5kg/l 以上。		
1.5%以内。		
呈色なし。		
1.2MPa 以上。(12kgf/cm ² 以上)		
最大乾燥密度の93%以上とする。 歩道等は規格値の95%以上とする。		
AS 舗装 2.36 mmふるい ±15% CO 舗装 2.36 mmふるい ±10%		
AS 舗装 75 μmふるい ±6% CO 舗装 75 μmふるい ±4%		
特記仕様書による。		
4 以下。		
特記仕様書による。		

(参考)規格値	管理方式	処置
1.5%以内。		
呈色なし。		
最大乾燥密度の93%以上とする。 歩道等は規格値の95%以上とする。		
沈下異常なし。		
特別仕様書による。		
JIS A 5001 表2 参照。		
AS 舗装 I-1 交通 9 以上 I-2 交通以上 6 以下 CO 舗装 6 以下		
特別仕様書による。		
JIS A 5001 表2 参照。		
AS 舗装 I-1 交通 60 以上 I-2 交通以上 80 以上 CO 舗装 80 以上		
4 以下。		
スラグ 1.5kg/l 以上。		
1.5%以内。		
呈色なし。		
1.2MPa 以上。(12kgf/cm ² 以上)		
最大乾燥密度の93%以上とする。 歩道等は規格値の95%以上とする。		
AS 舗装 2.36 mmふるい ±15% CO 舗装 2.36 mmふるい ±10%		
AS 舗装 75 μmふるい ±6% CO 舗装 75 μmふるい ±4%		
特別仕様書による。		
4 以下。		
特別仕様書による。		

改正後

工種	項目	区分	試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準	
道路工	(4)	材	配合試験	<u>舗装施工便覧</u>	配合毎。	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	<u>中規模以上の工事：施工前、材料変更時。</u>	
			修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 E001	<u>小規模以下の工事：施工前。</u>	
			425 μ mふるい通過部分の塑性指数	JIS A 1205		
			<u>突固めによる土の締固め試験</u>	JIS A 1210		
			<u>安定処理混合物の一軸圧縮試験</u>	舗装調査・試験法便覧 E0013		
	施	工	施	混合後の粒度の試験 (2.36mmふるい)	舗装調査・試験法便覧 A003	中規模以上の工事：定期的又は随時。(1~2回/日)
				混合後の粒度の試験 (75 μ mふるい)	舗装調査・試験法便覧 A003	中規模以上の工事：異常が認められたとき。
				<u>砂置換法による土の密度試験</u>	JIS A 1214	延長200m毎に1回、測定箇所は横断方向に3点。
				<u>セメント及び石灰の定量試験</u>	舗装調査・試験法便覧 G024 G025	中規模以上の工事：異常が認められたとき。(1~2回/日)
				<u>土の含水比試験</u>	JIS A 1203	異常が認められたとき。

現行

工種	項目	区分	試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準	
道路工	(4)	材	配合試験	<u>アスファルト舗装要綱</u>	配合毎。	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	<u>工事着手前及び盛り土材料が変わった場合。</u>	
			修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 E001		
			425 μ mふるい通過部分の塑性指数	JIS A 1205		
			締固め試験	JIS A 1210		
			一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 E0013		
	施	工	施	混合後の粒度の試験 (2.36ふるい)	舗装調査・試験法便覧 A003	中規模以上の工事：定期的又は随時。(1~2回/日)
				混合後の粒度の試験 (75 μ mふるい)	舗装調査・試験法便覧 A003	中規模以上の工事：異常が認められたとき。
				<u>現場密度の測定</u>	JIS A 1214	延長200m毎に1回、測定箇所は横断方向に3点。
				<u>セメント量・石灰量</u>	舗装調査・試験法便覧 G024 G025	中規模以上の工事：異常が認められたとき。(1~2回/日)
				含水比試験	JIS A 1203	異常が認められたとき。

改正後

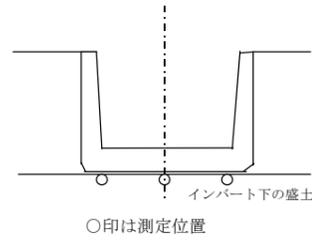
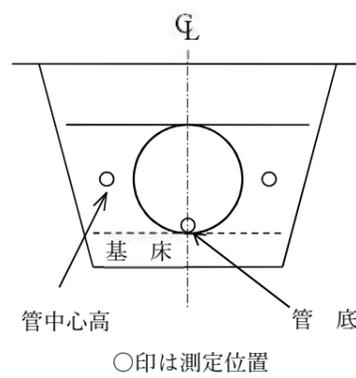
現 行

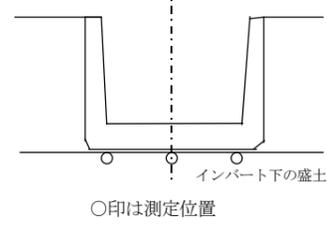
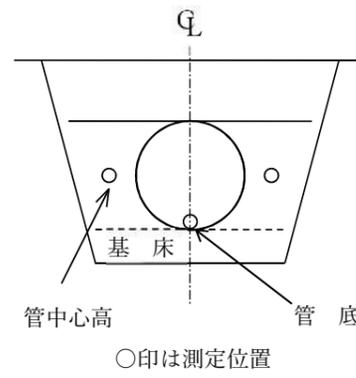
(参考)規格値	管理方式	処 置
農業土木工事共通仕様書による。		
AS舗装 下層 10以上 上層 20以上		
AS舗装 セメント 9以下 石 灰 6~18		
AS舗装 セメント下層 0.98MPa以上 (10kgf/cm ² 以上) 上層 2.9MPa以上 (30kgf/cm ² 以上) (I-1交通2.5MPa以上 (25kgf/cm ² 以上)) 石 灰 下層 0.7MPa以上 (7kgf/cm ² 以上) 上層 0.98MPa以上 (10kgf/cm ² 以上) (I-1交通0.7MPa以上 (7kgf/cm ² 以上)) CO舗装 セメント下層 0.98MPa以上 (10kgf/cm ² 以上) 上層 2.0MPa以上 (20kgf/cm ² 以上) 石 灰 下層 0.5MPa以上 (5kgf/cm ² 以上) 上層 0.98MPa以上 (10kgf/cm ² 以上)		
AS舗装 2.36mmふるい ±15% CO舗装 2.36mmふるい ±10%		
AS舗装 75μmふるい ± 6% CO舗装 75μmふるい ± 4%		
最大乾燥密度の93%以上 (AS舗) ” 95%以上 (CO舗) 歩道は規格値の95%以上とする。		
±1.2%以内。		
特記仕様書による。		

(参考)規格値	管理方式	処 置
土木工事等共通仕様書による。		
AS舗装 下層 10以上 上層 20以上		
AS舗装 セメント 9以下 石 灰 6~18		
AS舗装 セメント下層 0.98MPa以上 (10kgf/cm ² 以上) 上層 2.9MPa以上 (30kgf/cm ² 以上) (I-1交通2.5MPa以上 (25kgf/cm ² 以上)) 石 灰 下層 0.7MPa以上 (7kgf/cm ² 以上) 上層 0.98MPa以上 (10kgf/cm ² 以上) (I-1交通0.7MPa以上 (7kgf/cm ² 以上)) CO舗装 セメント下層 0.98MPa以上 (10kgf/cm ² 以上) 上層 2.0MPa以上 (20kgf/cm ² 以上) 石 灰 下層 0.5MPa以上 (5kgf/cm ² 以上) 上層 0.98MPa以上 (10kgf/cm ² 以上)		
AS舗装 2.36mmふるい ±15% CO舗装 2.36mmふるい ±10%		
AS舗装 75μmふるい ± 6% CO舗装 75μmふるい ± 4%		
最大乾燥密度の93%以上 (AS舗) ” 95%以上 (CO舗) 歩道は規格値の95%以上とする。		
±1.2%以内。		
特別仕様書による。		

改正後

現行

工種	項目	区分	試験(測定)項目	試験方法	試験(測定)基準
水路工 (インバート下の盛土)	(1) 盛土	材料	<u>突固めによる土の締固め試験</u>	JIS A 1210	工事着手前1回及び盛土材料が変わった場合。 延長200m毎に1回、測定箇所は横断方向に3点。  インバート下の盛土 ○印は測定位置
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	
		施工	土の含水比試験	JIS A 1203	
			<u>砂置換法による土の密度試験</u>	JIS A 1214	
水路工 (管水路)	(1) 基礎 (砂基礎等)	材料	<u>突固めによる土の締固め試験</u>	JIS A 1210	工事着手前1回及び材料が変わった場合。
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	
			土の粒度試験	JIS A 1204	
		施工	砂置換法による土の密度試験	JIS A 1214	延長200m毎に1回。 上記未満は2回測定する。 なお、基礎部横断方向の測定箇所は下図を標準とする。  管中心高 管底 ○印は測定位置
			土の含水比試験	JIS A 1203	

工種	項目	区分	試験(測定)項目	試験方法	試験(測定)基準
水路工 (インバート下の盛土)	盛土	材料	締固め試験	JIS A 1210	工事着手前1回及び盛土材料が変わった場合。 延長200m毎に1回、測定箇所は横断方向に3点。  インバート下の盛土 ○印は測定位置
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	
		施工	土の含水比試験	JIS A 1203	
			<u>現場密度の測定</u>	JIS A 1214	
水路工 (管水路)	基礎 (砂基礎等)	材料	締固め試験	JIS A 1210	工事着手前1回及び材料が変わった場合。
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	
			土の粒度試験	JIS A 1204	
		施工	現場密度の測定	JIS A 1214	延長200m毎に1回。 上記未満は2回測定する。 なお、基礎部横断方向の測定箇所は下図を標準とする。  管中心高 管底 ○印は測定位置

改正後

現行

(参考)規格値	管理方式	処置
<p>1. 乾燥密度で規定する場合 JIS A 1210 の試験で最大乾燥密度に対する締固め度は、 A・B方法 90%以上 C・D・E方法 85%以上</p> <p>2. 飽和度で規定する場合、飽和度は85～95%の範囲とする。</p> <p>3. 空気間ゲキ率で規定する場合、空気間ゲキ率は2～10%の範囲とする。</p> <p>上記によらない場合は特記仕様書による。</p>		
<p>締固めの規定 (JIS A 1210 のA・B法) 締固めI 85%以上 締固めII 90%以上</p> <p>締固め度＝ $\frac{\text{現地で締固めた後の乾燥密度}}{\text{JIS A 1210 の試験方法による最大乾燥密度}} \times 100(\%)$</p> <p>上記によらない場合は特記仕様書による。</p>		

(参考)規格値	管理方式	処置
<p>2. 乾燥密度で規定する場合 JIS A 1210 の試験で最大乾燥密度に対する締固め度は、 A・B方法 90%以上 C・D・E方法 85%以上</p> <p>3. 飽和度で規定する場合、飽和度は85～95%の範囲とする。</p> <p>4. 空気間ゲキ率で規定する場合、空気間ゲキ率は2～10%の範囲とする。</p> <p>上記によらない場合は特別仕様書による。</p>		
<p>締固めの規定 (JIS A 1210 のA・B法) 締固めI 85%以上 締固めII 90%以上</p> <p>締固め度＝ $\frac{\text{現地で締固めた後の乾燥密度}}{\text{JIS A 1210 の試験方法による最大乾燥密度}} \times 100(\%)$</p> <p>上記によらない場合は特別仕様書による。</p>		

改正後

工種	項目	区分	試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準
堤防工	(1) 盛土	材	<u>突固めによる土の締固め試験</u>	JIS A 1210	工事着手前1回及び盛土材料が変わった場合。
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	
	土工	施	土の含水比試験	JIS A 1203	土量 5,000 m ³ 以上の場合は 1,000m ³ につき1回、5,000m ³ 未滿は延長 200mにつき1回、測定箇所は横断方向に3点とする。 高盛土の場合は監督職員の指示による。
			<u>砂置換法による土の密度試験</u>	JIS A 1214	

現行

工種	項目	区分	試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準
堤防工	盛土	材	締固め試験	JIS A 1210	工事着手前1回及び盛土材料が変わった場合。
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	
	土工	施	土の含水比試験	JIS A 1203	土量 5,000 m ³ 以上の場合は 1,000m ³ につき1回、5,000m ³ 未滿は延長 200mにつき1回、測定箇所は横断方向に3点とする。 高盛土の場合は監督職員の指示による。
			<u>現場密度の測定</u>	JIS A 1214	

改正後

現 行

(参考)規格値	管理方式	処 置
<p>1. 乾燥密度で規定する場合 JIS A 1210 の試験で最大乾燥密度に対する締固め度は、 A・B方法 90%以上 C・D・E方法 85%以上</p> <p>2. 飽和度で規定する場合、飽和度は85～95%の範囲とする。</p> <p>3. 空気間ゲキ率で規定する場合、空気間ゲキ率は2～10%の範囲とする。</p> <p>上記によらない場合は特記仕様書による。</p>		

(参考)規格値	管理方式	処 置
<p>2. 乾燥密度で規定する場合 JIS A 1210 の試験で最大乾燥密度に対する締固め度は、 A・B方法 90%以上 C・D・E方法 85%以上</p> <p>3. 飽和度で規定する場合、飽和度は85～95%の範囲とする。</p> <p>4. 空気間ゲキ率で規定する場合、空気間ゲキ率は2～10%の範囲とする。</p> <p>上記によらない場合は特別仕様書による。</p>		

改正後

3 石材関係

項目	区分	試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準
捨 石 材 ・ 基 礎 割 栗 石 材	材 料	圧縮強度	JIS A 5006	1. 採取場所及び材質が変わる 毎に1回。 2. 重要な場合は特記仕様書に よる。
		見掛比重	JIS A 5006	
		吸水率	JIS A 5006	

現 行

3 石材関係

項目	区分	試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準
捨 石 材 ・ 基 礎 割 栗 石 材	材 料	圧縮強度	JIS A 5006	2. 採取場所及び材質が変わる 毎に1回。 3. 重要な場合は特別仕様書に よる。
		見掛比重	JIS A 5006	
		吸水率	JIS A 5006	

改正後

現行

(参考)規格値	管理方式	処置
<p>特記仕様書による。</p>	<p>1. 記録の方法 (1)試験成績表は公的試験機関の試験結果により取りまとめる。 (2)試験結果については結果一覧表に整理する。</p> <p>2. 管理方法 (1)管理試験値が所定の値に達しているかどうか検査し、また、そのバラツキを把握する。</p>	

(参考)規格値	管理方式	処置
<p>特別仕様書による。</p>	<p>1. 記録の方法 (1)試験成績表は公的試験機関の試験結果により取りまとめる。 (2)試験結果については結果一覧表に整理する。</p> <p>2. 管理方法 (1)管理試験値が所定の値に達しているかどうか検査し、また、そのバラツキを把握する。</p>	

改正後

4 アスファルト関係

工種	区分	試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準
ア ス フ ァ ル ト	(1)	針入度試験	JIS K 2207	当初及び製造工場又は規格の変動毎に製造工場に提出させる。
		軟化点試験	JIS K 2207	
		伸度試験	JIS K 2207	
		トルエン可溶分試験	JIS K 2207	
		引火点試験	JIS K 2207 <u>(JIS K 2265-4)</u>	
		薄膜加熱試験	JIS K 2207	
		蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	
		密度試験	JIS K 2207	
		高温動粘度試験	<u>舗装調査・試験法便覧 A050</u>	
		<u>60℃粘度試験</u>	<u>舗装調査・試験法便覧 A051</u>	
		タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 A057	
		石油アスファルト乳剤の品質試験	JIS K 2208	
		骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	
	細骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109		
	粗骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1110		
	フィラーの粒度試験	JIS A 5008		
	フィラーの水分試験	JIS A 5008		
	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205		
	フィラーのフロー試験	<u>舗装調査・試験法便覧 A016</u>		
	<u>フィラーの水浸膨張試験</u>	<u>舗装調査・試験法便覧 A013</u>		
<u>フィラーの剥離抵抗性試験</u>	<u>舗装調査・試験法便覧 A014</u>			

現 行

4 アスファルト関係

工種	区分	試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準
ア ス フ ァ ル ト	材 料	針入度試験	JIS K 2207	当初及び製造工場又は規格の変動毎に製造工場に提出させる。
		軟化点試験	JIS K 2207	
		伸度試験	JIS K 2207	
		トルエン可溶分試験	JIS K 2207	
		引火点試験	JIS K 2207	
		薄膜加熱試験	JIS K 2207	
		<u>蒸発試験</u>	<u>JIS K 2207</u>	
		蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	
		密度試験	JIS K 2207	
		高温動粘度試験	<u>JIS K 2207</u>	
		<u>セイボルトフロール秒試験</u>	<u>JIS K 2207</u>	
		タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 A057	
		石油アスファルト乳剤の品質試験	JIS K 2208	
	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	製造会社の試験成績書による。現場混合の場合は、各配合毎工事開始前1回、施工中材料及び配合に変動が生じた場合はその都度1回。	
	細骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109		
	粗骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1110		
	<u>骨材の単位容積質量試験</u>	<u>JIS A 1104</u>		
	フィラーの粒度試験	JIS A 5008		
	フィラーの水分試験	JIS A 5008		
	<u>フィラーの比重試験</u>	<u>JIS A 5008</u>		
フィラーの塑性指数試験	<u>JIS A 1205</u>			
フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 A016			

改正後

現行

(参考)規格値	管理方式	処置
アスファルト舗装要綱参照 (1) 舗装用石油アスファルト 表3. 3. 1 (2) <u>ポリマー改質アスファルト</u> 表3. 3. 3 (3) セミブローンアスファルト 表3. 3. 4	1. 記録の方法 試験結果は、次により取りまとめる。 (1)材料及び混合物 試験結果は、所定の様式に取りまとめ、測定値が20点以上の場合には工程能力図、X-Rs-Rm又は \bar{X} -R管理図等によって管理し、20点未満の場合は結果一覧表による。	1. 製造会社の試験成績書が設計と相違する場合は、協議の上適切な処置を行う。 現場配合の場合は、更に精査して配合等の処置を行う。 2. 加熱温度は、骨材、アスファルトの温度を検討してプラントにおける混合物の温度を調整し、また運搬距離、気象条件を検討して、舗設温度との調整を行う。
JIS K 2208 表2参照		
JIS A 5001 表2参照		
表層・基層 表乾密度 <u>2.45g/cm³以上</u> 吸水率 3.0%以下		
<u>舗装施工便覧 表3.3.17による</u>		
1.0%以下		
4以下		
50%以下		
<u>3%以下</u>		
<u>1/4以下</u>		

(参考)規格値	管理方式	処置
アスファルト舗装要綱参照 (1) 舗装用石油アスファルト 表3. 3. 1 (2) <u>ゴム・熱可塑性エラストマー入りアスファルト</u> 表3. 3. 3 (3) セミブローンアスファルト 表3. 3. 4	1. 記録の方法 試験結果は、次により取りまとめる。 (1)材料及び混合物 試験結果は、所定の様式に取りまとめ、測定値が20点以上の場合には工程能力図、X-Rs-Rm又は \bar{X} -R管理図等によって管理し、20点未満の場合は結果一覧表による。	1. 製造会社の試験成績書が設計と相違する場合は、協議の上適切な処置を行う。 現場配合の場合は、更に精査して配合等の処置を行う。 2. 加熱温度は、骨材、アスファルトの温度を検討してプラントにおける混合物の温度を調整し、また運搬距離、気象条件を検討して、舗設温度との調整を行う。
JIS K 2208 表2参照		
JIS A 5001 表2、 <u>表3参照</u>		
表層・基層 表乾比重 <u>2.45以上</u> 吸水率 3.0%以下		
<u>アスファルト舗装要綱3-6(フィルター)による。</u>		
1.0%以下		
<u>2.6以上</u>		
4以下		
50%以下		

石灰岩やその他の岩石を粉砕した石粉を用いる場合。

改正後

工種	区分	試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準
ア ス フ ァ ル ト	(1) 材 料	<u>製鋼スラッグの水浸膨張性試験</u>	舗装調査・試験法便覧 <u>A018</u>	製造会社の試験成績書による。 現場混合の場合は、各配合毎工事開始前1回、施工中材料及び配合に変動が生じた場合はその都度1回。
		<u>製鋼スラッグの密度及び吸水率試験</u>	JIS A 1110	
		骨材のすりへり試験	JIS A 1121	
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	
		粗骨材の軟石量試験	JIS A 1126	
		骨材中に含まれる粘土塊量試験	JIS A 1137	
		粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 A008	
プ ラ ン ト	(2)	配合試験	舗装調査・試験法便覧	製造会社の報告書による。 現場混合の場合は、配合毎に各1回。
		<u>アスファルト抽出粒度分析試験</u>	舗装調査・試験法便覧 G028	製造会社の定期試験結果による。 現場混合の場合において、印字記録による場合は全数、抽出試験による場合は1日につき1回。
		<u>温度測定（アスファルト、骨材、混合物）</u>	<u>温度計による</u>	<u>製造会社の試験報告書による。</u> <u>現場混合は、1時間毎に行う。</u>
		<u>基準密度の決定</u>	<u>舗装調査・試験法便覧 B008</u>	<u>製造会社の試験成績書による。</u> <u>現場混合は、当初の2日間、午前、午後各1回、3個。</u>

現 行

工種	区分	試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準
ア ス フ ァ ル ト	(1) 材 料	<u>フィラーの水浸膨張性試験</u>	舗装調査・試験法便覧 <u>A013</u>	製造会社の試験成績書による。 現場混合の場合は、各配合毎工事開始前1回、施工中材料及び配合に変動が生じた場合はその都度1回。
		<u>フィラーの剥離抵抗性試験</u>	舗装調査・試験法便覧 A014	
		<u>鉄鋼スラッグの水浸膨張性試験</u>	舗装調査・試験法便覧 <u>A018</u>	
		骨材のすりへり試験	JIS A 1121	
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	
		粗骨材の軟石量試験	JIS A 1126	
		骨材中に含まれる粘土塊量試験	JIS A 1137	
		粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 A008	
		<u>粗骨材の剥離抵抗性試験</u>	<u>舗装調査・試験法便覧 A017</u>	
プ ラ ン ト	(2)	配合試験	舗装調査・試験法便覧	製造会社の報告書による。 現場混合の場合は、配合毎に各1回。
		<u>アスファルト抽出試験</u>	舗装調査・試験法便覧 G028	製造会社の定期試験結果による。 現場混合の場合において、印字記録による場合は全数、抽出試験による場合は1日につき1回。

改正後

現行

(参考)規格値	管理方式	処置
水浸膨張比 <u>2.0%以下</u>		
SS 表乾密度： <u>2.45g/cm³以上</u> 吸水率： <u>3.0%以下</u>		
すり減り量 砕石 30%以下 CSS 50%以下 SS 30%以下		
損失量 12%以下		
軟石量 5%以下		
粘土、粘土塊量 0.25%以下		
細長、あるいは扁平な石片 10.0%以下		
アスファルト量は±0.9%、粒度は2.36mm ふるい±12%及び75μm ふるい±5%。 印字記録による場合は、 <u>舗装施工便覧表 10. 5. 1</u> による。		
<u>配合設計で決定した温度</u>		

(参考)規格値	管理方式	処置
<u>3%以下</u>		<u>石灰岩やその他の岩石を粉砕した石粉を用いる場合</u>
合格		
水浸膨張比 <u>2.0%以下</u>		<u>アスファルト舗装要綱表 3. 5. 3</u> <u>表 3. 5. 7</u>
すり減り量 砕石 30%以下 CSS 50%以下 SS 30%以下		
損失量 12%以下		
軟石量 5%以下		
粘土、粘土塊量 0.25%以下 <u>アスファルト舗装要綱表 3. 5. 5</u>		
細長、あるいは扁平な石片 10.0%以下		
アスファルト量は±0.9%、粒度は2.36mm ふるい±12%及び75μm ふるい±5%を20回に1回以上の確率で下回ってはならない。 印字記録による場合は、 <u>アスファルト舗装要綱表 6. 5. 7</u> による。		

改正後

現行

工種	区分	試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準
ア ス フ ァ ル ト	(3) 舗 設 現 場	温度測定 (初期締固め前)	温度計による	トラック 1 台毎。
		密度測定	舗装調査・試験法便 覧 B008	500 m ² につき 1 個。(直径 10cm を原則と する)

工種	区分	試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準
ア ス フ ァ ル ト	(2) プ ラ ン ト	<u>温度測定（アスファルト、骨材、混合物）</u>	<u>温度計による</u>	<u>製造会社の試験報告書による。</u> <u>現場混合は、1 時間毎に行う。</u>
		<u>基準密度の決定</u>	<u>舗装調査・試験法便 覧 B008</u>	<u>製造会社の試験成績書による。</u> <u>現場混合は、当初の 2 日間、午前、午後 各 1 回、3 個。</u>
	(3) 舗 設 現 場	温度測定 (初期締固め前)	温度計による	トラック 1 台毎。
		密度測定	舗装調査・試験法便 覧 B008	500 m ² につき 1 個。(直径 10cm を原則と する)

改正後

現行

(参考)規格値	管理方式	処置
110°C以上		
基準密度の 94%以上（表層・基層） 93%以上（瀝青安定処理） 歩道等の場合は規格値の95%以上とする。		

(参考)規格値	管理方式	処置
<u>配合設計で決定した温度</u> <u>プラント毎の管理目標値</u>		<u>モールドにより作成した供</u> <u>試体より抽出。</u>
110°C以上		
基準密度の 94%以上（表層・基層） 93%以上（瀝青安定処理） 歩道等の場合は規格値の95%以上とする。		

改正後

5 プレキャストコンクリート製品及び鋼材関係

(1) プレキャストコンクリート製品関係

種類	規格	試験方法	標準ロット数
無筋コンクリート管及び鉄筋コンクリート管	JIS A 5371 JIS A 5372	JIS A 5371 JIS A 5372	300本
遠心力鉄筋コンクリート管 (ヒューム管)	JIS A 5372	JIS A 5372	直管 φ 150～350 500本 φ 400～1,000 200本 φ 1,100～1,800 150本 φ 2,000～2,400 130本 φ 2,600～3,000 100本 異形管、T字管、Y字管、 短管 100本 曲管、支管 50本
遠心力鉄筋コンクリート杭	JIS A 5372	JIS A 5372	200本
プレテンション方式遠心力 高強度プレストレストコンク リート杭 (PHC杭)	JIS A 5373	JIS A 5373	外径 300～400 1,000本 450～600 700本 700～1,200 500本
コンクリート矢板	JIS A 5372 JIS A 5373	JIS A 5372 JIS A 5373	1,000枚
鉄筋コンクリートフリューム 及び鉄筋コンクリートベンチ フリューム	JIS A 5372	JIS A 5372	500個
鉄筋コンクリート組立土止め	JIS A 5372	JIS A 5372	1,000個
鉄筋コンクリートU形 (U字溝)	JIS A 5372	JIS A 5372	1,000個
道路用鉄筋コンクリート側溝	JIS A 5372	JIS A 5372	1,000個
舗装用コンクリート平板	JIS A 5371	JIS A 5371	2,000枚
コンクリート境界ブロック (地先境界及び歩車道境界)	JIS A 5371	JIS A 5371	1,000個
コンクリートL形及び鉄筋コ ンクリートL形	JIS A 5371 JIS A 5372	JIS A 5371 JIS A 5372	1,000個
組合せ暗渠ブロック	JIS A 5372	JIS A 5372	1,000個
コンクリート積みブロック	JIS A 5371	JIS A 5371	1,000個
建築用コンクリートブロック	JIS A 5406	JIS A 5406	1,000個

現 行

5 コンクリート二次製品及び鋼材関係

(1) コンクリート二次製品関係

種類	規格	試験方法	標準ロット数
無筋コンクリート管及び鉄筋 コンクリート管	JIS A 5371 JIS A 5372	JIS A 5371 JIS A 5372	300本
遠心力鉄筋コンクリート管 (ヒューム管)	JIS A 5372	JIS A 5372	直管 φ 150～350 500本 φ 400～1,000 200本 φ 1,100～1,800 150本 φ 2,000～2,400 130本 φ 2,600～3,000 100本 異形管、T字管、Y字管、 短管 100本 曲管、支管 50本
遠心力鉄筋コンクリートくい	JIS A 5372	JIS A 5372	200本
プレテンション方式遠心力 高強度プレストレストコンク リートくい (PHCくい)	JIS A 5373	JIS A 5373	外径 300～400 1,000本 450～600 700本 700～1,200 500本
コンクリート矢板	JIS A 5372 JIS A 5373	JIS A 5372 JIS A 5373	1,000枚
鉄筋コンクリートフリューム 及び鉄筋コンクリートベンチ フリューム	JIS A 5372	JIS A 5372	500個
鉄筋コンクリート組立土止め	JIS A 5372	JIS A 5372	1,000個
鉄筋コンクリートU形 (U字溝)	JIS A 5372	JIS A 5372	1,000個
道路用鉄筋コンクリート側溝	JIS A 5372	JIS A 5372	1,000個
舗装用コンクリート平板	JIS A 5371	JIS A 5371	2,000枚
コンクリート境界ブロック (地先境界及び歩車道境界)	JIS A 5371	JIS A 5371	1,000個
コンクリートL形及び鉄筋コ ンクリートL形	JIS A 5371 JIS A 5372	JIS A 5371 JIS A 5372	1,000個
組合せ暗渠ブロック	JIS A 5372	JIS A 5372	1,000個
コンクリート積みブロック	JIS A 5371	JIS A 5371	1,000個
建築用コンクリートブロック	JIS A 5406	JIS A 5406	1,000個

改正後

現 行

(参考)規格値	管理方式	処 置
<p>(1) JIS 製品 個数の標準ロット数以下の場合 は、製造業者の実施している JIS に よる品質管理の工場報告書により確 認するものとし、標準ロット数以上 の場合は、ロット数、又はその端数 毎に、工場における強度試験に立会 うものとする。 ただし、現場へ搬入の都度、外観、 形状については全数を、寸法（又は 重量）については 100 個、又はその 端数毎に、1 個を抽出して再検査す るものとする。 試験（測定）項目、方法等は種類に より異なり複雑であるので、必要な JIS は前もって充分調べておく必要 がある。</p> <p>(2) JIS 同等品 前項に準ずる。</p> <p>(3) JIS 外製品 別に定める規格により実施する ものとする。ただし、定めのないも のは、類似の JIS 製品の品質管理の 規定を準用する。</p>	<p>(1) 測定した結果が 20 点以 上の場合は管理図表によ る。 20 点未満の場合は結果 一覧表による。</p>	<p>(1)メーカーの報告書によ る場合は内容チェックを し、疑問があれば立会検 査をする。 (2)不合格になった材料 は、使用してはならない。</p>

(参考)規格値	管理方式	処 置
<p>(1) JIS 製品 個数の標準ロット数以下の場合 は、製造業者の実施している JIS に よる品質管理の工場報告書により確 認するものとし、標準ロット数以上 の場合は、ロット数、又はその端数 毎に、工場における強度試験に立会 うものとする。 ただし、現場へ搬入の都度、外観、 形状については全数を、寸法（又は 重量）については 100 個、又はその 端数毎に、1 個を抽出して再検査す るものとする。 試験（測定）項目、方法等は種類に より異なり複雑であるので、必要な JIS は前もって充分調べておく必要 がある。</p> <p>(2) JIS 同等品 前項に準ずる。</p> <p>(3)JIS 外製品 別に定める規格により実施する ものとする。ただし、定めのないも のは、類似の JIS 製品の品質管理の 規定を準用する。</p>	<p>(1) 測定した結果が 20 点以 上の場合は管理図表によ る。 20 点未満の場合は結果 一覧表による。</p>	<p>(1)メーカーの報告書によ る場合は内容チェックを し、疑問があれば立会検 査をする。 (2)不合格になった材料 は、使用してはならない。</p>

改正後

(2) 鋼材関係

種類	規格	試験方法	標準ロット数
鋼管杭	JIS A 5525	JIS A 5525	寸法、外観、化学成分及び強度試験
H形鋼杭	JIS A 5526	JIS A 5526	寸法、外観、化学成分及び強度試験
熱間圧延鋼矢板	JIS A 5528	JIS A 5528	寸法、外観、化学成分及び強度試験
一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101	JIS G 3101	寸法、外観、化学成分及び強度試験
再生鋼材	JIS G 3111	JIS G 3111	寸法、外観及び引張曲げ強度試験
鉄筋コンクリート用棒鋼	JIS G 3112	JIS G 3112	寸法、外観及び引張曲げ強度試験

現行

(2) 鋼材関係

種類	規格	試験方法	標準ロット数
鋼管杭	JIS A 5525	JIS A 5525	寸法、外観、化学成分及び強度試験
H形鋼杭	JIS A 5526	JIS A 5526	寸法、外観、化学成分及び強度試験
熱間圧延鋼矢板	JIS A 5528	JIS A 5528	寸法、外観、化学成分及び強度試験
一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101	JIS G 3101	寸法、外観、化学成分及び強度試験
再生鋼材	JIS G 3111	JIS G 3111	寸法、外観及び引張曲げ強度試験
鉄筋コンクリート用棒鋼	JIS G 3112	JIS G 3112	寸法、外観及び引張曲げ強度試験

改正後

現行

(参考)規格値	管理方式	処置
<p>(1) JIS 製品 製造会社の品質試験結果（ミルシート）で確認をする。</p> <p>(2) JIS 外製品 同一形状寸法で 10～50 t までは 10 t 毎に 2 本、50 t を超える場合は 50 t 毎に 2 本の割合で試験を行うものとする。ただし、10 t 未満の場合は製造会社の品質試験結果で確認する。</p>		

(参考)規格値	管理方式	処置
<p>(1) JIS 製品 製造会社の品質試験結果（ミルシート）で確認をする。</p> <p>(2) JIS 外製品 同一形状寸法で 10～50 t までは 10 t 毎に 2 本、50 t を超える場合は 50 t 毎に 2 本の割合で試験を行うものとする。ただし、10 t 未満の場合は製造会社の品質試験結果で確認する。</p>		

改正後

現 行

6 その他の二次製品

6 その他の二次製品

	種 類	規 格	試験方法	標準ロット数
ダクタイル 铸铁管	ダクタイル铸铁管	JIS G 5526	JIS G 5526	φ 75~ <u>300</u> 200本 φ <u>350</u> ~ 600 100本
	ダクタイル铸铁异形管	JIS G 5527	JIS G 5527	φ 700~1,000 <u>50本</u> φ 1,100~2,600 <u>25本</u>
	ダクタイル铸铁直管 ダクタイル铸铁异形管 ダクタイル铸铁管継手 (農業用水用)	JDPA G 1027	JDPAG 1027	
硬質ポリ塩化ビニル管	硬質塩化ビニル管	JIS K 6741	JIS K 6741	1,000本
	水道用硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6742	JIS K 6742	1,000本
強化プラスチック複合管	強化プラスチック複合管	JIS A 5350	JIS A 5350	200本
鋼管	水輸送用塗覆装鋼管	JIS G 3443-1	JIS G 3443-1	200本
	配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3452	JIS G 3452	
	圧力配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3454	JIS G 3454	
	配管用アーク溶接炭素鋼鋼管	JIS G 3457	JIS G 3457	
	水輸送用塗覆装鋼管の异形管	JIS G 3443-2	JIS G 3443-2	
	農業用プラスチック被覆鋼管	WSP A-101	WSP A-101	

	種 類	規 格	試験方法	標準ロット数
ダクタイル 铸铁管	ダクタイル铸铁管	JIS G 5526	JIS G 5526	φ 75~ <u>250</u> 200本 φ <u>300</u> ~ 600 100本
	ダクタイル铸铁异形管	JIS G 5527	JIS G 5527	φ 700~1,000 <u>60本</u> φ <u>1,100~1,500</u> <u>40本</u> φ <u>1,600~2,600</u> <u>30本</u>
	ダクタイル铸铁直管 ダクタイル铸铁异形管 ダクタイル铸铁管継手 (農業用水用)	JDPA G 1027	JDPAG 1027	
硬質ポリ塩化ビニル管	硬質塩化ビニル管	JIS K 6741	JIS K 6741	1,000本
	水道用硬質塩化ビニル管	JIS K 6742	JIS K 6742	1,000本
強化プラスチック複合管	強化プラスチック複合管	JIS A 5350	JIS A 5350	200本
鋼管	水輸送用塗覆装鋼管	JIS G 3443-1	JIS G 3443-1	200本
	配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3452	JIS G 3452	
	圧力配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3454	JIS G 3454	
	配管用アーク溶接炭素鋼鋼管	JIS G 3457	JIS G 3457	
	水輸送用塗覆装鋼管の异形管	JIS G 3443-2	JIS G 3443-2	
	農業用プラスチック被覆鋼管	WSP A-101	WSP A-101	

改正後

現 行

試験（測定）基準	管 理 方 法	処 置
<p>(1)JIS 製品 標準ロット数以下の場合は、製造業者の実施している JIS による品質管理の工場報告書により確認するものとし、標準ロット数以上の場合は、ロット数、又はその端数毎に、工場における強度試験に、立会うものとする。 ただし、現場へ搬入の都度、外観、形状については全数を、寸法（又は重量）については、100 個、又はその端数毎に、1 個を抽出して再検査するものとする。 試験（測定）項目、方法等は種類により異なり複雑であるので、必要な JIS は前もって充分調べておく必要がある。</p> <p>(2)JIS 同等品 前項に準ずる。</p> <p>(3)JIS 外製品 別に定める規定により実施するものとする。 ただし、定めのないものは、類似の JIS 製品の品質管理の規定を準用する。</p>	<p>(1) 測定した結果が 20 点以上の場合は管理図表による。20 点未満の場合は結果一覧表による。</p>	<p>(1) メーカーの報告書による場合は内容チェックをし、疑問があれば立会検査をする。 (2) 不合格になった材料は、使用してはならない。</p>

試験（測定）基準	管 理 方 法	処 置
<p>(1)JIS 製品 標準ロット数以下の場合は、製造業者の実施している JIS による品質管理の工場報告書により確認するものとし、標準ロット数以上の場合は、ロット数、又はその端数毎に、工場における強度試験に、立会うものとする。 ただし、現場へ搬入の都度、外観、形状については全数を、寸法（又は重量）については、100 個、又はその端数毎に、1 個を抽出して再検査するものとする。 試験（測定）項目、方法等は種類により異なり複雑であるので、必要な JIS は前もって充分調べておく必要がある。</p> <p>(2)JIS 同等品 前項に準ずる。</p> <p>(3)JIS 外製品 別に定める規定により実施するものとする。 ただし、定めのないものは、類似の JIS 製品の品質管理の規定を準用する。</p>	<p>(1) 測定した結果が 20 点以上の場合は管理図表による。20 点未満の場合は結果一覧表による。</p>	<p>(1) メーカーの報告書による場合は内容チェックをし、疑問があれば立会検査をする。 (2) 不合格になった材料は、使用してはならない。</p>

改正後	現行
別表第4 施工管理記録様式 [略]	別表第4 施工管理記録様式 [略]